

# 宇都宮の環境

(平成26年度 環境状況報告書)



平成28年1月

宇都宮市

# 宇都宮市民憲章

宇都宮市は、恵まれた自然と古い歴史に支えられ、

二荒の森を中心に栄えてきたまちです。

このふるさとに誇りをもち、みんなの力で豊かな未来を築くため、

市民の誓いを定めます。

- 1 健康で、心のふれあう明るいまちをつくります。
- 2 きまりを守り、活気あふれる楽しいまちをつくります。
- 3 学ぶことを大切にし、文化の薫る美しいまちをつくります。



市の花 さつき  
昭和45年4月1日制定



市の木 いちよう  
昭和61年4月1日制定

表紙は「平成27年度もったいないポスター」高学年の部

最優秀賞 宇都宮市立清原南小学校 6年 <sup>すぎやまりり</sup> 杉山莉理さんの作品です。

# 目 次

## 第1部 「第2次宇都宮市環境基本計画」の概要

1	計画の基本的事項	2
2	環境問題の動向	2
3	環境面から見た宇都宮市の特性	2
4	計画の目指すところ	3
5	目指す社会像とリーディングプラン	4
6	分野別施策の展開	6
7	計画の推進に向けて	
(1)	推進体制の整備	8
(2)	計画の進行管理	8

## 第2部 環境施策の取組状況

第2次宇都宮市環境基本計画の進捗状況（平成26年度分）（総括）	10
(1) 進捗状況の総括	10
(2) 各分野における進捗状況	10
<b>環境分野1 地球環境</b>	
基本施策1-1 環境負荷の少ないエネルギー施策の推進	13
基本施策1-2 環境負荷の少ないまちづくりの推進	17
基本施策1-3 その他地球環境対策の推進	21
<b>環境分野2 廃棄物</b>	
基本施策2-1 ごみの発生抑制の推進	23
基本施策2-2 適正な資源循環利用の推進	27
基本施策2-3 ごみの適正処理の推進	30
<b>環境分野3 自然環境</b>	
基本施策3-1 生態系の保全	32
基本施策3-2 緑環境の保全と創出	35
基本施策3-3 水環境の保全と創出	38
基本施策3-4 身近な景観の保全と創造	41

## 環境分野4 生活環境

基本施策4-1 大気環境の保全	45
基本施策4-2 水・土壌・地盤環境の保全	47
基本施策4-3 音・振動・臭気環境の保全, 化学物質対策の推進	49
基本施策4-4 生活環境の保全	51

## 環境分野5 人づくり

基本施策5-1 環境教育・環境学習の推進	54
基本施策5-2 環境保全活動の促進	56
基本施策5-3 環境配慮行動の推進	58

## 第3部 環境の現状

1 大気環境関係	64
2 水・土壌環境関係	76
3 その他生活環境関係	97
4 廃棄物関係	107
5 その他	108

## 第4部 資料編

1 環境行政のあゆみ	112
2 宇都宮市環境基本条例	119

# 第1部

## 「第2次宇都宮市

## 環境基本計画」の概要

---

## 1 計画の基本的事項

- 目的** 本計画は、宇都宮市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示すもので、本市における環境施策を総合的・計画的に推進し、同条例に掲げる基本理念の具体化を図ることを目的としています。
- 期間** 本計画の期間は、平成23年度から平成32年度の10年間（前期5年、後期5年）とします。  
ただし、環境問題や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。
- 対象地域** 本計画の対象とする地域は、宇都宮市全域とします。なお、環境問題の広域的な影響を踏まえ、周辺地域の環境や地球環境も考慮します。
- 推進主体** 本計画の推進は、市民、事業者、行政が主体となって担い、それぞれの役割を果たすとともに、協力と連携を進めていきます。

## 2 環境問題の動向

### 1 地球規模の環境問題の拡大

世界経済の拡大と人口増加とともに、環境問題も地球規模で深刻化しており、世界が協調して、大きな改革に取り組みなければならない状況となっています。

### 2 国際社会の環境対応

「持続可能な開発」という考え方が国際社会に浸透し、将来世代に良好な環境を継承すべく地球環境問題への対応が図られてきています。

### 3 日本の環境政策の方向

日本は、「循環型社会」「低炭素社会」「自然共生社会」という社会像に向けた統合的な取組を進めることにより、「持続可能な社会」の実現を目指しています。

### 4 宇都宮市のまちづくりの方向

本市は、宇都宮市第5次総合計画においてまちづくりの方向、方針を定める中で、地球環境問題への対応や地域の良好な環境づくりの面から、「環境調和型社会の構築」と「ネットワーク型コンパクトシティの形成」を目指すこととしています。

### 5 環境問題への対応

- 地球温暖化、地球資源の枯渇、生態系への脅威などの地球環境問題への対応のため、「持続可能な社会」の形成が必要となっています。
- 自然エネルギー利用等の技術開発や、環境の価値を盛り込んだビジネスの創造など、「環境と経済の好循環」の実現が必要となっています。
- 自然の機能と調和を保つとともに、都市の「コンパクト化（集約化）」を図ることで、環境負荷が低減された、環境調和型の都市や土地利用の形成が必要となっています。
- ヒートアイランド現象や、局地的な豪雨の発生、化学物質による人の健康や環境への影響が懸念されており、具体的な対策が求められています。
- 環境問題は、産業、交通、消費活動など社会経済のあらゆる活動から発生しており、社会全体として環境を重視する価値観や行動様式への転換が求められています。そのためには、社会の様々な場面において、環境についての知識や理解、環境に配慮する意識と行動の浸透を図っていくことが必要となっています。

## 3 環境面から見た宇都宮市の特性

宇都宮市の特性から、環境問題への対応において配慮すべき点と、本市の強みとして活用すべき点は下記のように考えられます。

### 配慮すべき点

#### ○ 低密度の土地利用

市域の約8割が平坦な地形で市街地が大きく広がり、低密度の土地利用が拡大してきたため、移動の際に発生する二酸化炭素の増加など環境負荷の高い都市構造となっています。

#### ○ 高い自動車依存

自動車依存度が全国的にも高く、ガソリン消費量も多い状況にあることから、運輸交通部門の二酸化炭素排出量が多い傾向にあります。（自動車保有台数（H20年度）は1世帯あたり1.48台で、全国平均の1.10台を大きく上回っています。）

#### ○ 寒暖の差が大きい気候

寒暖の差の大きい内陸性気候のため、冷暖房などのエネルギー消費量が多い傾向となっています。

#### ○ 発達した製造業

本市は産業都市であり、製造業の集積が高いことから、生産活動と自然や生活環境との共生が必要です。

### 本市の強み

#### ○ 豊かな自然

本市は、優れた自然環境と生態系を有するとともに、気候面で、一年を通して豊富な日照時間を有しています。

#### ○ 強い産業

農・工・商が高水準でバランスよく発達しており、様々な産業分野で環境関連産業の展開の可能性を有しています。

#### ○ 高い環境意識

本市独自の「もったいない運動」の展開などにより、環境配慮行動の拡大や、ごみ減量意識などが浸透してきています。



## 4 計画の目指すところ

本市は、平成13年10月に、環境基本条例を施行し、その基本理念に「環境都市」の実現を定め、平成15年2月の最初の環境基本計画策定時から、21世紀半ばを展望した計画の基本理念（望ましい環境像）として、「みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや」を掲げてきました。

市民、事業者、行政の各主体の参加と連携・協力によって、持続可能な社会を実現し、より良好な状態で将来世代に渡していくことが、この基本理念（望ましい環境像）の総意であることから、本計画においても継承します。

### <計画の基本理念>

**みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや**

<基本理念を実現していくための基本的な考え方>  
うつのみやから はじめよう 「環境の世紀」のまちづくり

### 低炭素のまち うつのみや

日常生活や経済活動、まちづくりにおいて、温室効果ガス排出を低減させると同時に、生活の豊かを実感できる社会

### 循環利用のまち うつのみや

社会経済活動の全段階を通して、循環資源の利用や廃棄物の発生抑制などにより、新たに採取する資源をできる限り少なくする社会

### 調和と共生のまち うつのみや

安全で安心な生活環境が確保されるとともに、生物多様性が適切に保たれ、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会

〈3つの目指す社会像〉

### 基本理念を実現するための協働

交流・連携・補完 プロジェクト推進 計画の進捗管理

地球上にあるすべてのものに  
尊敬と感謝の気持ちを持つ「もったいない」のこころ



## 5 目指す社会像とリーディングプラン

3つの目指すべき社会像の姿と、その社会像を具体化するためのリーディングプランを設定しました。リーディングプランは、向かうべき方向性（ターゲット）を定め、特に効果的、特徴的な事業を複合的なプロジェクトとしてまとめ、本計画を先導するものとして位置付けています。また、リーディングプランは分野横断的な性格を持ち、その推進により各プロジェクト間、事業間の連携や相乗効果が期待される本計画の進捗管理を行う上での中心的役割を担う取組となります。

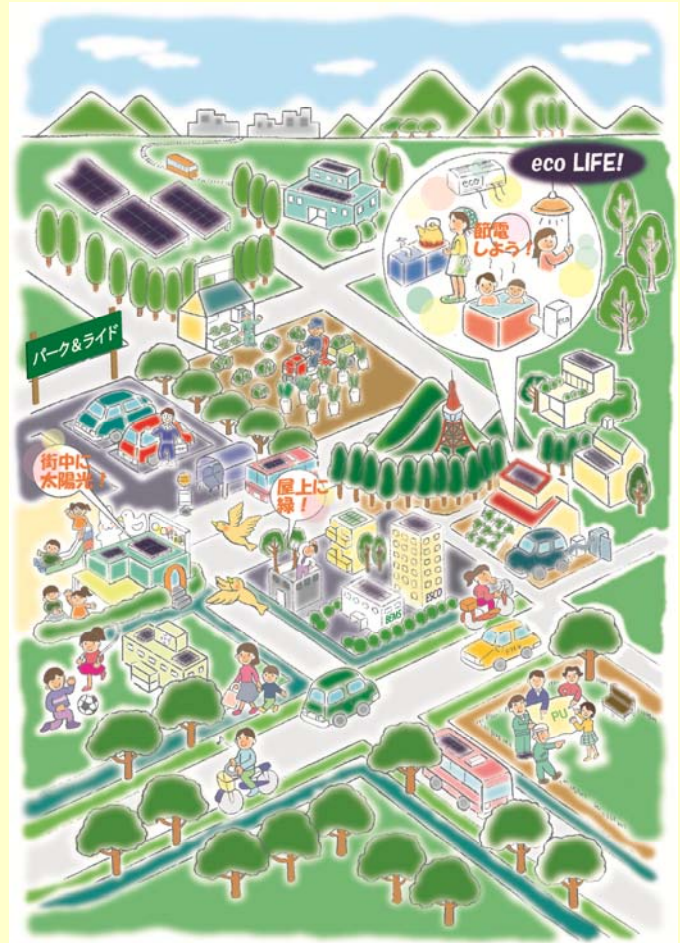
## 低炭素のまち うつのみや の実現

私たちが日常的に行っているエネルギーの消費は、二酸化炭素の排出に直に結び付いており、北関東を代表する中心都市である宇都宮市が温室効果ガスの削減に果たすべき役割は大きいといえます。

そのことを踏まえ、地球温暖化対策に地域から貢献するよう、温室効果ガス排出削減に取り組む地域の姿として、「低炭素のまち うつのみや」を目指します。

### 暮らしやまちの姿

1. 都市のあらゆるところに、太陽光発電などの利用が浸透する
2. 再生可能なバイオマスエネルギーの生産と利用が進む
3. 工業団地や住宅団地などで、効率の高いエネルギーシステムが普及する
4. 建物の高断熱、省エネ型の機器の利用、電力の高度な制御などが普及する
5. 公共交通や自転車道が便利になり、自動車に依存しない交通環境が充実する
6. 自動車の動力に、電気や燃料電池の利用が普及する
7. エネルギー関連技術の蓄積が進み、地域の産業を支える
8. 営農活動などで、省エネ化が進んでいる
9. 地域での地産地消が進み、フードマイルージやウッドマイルージが減っている
10. 都市がコンパクトになり、様々な活動の効率が向上する
11. 住まいの周辺の緑が豊かになり、身近なCO<sub>2</sub>吸収源が増えるなど



### 進捗を見るための目標指標

目標指標	目標(平成 32 年度)
市域からの二酸化炭素排出量	市域における平成 32 年度(2020 年度)の二酸化炭素排出量を 1990 年度比で 25%削減する

## リーディングプランの内容

### 地産地消エネルギーの創出と賢く使うプロジェクト

- ・ みやソーラーCityプロジェクトの推進  
住宅用太陽光発電や、市民の力を活用した太陽光発電普及の仕組みづくりなどにより、ソーラーCityの構築を目指します。
- ・ 再生可能エネルギーの利活用の推進  
小水力や地中熱の利活用策について検討し、普及促進を図ります。
- ・ 省エネ機器、省エネ型建築物の普及促進

### 人と地球にやさしい交通づくりプロジェクト

- ・ 環境にやさしい交通の推進  
基幹公共交通の整備や地域内交通の導入推進を図ります。
- ・ 環境にやさしい自転車利用・活用の促進
- ・ 低環境負荷型自動車への転換策の推進  
EV（電気自動車）等の普及促進に取り組めます。

### 環境創造型産業振興プロジェクト

- ・ 低炭素型ビジネスの創出及び支援  
二酸化炭素の排出削減と産業の活性化を両立させる、低炭素型ビジネスの創出及び支援の推進を図ります。
- ・ 環境保全型農業の促進  
省エネ技術等の導入促進や、地産地消の推進を図ります。

### コンパクトで緑の多いまちづくり・地域づくりプロジェクト

- ・ 環境負荷の少ない市街地整備の推進
- ・ 緑による吸収減対策の推進

### CO<sub>2</sub>削減に取り組む人たちの手と手を結ぶプロジェクト

- ・ 低炭素のまち実現に向けたパートナーシップの構築  
環境 NPO、企業、学校、関係機関等との連携の強化を図ります。



## 循環利用のまち うつのみや の実現

資源の大量消費と大量廃棄は、廃棄物による環境負荷だけではなく、資源の枯渇や資源開発による自然破壊といった、他の地域や地球規模の環境問題にもつながっており、生活都市及び産業都市である宇都宮市が、資源の効率的利用と循環利用に果たすべき役割は大きいといえます。

そのことを踏まえ、資源の再利用・再生利用に取り組む地域の姿として、「循環利用のまち うつのみや」を目指します。

### 暮らしやまの姿

1. 家庭の生ごみや紙ごみが資源化され、焼却量が減る
2. 家畜排泄物や間伐材、剪定枝葉などのバイオマス資源の、地域内での循環利用が盛んになる
3. バイオマスやリサイクルの技術が蓄積され、地域の産業を支える など

### リーディングプランの内容

#### 有機資源リサイクルプロジェクト

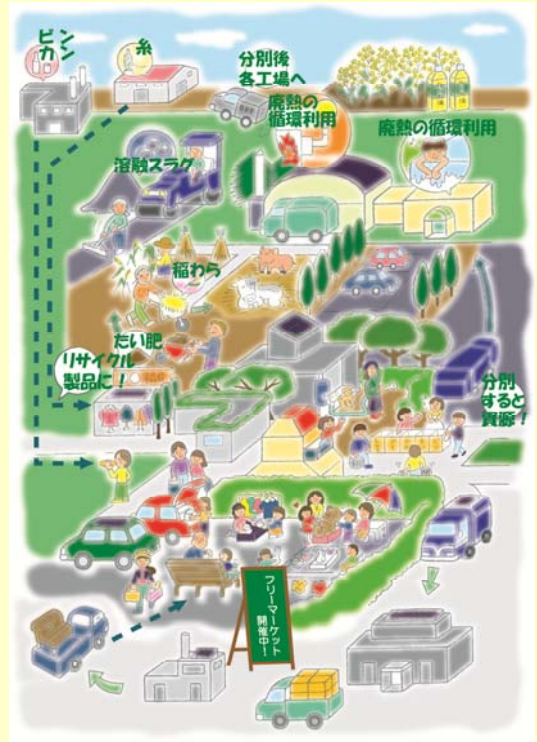
- ・ 生ごみの資源化推進
- ・ バイオマスタウンの推進
- ・ 生ごみ減量化の促進

#### もう一度よみがえれ！リサイクルの環プロジェクト

- ・ 廃棄物のリサイクルの推進
- ・ レアメタル回収事業の調査、研究、実施
- ・ 地域内での資源循環利用の推進

#### 「もったいないの約束」から始めようプロジェクト

- ・ ひとやものを大切にすもったいない運動の推進
- ・ 市民・事業者等と連携した3Rの推進



進捗を見るための目標指標

目標指標	基準 (平成21年度)	前期目標 (平成27年度)	後期目標 (平成32年度)
市民1人1日当たりのごみ排出量	883グラム	740グラム	710グラム

## 調和と共生のまち うつのみや の実現

私たちの暮らしは、人と自然とが互いに影響を及ぼし合いながら、地域の生態系や景観及び良好な生活環境を保っており、人の活動や生産活動のあり方によっては、それらの調和を大きく損ねてしまう関係にあります。

そのことを踏まえ、自然に調和した活動や動植物との共生、生活環境の保全に取り組み、豊かな自然とともに発展する地域の姿として、「調和と共生のまち うつのみや」を目指します。

### 暮らしやまの姿

1. 市街地にも豊かな緑があり、鳥や動物の姿が楽しめる
2. 河川の水が豊かで、汚濁がなく、岸辺には様々な動植物が見られる
3. 農業や森林の多面的機能が維持されながら、盛んな生産活動が行われている
4. 人為や変化に弱い希少種・貴重種の生存が保たれている など

### リーディングプランの内容

#### 水と緑のネットワーク形成プロジェクト

- ・ 都市の緑化・緑地の保全
- ・ 水と緑のネットワーク拠点の充実

#### 生物多様性の保全推進プロジェクト

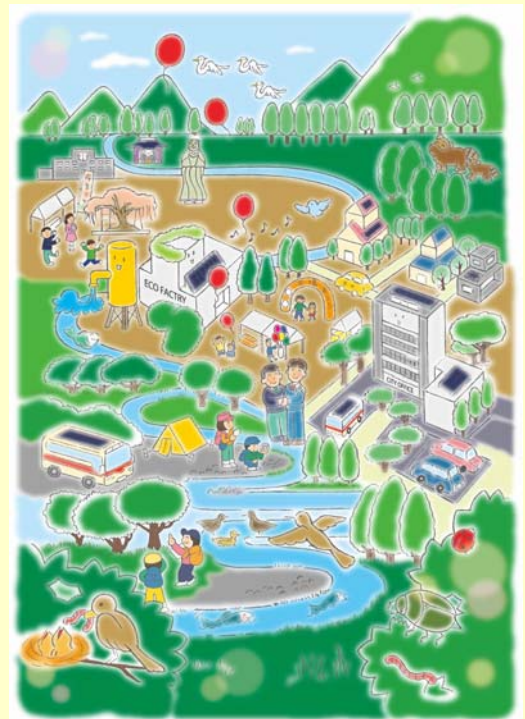
- ・ 生物多様性地域戦略に基づく保全施策等の推進  
「生物多様性地域戦略」を策定し、自然環境資源の保全・利活用策を推進します。

#### 快適な生活環境の推進プロジェクト

- ・ 事業者と連携した生活環境保全の推進

#### 森や水やすがすがしい空気を守り、引き継ぐ人づくりプロジェクト

- ・ 市民等による自然環境保全行動の推進
- ・ 市民等による生活環境保全行動の推進



進捗を見るための目標指標

目標指標	基準 (平成21年度)	前期目標 (平成27年度)	後期目標 (平成32年度)
生活や環境に、水や緑など、うるおいがあると感じている市民の割合	65%	77%	80%

## 6 分野別施策の展開

本市の環境施策について環境分野別に体系的に示すことにより、計画的な推進と進捗管理を図っていきます。

### 1 地球環境

【基本施策】

#### 1-1 環境負荷の少ないエネルギー施策の推進

【施策】

- 1-1-1 省エネルギー化の推進
  - (1) 各主体の省エネルギー行動の普及促進
  - (2) 省エネルギー機器の普及促進
- 1-1-2 低炭素型エネルギーへの転換
  - (1) 太陽エネルギー利用の促進
  - (2) 新たな地産地消エネルギー施策の展開

#### 1-2 環境負荷の少ないまちづくりの推進

- 1-2-1 環境負荷の少ない交通環境の構築
  - (1) 公共交通ネットワークの充実・強化及び利用促進
  - (2) 自転車利用・活用の促進
  - (3) 低環境負荷型の自動車利用環境の整備
- 1-2-2 低環境負荷型の建築物の普及促進
  - (1) 低環境負荷型の建築物の普及促進
- 1-2-3 環境負荷の少ない都市整備の推進
  - (1) 環境負荷の少ない市街地整備の推進
- 1-2-4 環境創造型の地域産業の振興
  - (1) 低炭素型地域産業の振興

#### 1-3 その他地球環境対策の推進

- 1-3-1 地球環境保全のための仕組みづくりの推進
  - (1) 地球環境保全のための仕組みづくりの推進
- 1-3-2 オゾン層保護対策等の推進
  - (1) オゾン層保護対策の推進
  - (2) 酸性雨対策の推進

### 2 廃棄物

【基本施策】

#### 2-1 ごみの発生抑制の推進

【施策】

- 2-1-1 家庭系ごみの発生抑制の推進
  - (1) 市民と連携したごみの発生抑制の推進
  - (2) 家庭系ごみの分別徹底の推進
  - (3) 生ごみ削減の推進
  - (4) レジ袋削減の推進
- 2-1-2 事業系ごみの発生抑制の推進
  - (1) 事業者と連携したごみの発生抑制の推進
  - (2) 事業系ごみの分別徹底、搬入指導強化の推進

#### 2-2 適正な資源循環利用の推進

- 2-2-1 家庭系ごみの資源化の推進
  - (1) 生ごみ資源化の推進
  - (2) その他廃棄物の資源化の推進
- 2-2-2 事業系ごみの資源化の推進
  - (1) 事業系ごみの資源化の推進
- 2-2-3 その他資源化の推進
  - (1) その他資源化の推進

#### 2-3 ごみの適正処理の推進

- 2-3-1 適正処理の推進
  - (1) 適正処理意識の醸成強化
  - (2) 事業者等に対する指導強化
- 2-3-2 不法投棄の未然防止、拡大防止
  - (1) 不法投棄多発地点等の監視強化
  - (2) 市民・事業者・他行政機関等との連携強化
  - (3) 早期発見・早期対応の推進

### 3 自然環境

【基本施策】

#### 3-1 生態系の保全

【施策】

- 3-1-1 自然環境の把握
  - (1) 自然環境に係る調査等の推進
- 3-1-2 生物多様性の保全
  - (1) 生物多様性の保全対策の推進
- 3-1-3 自然環境資源の利活用
  - (1) 自然環境資源の保全・利活用策の推進

#### 3-2 緑環境の保全と創出

- 3-2-1 農業や森林の多面的機能の維持向上
  - (1) 森林機能の保全
  - (2) 環境にやさしい農業の促進
  - (3) 農地の保全と活用
  - (4) 農業資源の循環利用
- 3-2-2 都市の緑の保全と創出
  - (1) 都市の緑化
  - (2) 緑地の保全
  - (3) 緑と憩いの拠点づくり

### 3-3 水環境の保全と創出

- 3-3-1 水資源の確保  
(1) 既存水源の保持  
(2) 安定した農業用水の確保  
(3) 漏水抑制事業の推進  
(4) 水を大切にすることを意識の醸成  
(5) 水の自然循環の促進

- 3-3-2 河川環境の保全と創出  
(1) 治水対策の推進  
(2) 水辺に親しめる空間の創出  
(3) 河川機能の保全

### 3-4 身近な景観の保全と創出

- 3-4-1 景観形成の総合的推進  
(1) 景観計画を活用した景観づくりの推進  
(2) 景観に関する意識の啓発  
(3) 屋外広告物の規制誘導

- 3-4-2 歴史的・文化的景観の整備と活用  
(1) 歴史的・文化的景観の整備と活用

## 4 生活環境

【基本施策】

### 4-1 大気環境の保全

【施策】

- 4-1-1 監視体制の整備と充実  
(1) 大気汚染状況の監視

- 4-1-2 発生源対策の充実

- (1) 工場・事業場に対する指導の徹底

- 4-1-3 自動車排出ガス対策の充実

- (1) 自動車排出ガス対策の充実

### 4-2 水・土壌・地盤環境の保全

- 4-2-1 監視体制の整備と充実

- (1) 水質調査等の充実

- (2) 生活排水監視体制の充実

- 4-2-2 発生源対策の充実

- (1) 工場・事業場に対する指導の徹底

- (2) 土壌汚染対策に係る指導・助言

- (3) 地下水利用抑制の啓発

- 4-2-3 生活排水対策の充実

- (1) 生活排水処理施設整備の推進

- (2) 合流式下水道の機能改善

### 4-3 音・振動・臭気環境の保全、 化学物質対策の推進

- 4-3-1 監視体制の整備と自動車騒音対策の充実

- (1) 騒音調査の充実、関係機関に対する要望

- (2) 自動車騒音対策の充実

- 4-3-2 近隣公害等への対応

- (1) 工場・事業場に対する指導の徹底（騒音・振動・悪臭）

- (2) 近隣公害の防止に係る啓発

- 4-3-3 化学物質への対応

- (1) 化学物質や農薬等の適正使用、適正管理、削減の推進

- (2) ダイオキシン対策の推進

### 4-4 生活環境の保全

- 4-4-1 生活環境保全対策の推進

- (1) 事業者と連携した生活環境保全対策の推進

- (2) 情報の公開

## 5 人づくり

【基本施策】

### 5-1 環境教育・環境学習の推進

【施策】

- 5-1-1 環境情報の整備と提供

- (1) 環境情報の整備、提供、活用の推進

- 5-1-2 人材育成の推進

- (1) 環境リーダー等の人材の育成

- (2) 人材活用のための仕組みづくり

- 5-1-3 環境学習の場と機会の創出・支援

- (1) 環境学習手法等の開発、整備

- (2) 環境学習のための場の充実

- (3) 多様な学習機会の提供・支援

- (4) 各主体の連携による環境学習の推進

### 5-2 環境保全活動の促進

- 5-2-1 環境保全活動の促進

- (1) 市民・事業者・団体等の環境保全活動の促進

- 5-2-2 市民・事業者・市の連携の推進

- (1) 環境パートナーシップの強化

### 5-3 環境配慮行動の推進

- 5-3-1 環境配慮行動の推進

- (1) 環境配慮指針の運用

- (2) 環境管理活動の推進

- (3) 環境配慮に係る取組の推進

- (4) 「もったいない運動」の推進

## 7 計画の推進に向けて

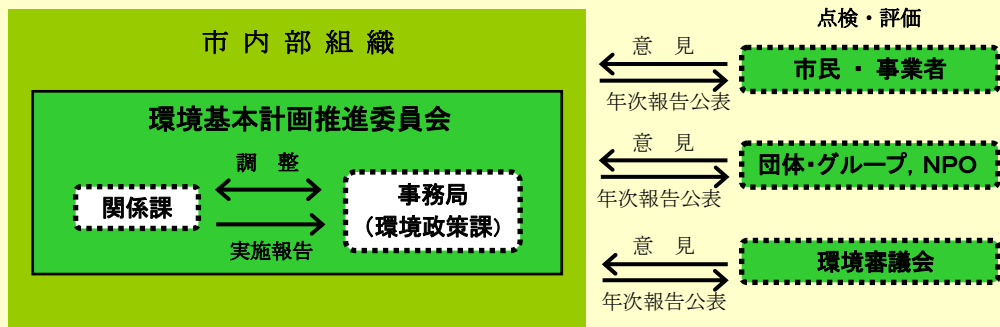
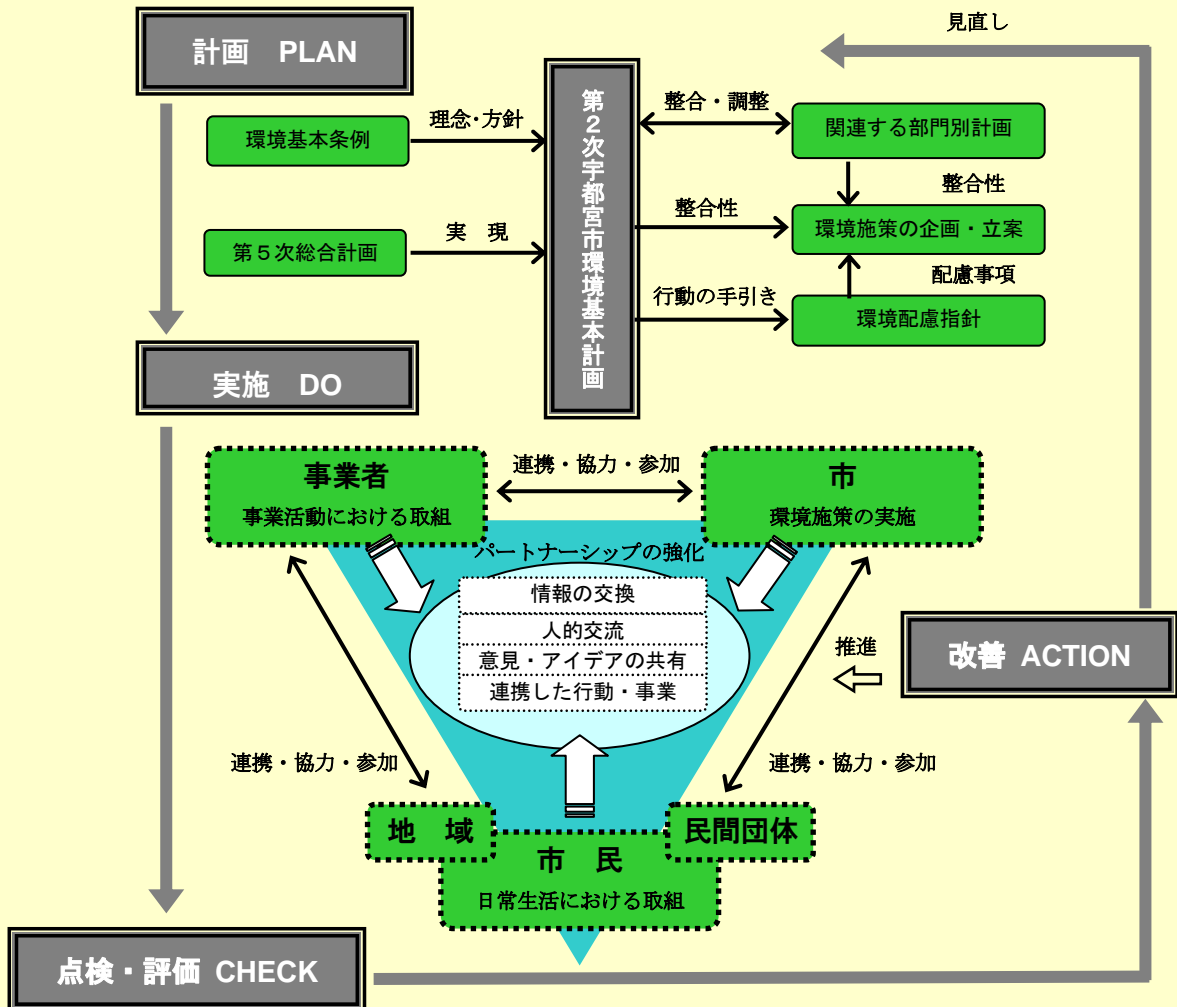
### (1) 推進体制の整備

本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくための必要な体制の整備を行います。

### (2) 計画の進行管理

本市の環境の現状や計画に基づく各種施策の進捗状況、目標の達成状況を把握し、環境基本計画推進委員会において点検・評価を行い、その結果を年次報告書としてとりまとめます。

市は、各方面からの意見を踏まえ、環境施策の見直しや新たな取組の検討等を行います。



詳細につきましては「第2次宇都宮市環境基本計画」の本編をご覧ください。



## 第2部

# 環境施策の取組状況

---

## 第2次宇都宮市環境基本計画の進捗状況（平成26年度分）（総括）

### （1）進捗状況の総括

計画全体の進捗状況については、環境指標のうち、「概ね順調」以上の指標が87.5パーセントと、目標の達成に向けて、着実に進展していると考えられる（下表）。

分野別の進捗状況を見てみると、環境負荷の少ないエネルギー施策の推進など「地球環境分野」、緑や水環境の保全と創出、身近な景観の保全と創造に関する「自然環境分野」、環境教育や環境保全活動の促進に関する「人づくり分野」において、概ね順調に進んでいる。

基本施策レベルの進捗状況を見てみると、「生態系の保全」や「生活環境の保全」において取組の更なる充実と強化が求められている。

表 第2次宇都宮市環境基本計画の進捗状況（平成26年度分）

評価区分	評価の考え方	分 野					合 計
		地球環境	廃棄物	自然環境	生活環境	人づくり	
○ 順調に進んでいる	・期待値※に対して、実績が9割以上	3	1	6	2	3	15 (62.5%)
△ 概ね順調に進んでいる	・期待値に対して、実績が7割以上 ・期待値に対して実績が9割以上であつても、基準値を下回っている場合	2	3	0	1	0	6 (25.0%)
× あまり順調に進んでいない	・期待値に対して、実績が7割未満	1	0	1	1	0	3 (12.5%)
合 計		6	4	7	4	3	24

### （2）各分野における進捗状況

#### 環境分野1 地球環境

##### 【状 況】

- ・「環境負荷の少ないエネルギー施策の推進」については、国や県が太陽光発電システム設置費に対する補助金を廃止するなか、市単独で補助を継続実施し、本市の地域特性の強みである太陽光を利用した再生可能エネルギーの普及促進を図った。また、ハウスメーカーと連携しながら補助金制度の周知を行った。
- ・「環境負荷の少ないまちづくりの推進」については、社会実験を含めたバス路線の新設・拡充や、地域内交通の導入拡大等に取り組んだことにより、公共交通空白地域の解消や公共交通利用者数の増加を図ることができた。また、交通管理者（警察署）と連携しながら、自転車走行空間の整備を着実に推進し、レンタサイクルの利用者数については、大幅に増加した平成25年度の利用者数を維持することができたが、レンタサイクル拠点数は目標値に達しなかった。
- ・「その他の地球環境対策の推進」については、市が主催又は運営等を支援している大規模イベントにおいて、パンフレットやポスター等への再生紙利用の徹底、公共交通機関等の利用や乗り合わせによる来場の促進、マイ箸の使用や会場で発生したごみの分別の徹底など、大規模イベント全てにおいて環境に配慮した運営をすることができた。

## 環境分野 2 廃棄物

### 【状 況】

- ・「ごみの発生抑制の推進」については、自治会を対象とした講習会の開催や、スーパー等での周知啓発の拡充などにより、市民一人1日当たりの資源物以外のごみ排出量を減少することができた。また、平成26年9月から回収拠点や回収品目の拡大により、使用済み小型家電の回収量を大幅に増やすことができた。
- ・「適正な資源循環利用の推進」については、新聞や雑誌の発行部数の減少や素材の軽量化等により、資源物の回収量が減少した。また、公共工事による舗装工事が前年度より減少し、舗装用に使用されなかった熔融スラグの最終処分量などが増加したことで、ごみの最終処分量は増加した。
- ・「ごみの適正処理の推進」については、パトロールや防犯カメラの設置による監視活動などを着実に実施したことで、不法投棄通報件数は前年度比33件減らすことができたが、減少幅は鈍化傾向にある。

## 環境分野 3 自然環境

### 【状 況】

- ・「生態系の保全」については、本庁、地域自治センターやイベント会場におけるパネル展示や、啓発パンフレットを刷新し、周知啓発に努めたが、「生物多様性」という言葉の意味まで理解している市民の割合は低い状況にある。
- ・「緑・水環境の保全と創出」については、民間開発に伴う都市公園の新設などにより都市公園面積を拡大するとともに、民有林の保育や間伐等の森林整備を着実に推進することができた。また、河川の改修工事等においては、生物が生息・生育・繁殖しやすい環境や多様な河川景観の保全・創出に努め、自然生態系などに配慮した河川の整備率を向上することができた。
- ・「身近な景観の保全と創出」については、雀宮駅・岡本駅周辺において、市民や事業者と合意形成を図りながら、景観形成重点地区の区域の拡大や景観形成基準の一部変更、地域特性に応じた景観づくりガイドラインの策定などに取り組むことができた。

## 環境分野 4 生活環境

### 【状 況】

- ・「大気環境の保全」については、公害関係法令の遵守や特定施設等の適正管理が図られるよう、事業者への啓発や立ち入り検査等による指導徹底を図ったが、環境基準の達成率は基準年を下回った。
- ・「水・土壌・地盤環境の保全」については、水質汚濁法に基づく特定施設を設置している80事業場に立入検査を行い、排水基準等の遵守に指導するなど、良好な水環境を確保することができた。
- ・「音・振動・臭気環境の保全、化学物質対策の推進」については、自動車騒音の継続的な監視や、エコドライブに係る普及啓発などにより、前年度より10パーセント以上改善することができた。
- ・「生活環境の保全」においては、環境協定締結について、イベントや窓口等において協定の周知啓発や理解促進を図ったが、事業者側にISO導入や騒音測定、設備改善等に伴う負担が発生することもあり、事業者数を増やすことはできなかった。

## 環境分野 5 人づくり

### 【状 況】

- ・「環境教育・環境学習の推進」については、市民からの要望が高い「地球温暖化」をテーマとした講座や、夏休み期間に親子を対象とした新講座「チャレンジもったいない」の実施など、講座内容の充実したことにより、環境学習センターの環境講座等への参加者数を増やすことができた。
- ・「環境保全活動の促進」については、まちづくりセンターを中心に、まちづくり活動主体の活動を支援するとともに、環境分野におけるボランティア活動への参加の呼びかけ等を行ったこ

- とで、環境分野における宇都宮市まちづくりセンターの登録団体数を伸ばすことができた。
- 「環境配慮行動の推進」については、環境に関する各種イベントなどの機会を捉えて、家庭版環境 ISO 認定制度を普及啓発したことで、環境配慮行動を実践する家庭数を大幅に増やすことができた。



## 環境分野1 地球環境

### 基本施策1-1 環境負荷の少ないエネルギー施策の推進

#### 主な課題

エネルギー利用における環境負荷の低減を生活や産業のあらゆる場面に浸透させていくために、省エネルギー行動の定着化や家庭や事業所への低炭素型設備機器等の導入、地産地消エネルギーの導入などが重要となっています。

#### 取組の基本方向

再生可能エネルギーの利活用や省エネルギーの推進により、エネルギーの有効利用を図ります。

#### 施策の概要

<b>1-1-1 省エネルギー化の推進</b>
(1) 各主体の省エネルギー行動の普及促進 市民、事業者に対し、省エネルギー行動の普及啓発を進めるとともに、市の業務における省エネルギー行動の推進を図る。
(2) 省エネルギー機器の普及促進 家庭や事業所における省エネルギー機器の普及促進策を実施するほか、EV（電気自動車）等の「低環境負荷型自動車」に関する普及促進策を実施する。
<b>1-1-2 低炭素型エネルギーへの転換</b>
(1) 太陽エネルギー利用の促進 太陽光発電システム等の住宅や事業所への普及促進を図るほか、市有施設への計画的な導入を推進する。
(2) 新たな地産地消エネルギー施策の展開 「市民共同発電所事業」による太陽光発電システム等の設置や、地中熱・小水力の利活用事業を検討し実施するほか、廃棄物や間伐材のエネルギー利用の検討も行う。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	1						
担当課名	環境政策課						
指標名	<b>住宅用太陽光発電システム設置家庭数</b> (補助制度創設以降の累計, 補助実績の世帯数)						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	2,103 世帯	3,151 世帯	4,196 世帯	5,488 世帯	6,778 世帯	8,099 世帯	10,000 世帯
26年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 補助単価：1kW当たり2万円（上限：8万円） ⇒ 補助件数：1,323件 導入量：6,536.09kW ※ 削減される温室効果ガス排出量は、約698世帯から排出される年間の温室効果ガス排出量に相当する。</li> </ul>						
評価	<b>【26年度取組の評価】</b> 平成15年度から、住宅用太陽光発電システム設置費補助を継続実施してきた中、平成26年度はハウスメーカーとの連携による補助金制度の周知など、平成26年度は1,323世帯に補助を行い、累計で8,099世帯に増やすことができた。						
	<b>【5か年間（22～26年度）の総括評価】</b> 太陽光発電システムの価格低下や、国の余剰電力買取制度（FIT制度）の実施、東日本大震災による再生可能エネルギーの導入や自立・分散型のエネルギー利用に対する意識の高まりなどを受けて、太陽光発電システムを設置する家庭数は概ね順調に伸ばすことができた。 また、太陽光発電システムの価格低下等に伴い、国や県の補助金が廃止されたなか、市単独補助を継続実施し、本市の地域特性の強みである太陽光を利用した再生可能エネルギーの普及促進を図った。						
課題と 今後の方向性	<input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し（ <input type="checkbox"/> 事業を拡大 <input type="checkbox"/> 事業を縮小 <input type="checkbox"/> 事業を廃止・終了 <input checked="" type="checkbox"/> 他事業と統合） <input type="checkbox"/> その他						
	再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せずにつくれる、環境負荷の少ない重要な地産地消エネルギー源であり、東日本大震災に伴う自立電源の確保などエネルギーの有効活用に対する機運を活かしながら、各家庭における再生可能エネルギーや省エネルギー化など、エネルギーの有効利用を促進していく必要がある。 このため、平成27年度は引き続き住宅用太陽光発電システム設置費補助件数を維持するとともに、「高効率給湯器設置費補助事業」と併せ、家庭全体におけるエネルギーマネジメント促進に向けた新たな支援方をまとめる。						

【参考】住宅用太陽光発電システム設置費補助金の実績

年度	補助件数（件）	総出力（kW）	補助単価（市）	補助上限額（市）
H15	115	439.82	5	20
H16	160	592.64	2.25	9
H17	174	712.16	2	8
H18	240	904.83	4	16
H19	212	750.94	4	16
H20	232	872.90	4	14
H21	970	3,742.58	7	28
H22	1,048	3,981.61	4	12
H23	1,045	4,421.54	3	12
H24	1,290	5,646.76	3	12
H25	1,290	5,949.43	3	12
H26	1,323	6,536.09	2	8
累計	8,099	34,551.30	—	—

【参考】公共施設における太陽光発電システム設置状況

No.	施設名	整備時期	規模(kW)
1	平石地区市民センター	H14 年度	10
2	姿川地区市民センター	H15 年度	10
3	上下水道局庁舎	H16 年度	10
4	エコパーク板戸浸出水処理施設	H16 年度	30
5	グラウンドワーク活動センター	H16 年度	3
6	横川地区市民センター	H17 年度	10
7	こども発達センター	H18 年度	1
8	宇都宮城址公園 (便所 2 箇所, 街灯 11 台)	H17~ 18 年度	2.59
9	松田新田浄水場	H19 年度	180
10	白沢浄水場	H21 年度	100
11	エコプラセンター下荒針	H21 年度	10
12	南図書館	H22 年度	30
合 計			396.59



松田新田浄水場



白沢浄水場



## 基本施策 1-2 環境負荷の少ないまちづくりの推進

### 主な課題

社会基盤や建物のあり方を環境負荷の少ないものへ変えていくため、公共交通や自転車の活用、自動車の利用効率向上、建築物の環境性能向上、都市計画における環境負荷低減の視点などが重要となっています。

### 取組の基本方向

環境にやさしい交通環境の整備を図りながら、低炭素型の都市構造を形成するとともに、成長が期待される環境関連産業の振興を図ることにより、環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

### 施策の概要

<b>1-2-1 環境負荷の少ない交通環境の構築</b>
(1) 公共交通ネットワークの充実・強化及び利用促進 基幹公共交通の整備や地域内交通の導入を推進するほか、公共交通の利用環境整備やモビリティ・マネジメント、交通需要マネジメント施策を推進する。
(2) 自転車利用・活用の促進 自転車レーン等の走行空間の確保を図るほか、駐輪場の利用促進や新たな駐輪場の整備を推進する。また、レンタサイクルの拡充を図る。
(3) 低環境負荷型の自動車利用環境の整備 渋滞の緩和等につながる道路、交差点、踏切等の道路環境の整備を行う。また、EV（電気自動車）等の利用に必要なインフラ整備の普及促進策を実施するほか、エコドライブに関する普及啓発を実施する。
<b>1-2-2 低環境負荷型の建築物の普及促進</b>
(1) 低環境負荷型の建築物の普及促進 住宅やオフィスなどの省エネルギー対策の普及促進策を推進するほか、公共施設の設備機器等の省エネルギー対策を推進する。
<b>1-2-3 環境負荷の少ない都市整備の推進</b>
(1) 環境負荷の少ない市街地整備の推進 都心拠点、地域交流拠点などへの都市機能の誘導推進によって歩いて暮らせるまちの形成を目指し、生活行動におけるエネルギー消費の効率化を図る。
<b>1-2-4 環境創造型の地域産業の振興</b>
(1) 低炭素型地域産業の振興 産官学の連携による低炭素型ビジネスの推進などに取り組む。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	2						
担当課名	交通政策課						
指標名	公共交通の年間利用者数						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	3,391 万人 (H18 年)	3,150 万人 (H21 年)	3,103 万人 (H22 年)	3,139 万人 (H23 年)	3,209 万人 (H24 年)	3,286 万人 (H25 年)	4,200 万人 (H30 年)
26年度の 取組内容	<p>1 バス路線の維持, 充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤字バス路線に対する補助 (36 系統)</li> <li>・バス路線の新設・拡充 (新設 12 系統)</li> </ul> <p>2 地域内交通の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入地区への支援 (10 地区 11 路線)</li> <li>・導入に向けた支援 (3 地区)</li> </ul> <p>3 利用環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者等と連携したノンステップバスの導入促進 (11 台), サイクルアンドライド用駐輪場の整備 (5 か所)</li> </ul> <p>4 利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス路線新設社会実験と連動したモビリティ・マネジメント(マイカー利用者意識転換策)の実施 (対象約 15,000 世帯)</li> <li>・乗り方等の情報を充実したバスマップの改定 (19,000 冊作成)</li> <li>・バスの乗り方教室の実施 (小学校 4 校)</li> </ul>						
評 価	<p><b>【26 年度取組の評価】</b></p> <p>社会実験を含めたバス路線の新設・拡充, 地域内交通の導入拡大等により, 公共交通空白地域の解消に寄与した。また, 社会実験に連動したモビリティ・マネジメントの実施等により, 交通環境の変化を捉えて, 自動車から公共交通利用への転換を働きかけることができた。その結果, 公共交通の利用者数は昨年につき前年比増となった。</p>						
	<p><b>【5 か年間 (22~26 年度) の総括評価】</b></p> <p>公共交通の利用者数は当初は減少傾向にあったものの, バス路線の新設や地域内交通の導入等の公共交通空白地域の解消に向けた取組が進められるとともに, バスの運行頻度の向上や駐輪場の整備等による公共交通のアクセシビリティ・乗り継ぎ利便性の向上, 過度のマイカー利用からの意識転換策等を着実に進めてきたことにより, 公共交通の利用者数の確保につながった。</p>						
課題と 今後の方向性	<p>■継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直し (<input type="checkbox"/>事業を拡大 <input type="checkbox"/>事業を縮小 <input type="checkbox"/>事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/>他事業と統合)</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>						
	<p>円滑で利便性の高い公共交通ネットワークの形成を図るため, 引き続き, 交通事業者, 地域住民及び行政が連携しながらバス路線の更なる新設・拡充や地域内交通の未導入地区への早期導入, 交通結節点の充実を図るとともに, LRT の導入を見据えたバスネットワークの再編, IC カードの導入等の新たな利便化策や, <b>それに伴う</b>新たなモビリティ・マネジメントについても検討する。</p>						

環境目標の実績と取組状況

整理番号	3						
担当課名	道路建設課						
指標名	自転車走行空間の整備延長（重点路線）						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	9.6km	11.4 km	14.5 km	16.9 km	16.9 km	17.6 km	25.4 km
26年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道4号線 L=300m 中央1丁目ほか</li> <li>・市道28号線 L=350m 花園町ほか</li> </ul>						
評価	<p><b>【26年度取組の評価】</b></p> <p>交通管理者と協議を行いながら、安全で快適な自転車走行空間を確保するために道路空間の再配分を行い、自転車専用通行帯や自歩道内分離等、道路状況に応じた自転車走行空間の整備を着実に推進した。</p>						
	<p><b>【5か年間（22～26年度）の総括評価】</b></p> <p>関係機関等と協議を行いながら、整備を推進してきたことにより、整備路線においては、安全性が確保され、自転車利用促進につながり、CO2削減に効果がある。</p>						
課題と 今後の方向性	<p>■継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直し（<input type="checkbox"/>事業を拡大 <input type="checkbox"/>事業を縮小 <input type="checkbox"/>事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/>他事業と統合）</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>						
	<p>自転車走行空間の整備については、サイクリングロードの整備も含め、道路状況に応じた効果的・効率的な整備を推進し、安全で連続性のある自転車走行空間を確保していく必要がある。</p> <p>今後は、国が策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を踏まえながら、平成28年度以降の優先整備路線や整備手法の選定を行うとともに、誰もが安全で快適に自転車の走行ができるよう、自転車走行空間の更なる延伸を図る。</p>						

環境目標の実績と取組状況

整理番号	4						
担当課名	道路保全課						
指標名	レンタサイクル拠点・利用者数						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	4か所 31,000人	4か所 32,416人	7か所 (10月～) 34,277人	7か所 42,049人	7か所 45,662人	7か所 45,707人	14か所 41,000人
26年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページを活用したレンタサイクルの周知PRを実施</li> <li>・中心市街地イベント時に料金割引を実施</li> </ul>						
評価	<p><b>【26年度取組の評価】</b></p> <p>平成26年度においては、レンタサイクルの周知PRやイベント時の料金割引の実施により、45,000人を超える方々が利用した。</p>						
	<p><b>【5か年間（22～26年度）の総括評価】</b></p> <p>レンタサイクルの周知PRやイベント時の料金割引を実施したことにより、利用者数は年々増加し、平成26年度は平成22年度の140%となり、利用者数の目標値である41,000人を大幅に達成することができた。</p>						
課題と 今後の方向性	<p>■継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直し（<input type="checkbox"/>事業を拡大 <input type="checkbox"/>事業を縮小 <input type="checkbox"/>事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/>他事業と統合）</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>						
	<p>レンタサイクル利用者は年々増加傾向にあり、今後も引き続き周知PRやイベント時の料金割引を実施することで、環境負荷の少ない自転車の利用促進を図っていく。</p>						

## 基本施策 1-3 その他地球環境対策の推進

### 主な課題

人の活動から発生する環境負荷が、地球温暖化などの地球環境問題の要因になっています。そのため、エネルギーやまちづくりの面だけでなく、地球環境保全のための仕組みづくりやオゾン層保護対策等にも取り組み、地球環境保全対策を推進していくことが求められています。

### 取組の基本方向

地球環境の改善を図るため、オゾン層保護対策等に取り組みます。

### 施策の概要

<b>1-3-1 地球環境保全のための仕組みづくりの推進</b>	
<b>(1) 地球環境保全のための仕組みづくりの推進</b>	
CO2削減に資する様々な仕組みの各主体での導入の促進を図るほか、本市独自の仕組みづくりの検討を行う。	
<b>1-3-2 オゾン層保護対策等の推進</b>	
<b>(1) オゾン層保護対策の推進</b>	
オゾン層保護についての啓発事業や、オゾン層破壊の原因物質であるフロン回収を推進する。	
<b>(2) 酸性雨対策の推進</b>	
酸性雨についての理解を広めるための啓発活動を実施する。	

### 環境目標の各年度の実績

整理番号	5						
担当課名	環境政策課						
指標名	環境に配慮した市のイベント等の開催数						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	1	4	4	5	12	12	全て
26年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「もったいないフェア 2014」の開催 宇都宮市もったいない運動市民会議が実施主体となって、環境配慮型・参加体験型の屋外イベントを開催。H26.9.28開催（来場者：30,000人、出展団体数：68） ⇒出展団体等からの寄付により、グリーン電力証書を購入しカーボン・オフセットを実施 ⇒出展団体によるリユース食器の利用 ⇒マイ箸持参者に地産地消なべの配付</li> <li>○ エコイベント手順書に基づく取組の周知及び実施 ⇒「マイ箸・マイカップ」の使用（「フェスタ my 宇都宮 2014」、「宇都宮農林業祭」、「うつのみや食育フェア」）</li> </ul>						

	<p>⇒来場者における自転車や公共交通機関の利用の促進として、イベント当日のレンタサイクルの無料利用を実施（「もったいないフェア 2014」、「うつのみや食育フェア」）</p> <p>⇒イベントのチラシ等の持参者に対して、「きぶなバス」や「ワゴンタクシー（障がい者向け）」の無料利用を実施（「うつのみや食育フェア」）</p>
<p>評 価</p>	<p><b>【26年度取組の評価】</b></p> <p>「もったいないフェア 2014」を始め、「フェスタmy 宇都宮 2014」や「宇都宮農林祭」などで、エコイベント手順書に基づき、マイ箸の使用やごみの分別の推進など環境に配慮したイベントに取り組んだ。また、公共交通機関等の利用や乗り合わせによる来場の促進など、それぞれのイベントの特性に応じた啓発の取組を行った。</p>
	<p><b>【5か年間（22～26年度）の総括評価】</b></p> <p>市内イベント調整会議等を活用し、環境マネジメントシステムで定める「エコイベント手順書」における取組を推進してきたことにより、リユース食器の導入や会場内のごみ分別徹底の取組などが浸透してきたことで、市で係わるイベントにおいて環境に配慮した運営が行われるようになってきた。</p>
<p>課題と 今後の方向性</p>	<p>■継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直し（<input type="checkbox"/>事業を拡大 <input type="checkbox"/>事業を縮小 <input type="checkbox"/>事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/>他事業と統合）</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>
	<p>今後も、環境に配慮したイベント等を拡大するため、イベント間の調整会議などにおいて引き続き「エコイベント手順書」により、定着が図られてきたリユース食器の導入や、ごみ分別徹底などについて継続して推進していくとともに、より環境に配慮したイベントの実践例を紹介するなど、さらに環境に配慮したイベントの開催が増えるよう働きかけていく。</p>

※ 環境に配慮した市のイベント：

環境マネジメントシステムの一環として運用している「エコイベント手順書」に基づき、ごみの分別徹底や公共交通機関等の利用呼びかけなどの基本的な取組だけではなく、「リユース食器の使用」や「グリーン電力の導入」などの先進的な取組を実施しているもの。



## 環境分野2 廃棄物

### 基本施策2-1 ごみの発生抑制の推進

#### 主な課題

廃棄物による環境負荷を抑制するため、家庭や事業所から排出されるごみの発生抑制が重要となります。

#### 取組の基本方向

ごみの発生抑制を図るため、市民・事業者と連携した取組を推進します。

#### 施策の概要

<b>2-1-1 家庭系ごみの発生抑制の推進</b>	
(1) 市民と連携したごみ発生抑制の推進	家庭系ごみの発生を減らしていくため、リサイクル推進員の活動を支援する。
(2) 家庭系ごみの分別徹底の推進	家庭系ごみの分別を徹底するため、啓発活動を実施する。
(3) 生ごみ削減の推進	「もったいない生ごみ」を減らすための普及啓発や、生ごみの水きり励行を推進する。
(4) レジ袋削減の推進	啓発活動や市民・事業者とのレジ袋削減に向けた協議を実施する。
<b>2-1-2 事業系ごみの発生抑制の推進</b>	
(1) 事業者と連携したごみの発生抑制の推進	エコショップ・エコレストランの認定制度を実施する。
(2) 事業系ごみの分別徹底、搬入指導強化の推進	分別徹底のための訪問指導や啓発活動、不適正なごみの搬入を防ぐための搬入指導や展開調査を実施する。

環境目標の各年度の実績

※ 資源物以外のごみ：焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、粗大ごみ

整理番号	6						
担当課名	ごみ減量課						
指標名	1人1日当たりのごみ排出量						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	883グラム	788グラム	806グラム	803グラム	807グラム	789グラム	740グラム
26年度の 取組内容	<p>ごみの減量化・資源化を図るために、市民・事業者に対し、自治会講習会やイベントなどあらゆる機会を通じて周知啓発を実施した。</p> <p>○市民への周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会を対象とした講習会の開催 47回</li> <li>・分別不徹底なステーション近隣のスーパー店頭での周知啓発 7店舗</li> <li>・コンビニエンスストアでの周知啓発 12店舗</li> <li>・リサイクル推進員の研修会の開催 9回</li> <li>・環境出前講座の実施 17回</li> <li>・不動産管理会社に分別資料の配布依頼 619社</li> <li>・大学、専門学校等に分別資料の配布依頼 25校</li> <li>・イベント（参加イベント数18回）、広報紙（特集2回）、市民ホール展示（2回）、HPなどでの周知啓発</li> </ul> <p>【周知啓発の内容】</p> <p>分別の徹底、家庭用生ごみ処理機器設置費補助、廃食用油の資源化、インクカートリッジの資源化、使用済小型家電の資源化 など</p> <p>○廃食用油の資源化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収拠点 42箇所（市施設20箇所、スーパー22箇所）</li> <li>・廃食用油の回収量 32,475リットル</li> <li>⇒ BDF精製量 5,700リットル</li> <li>民間の資源化事業者への売り払い 25,920リットル</li> </ul> <p>○インクカートリッジの回収実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収拠点 25箇所</li> <li>・インクカートリッジの回収量 389kg</li> </ul> <p>○使用済小型家電の回収実施（ピックアップ回収、拠点回収、イベント回収）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収拠点 20箇所</li> <li>・使用済小型家電の回収量 38トン</li> </ul> <p>○剪定枝の資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃工場に持ち込まれた剪定枝の一部を試験的にチップ化し、利活用などの検証を実施（チップ化量：86.88トン）</li> </ul>						

	<p>○事業者への訪問指導や周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模事業所（278 事業所）を対象とした「一般廃棄物減量等計画書」の提出</li> <li>・「一般廃棄物減量等計画書」に基づく個別訪問指導 157 事業所</li> <li>・廃棄物管理責任者研修会の実施 1 回</li> <li>・食品衛生責任者講習会時における事業系ごみ適正処理についての説明実施（月 1 回）</li> <li>・小中規模事業所訪問指導 1,277 事業所</li> <li>・エコショップの認定（125 店舗[継続 31 店舗，新規 5 店舗，更新 89 店舗]）</li> <li>・エコレストランの認定（14 店舗[継続 2 店舗，更新 12 店舗]）</li> </ul> <p>※ 平成 27 年度の目標は一般廃棄物処理基本計画（平成 23 年 9 月策定）にて，740 グラムから 737 グラムに変更になっている。</p>
<p style="text-align: center;">評 価</p>	<p><b>【26 年度取組の評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量化・資源化を図るため，自治会を対象とした講習会の開催のほか，スーパーやコンビニエンスストアでの周知啓発の拡充，事業所への訪問指導の強化など，様々な機会を通じてより多くの市民・事業所への周知啓発等に取り組んだことにより，市民一人 1 日当たりの資源物以外のごみ排出量は減少した。</li> <li>・平成 26 年 9 月から回収拠点や回収品目を拡大したことにより，使用済小型家電の回収量は大幅に増加した。</li> </ul>
	<p><b>【5 か年間（22～26 年度）の総括評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度に 5 種 13 分別を開始して以降，更なる焼却ごみの削減に向けて，分別講習会や各種イベント等を活用した周知啓発，事業所への訪問指導のほか，生ごみや廃食用油，剪定枝の資源化の推進などの施策を展開し減量化を図ってきた。</li> <li>・しかしながら，焼却ごみの中には資源化可能な紙やプラスチック製容器包装の混入が未だ見られるなど，分別が徹底されていないこともあり，市民一人 1 日当たりの資源物以外のごみ排出量は，平成 22 年度に大きく削減したが，平成 23 年度は増加に転じ，それ以降ほぼ横ばいで推移してきた。</li> <li>・このような中，スーパーやコンビニエンスストア店頭での周知啓発を実施したことにより，自治会未加入世帯や広報紙未配布世帯などにも分別に係る情報が伝達でき，誤った分別方法について認識を促したほか，事業所訪問指導において，資源化できる紙類の混入などが見受けられたため，周知や指導を強化したところ，分別しやすい環境が整備されるなど改善につながり，平成 22 年度の水準にまで戻すことができた。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">課題と 今後の方向性</p>	<p><input type="checkbox"/> 継続  <input checked="" type="checkbox"/> 見直し（<input checked="" type="checkbox"/> 事業を拡大 <input type="checkbox"/> 事業を縮小 <input type="checkbox"/> 事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/> 他事業と統合）  <input type="checkbox"/> その他</p> <p>ごみの減量化・資源化に対する意識醸成・理解の促進を図るためには，よりわかりやすい周知啓発を継続して実施する必要がある。</p> <p>こうしたことから，市民や事業者の 3R 行動の定着に向け，あらゆる機会や場，媒体を活用し，発生抑制・資源化の取組の一体的かつ効果的な周知啓発に努め，分別協力度並びに分別精度の向上を図るとともに，生ごみや使用済小型家電等の資源化施策を推進する。</p> <p>また，衣類等のリユース品の利用促進を図るとともに，生ごみや剪定枝等の資源化施策を推進する。</p>

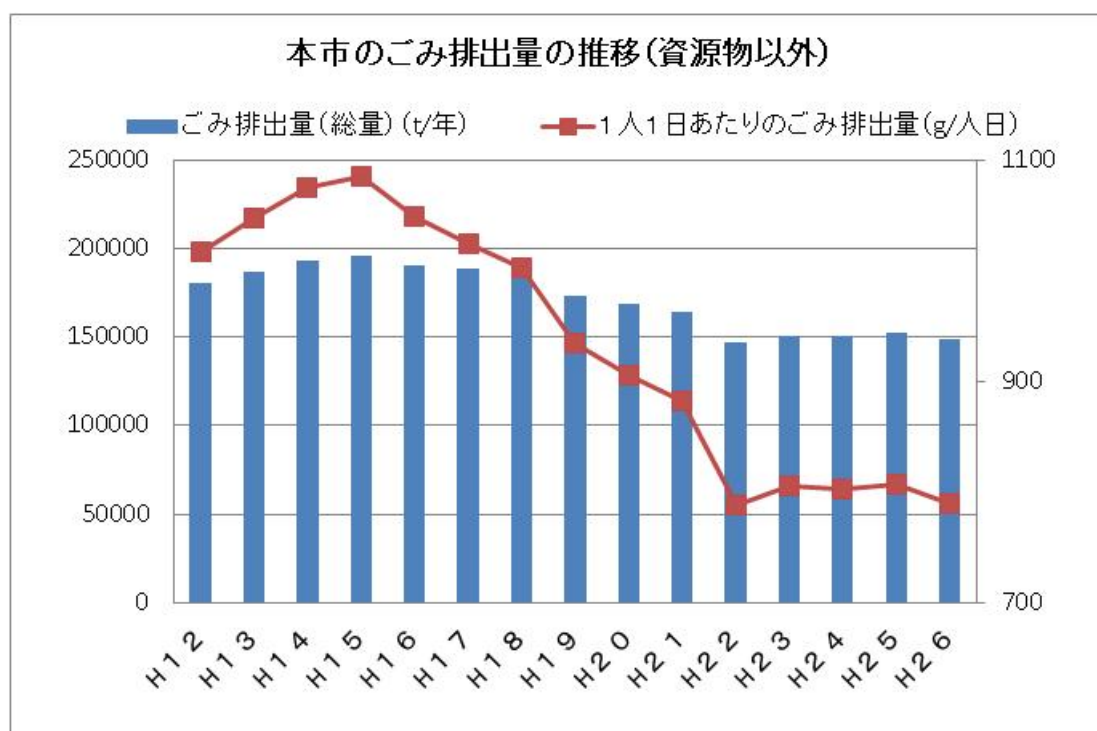
【参考】

1 本市のごみ排出量の推移

年次	ごみ量(t/年)		排出量(総量) (t/年)	1人1日あたり (g/人日)
	資源物以外	資源物		資源物以外
平成12年度 (2000)	180,517.11	36,358.49	216,875.60	1,016
平成13年度 (2001)	186,871.75	42,845.89	229,717.64	1,047
平成14年度 (2002)	192,848.82	39,084.69	231,933.51	1,075
平成15年度 (2003)	195,755.10	36,409.96	232,165.06	1,085
平成16年度 (2004)	189,967.27	35,962.30	225,929.57	1,048
平成17年度 (2005)	188,128.71	38,582.28	226,710.99	1,025
平成18年度 (2006)	184,937.56	41,584.05	226,521.61	1,003
平成19年度 (2007)	173,080.12	37,443.63	210,523.75	935
平成20年度 (2008)	168,257.89	33,357.24	201,615.13	905
平成21年度 (2009)	164,308.05	31,957.33	196,265.38	883
平成22年度 (2010)	146,944.95	37,705.12	184,650.07	788
平成23年度 (2011)	150,982.91	36,671.34	187,654.25	806
平成24年度 (2012)	150,964.87	35,968.43	186,933.30	803
平成25年度 (2013)	152,068.58	36,299.77	188,368.35	807
平成26年度 (2014)	149,174.35	35,077.76	184,252.11	789

資料(ごみ減量課)

2 本市のごみ排出量の推移 (資源物以外)



## 基本施策 2-2 適正な資源循環利用の推進

### 主な課題

循環型の資源利用に向けて、資源の回収と再利用・再生利用を生活や産業での資源利用の様々な場面に広げていくために、ごみの自家処理や資源の分別回収、資源化の拡大などが重要となっています。

### 取組の基本方向

資源の循環利用を図るため、廃棄物の再使用、再生利用をより一層推進します。

### 施策の概要

<b>2-2-1 家庭系ごみの資源化の推進</b>	
(1) 生ごみ資源化の推進	生ごみ処理機の利用拡大や地域単位での生ごみの堆肥化などを推進する。
(2) その他廃棄物の資源化の推進	「プラスチック製容器包装」や剪定枝、廃食用油の資源化を推進する。また、レアメタルのリサイクルを推進するための小型家電の回収を実施するほか、資源物の集団回収を推進する。
<b>2-2-2 事業系ごみの資源化の推進</b>	
(1) 事業系ごみの資源化の推進	民間事業者が設置する生ごみ資源化施設の利用促進や、商店街等によるごみの資源化の推進を図る。
<b>2-2-3 その他資源化の推進</b>	
(1) その他資源化の推進	清掃工場における熱エネルギーの循環利用や、溶融スラグの資源化推進などに取り組む。

### 環境目標の実績と取組状況

整理番号	7, 8						
担当課名	ごみ減量課						
指標名	ごみの最終処分量及びリサイクル率（参考指標）						
活動指標 （実績） （リサイクル率）	H21 （基準）	H22	H23	H24	H25	H26	H27 （目標）
	22,446 トン (15.1%)	19,284 トン (19.5%)	22,386 トン (18.0%)	21,134 トン (18.1%)	19,251 トン (19.1%)	20,445 トン (18.2%)	16,500 トン (25.0%)
26年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ごみの排出段階における発生抑制・資源化の推進に係る取組み <ul style="list-style-type: none"> <li>○「プラスチック製容器包装」の資源化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製容器包装の搬入量 3,496 トン</li> </ul> </li> <li>○生ごみ資源化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用生ごみ処理機器設置費補助の実施 (コンポスト容器 購入費の 1/2 (上限 5 千円) 【実績】 95 基)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>						

	<p>(電動式生ごみ処理機 購入費の 1/2 (上限 3 万円) 【実績】 51 基)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域単位での堆肥化事業 1 箇所</li> </ul> <p>○廃食用油の資源化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収拠点 42 箇所 (市施設 20 箇所, スーパー 22 箇所)</li> <li>・廃食用油の回収量 32,475 リットル</li> <li>⇒ BDF 精製量 5,700 リットル</li> <li>民間の資源化事業者への売り払い 25,920 リットル</li> </ul> <p>○使用済小型家電の回収実施 (ピックアップ回収, 拠点回収, イベント回収)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収拠点 20 箇所</li> <li>・小型家電製品の回収量 38 トン</li> </ul> <p>○インクカートリッジの回収実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収拠点 25 箇所</li> <li>・インクカートリッジの回収量 389kg</li> </ul> <p>○資源物集団回収の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団回収量 10,555.52 トン</li> </ul> <p>○剪定枝の資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃工場に持ち込まれた剪定枝の一部を試験的にチップ化し, 利活用などの検証を実施 (チップ化量: 86.88 トン)</li> </ul> <p>■更なる最終処分量の抑制に関する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○溶融スラグの有効利用</li> <li>・溶融スラグ生産量 3,529.22 トン</li> <li>・溶融スラグ利用量 (建設資材等) 1,552.72 トン</li> </ul>
<p>評 価</p>	<p><b>【26 年度取組の評価】</b></p> <p>新聞・雑誌の発行部数の減少や素材の軽量化, スーパー店頭での資源物回収などにより, 資源物の回収量は減少し, リサイクル率も低下した。</p> <p>公共工事による舗装工事が前年度から減少し, アスファルト用骨材に使用する溶融スラグの利用量が減少したことから, 溶融スラグの最終処分量は前年度と比べ増加した。</p> <p><b>【5 か年間 (22~26 年度) の総括評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度に 5 種 13 分別を開始して以降, 更なるごみの減量化・資源化に向けて, 分別講習会や各種イベント等を活用した周知啓発, 事業所への訪問指導のほか, 生ごみや廃食用油, 剪定枝の資源化の推進などの施策を展開してきたことにより, リサイクル率は, 平成 22 年度に大きく上昇し, それ以降ほぼ同じ水準を維持している。</li> <li>・溶融スラグについては, 舗装工事の施工状況によって利用量が増減しているが, 生産量の調整とともに, 平成 25 年度からアスファルト合材を使用する公共事業への使用を原則化したことで, 利用量が増加したため, 最終処分量は減少した。</li> </ul>
<p>課題と 今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 継続</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 見直し ( <input checked="" type="checkbox"/> 事業を拡大 <input type="checkbox"/> 事業を縮小 <input type="checkbox"/> 事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/> 他事業と統合 )</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul>



・ごみの減量化・資源化に対する意識醸成・理解の促進を図るためには、よりわかりやすい周知啓発を継続して実施する必要がある。こうしたことから、市民や事業者の3R行動の定着に向け、あらゆる機会や場、媒体を活用し、発生抑制・資源化の取組の一体的かつ効果的な周知啓発に努め、分別協力度並びに分別精度の向上を図る。また、衣類等のリユース品の利用促進を図るとともに、生ごみや剪定枝等の資源化施策を推進する。

・利用者が溶融スラグを有効に利用できるよう、今後とも、溶融スラグの利用状況を引き続き把握し、安定して供給できるよう継続していくとともに、「宇都宮市エコスラグ有効利用指針」の基本方針に基づき、販路拡大に努めていく。

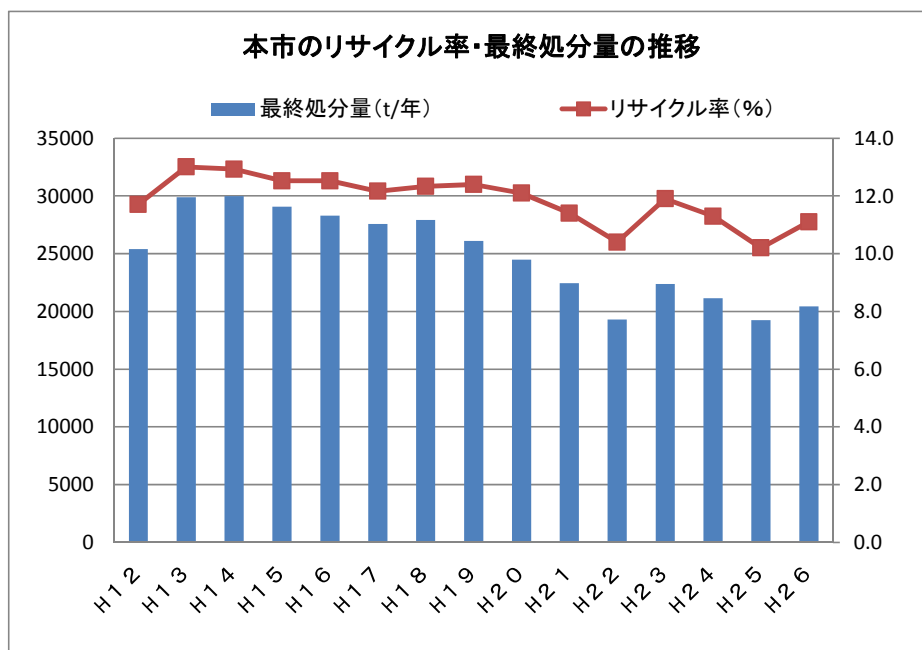
【参考】

1 本市のリサイクル率・最終処分量の推移

年次	資源化量 (t/年)	リサイクル率 (%)	最終処分量 (t/年)	最終処分率 (%)
平成12年度 (2000)	33,840.87	15.6	25,387.36	11.7
平成13年度 (2001)	36,400.88	15.8	29,882.78	13.0
平成14年度 (2002)	34,377.25	14.8	29,976.18	12.9
平成15年度 (2003)	32,496.55	14.0	29,079.54	12.5
平成16年度 (2004)	32,440.17	14.4	28,294.04	12.5
平成17年度 (2005)	35,268.24	15.6	27,574.06	12.2
平成18年度 (2006)	38,488.80	17.0	27,935.28	12.3
平成19年度 (2007)	34,667.47	16.5	26,096.56	12.4
平成20年度 (2008)	29,815.25	14.8	24,487.47	12.1
平成21年度 (2009)	29,699.10	15.1	22,446.87	11.4
平成22年度 (2010)	35,532.10	19.5	19,283.64	10.4
平成23年度 (2011)	33,843.05	18.0	22,386.00	11.9
平成24年度 (2012)	33,918.80	18.1	21,133.62	11.3
平成25年度 (2013)	35,991.45	19.1	19,251.21	10.2
平成26年度 (2014)	33,561.29	18.2	20,445.47	11.1

資料(ごみ減量課)

2 本市のリサイクル率・最終処分量の推移



## 基本施策 2-3 ごみの適正処理の推進

### 主な課題

廃棄物による環境負荷を低減するため、市民や事業者の美化意識の向上、廃棄物の不適正処理の監視や指導、不法投棄の未然防止や早期発見・早期対応などが重要となっています。

### 取組の基本方向

市民・事業者・行政がそれぞれの役割・責任を果たし、廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止します。

### 施策の概要

<b>2-3-1 適正処理の推進</b>
<b>(1) 適正処理意識の醸成強化</b> ごみを正しく処理することへの意識を高めるための啓発活動や、ごみのないきれいなまちの実現のために必要な施策を実施する。
<b>(2) 事業者等に対する指導強化</b> 廃棄物中間処理施設・最終処分場・事業所への立入調査や、産業廃棄物多量排出事業者への立入調査を実施する。
<b>2-3-2 不法投棄の未然防止、拡大防止</b>
<b>(1) 不法投棄多発地点等の監視強化</b> 市職員による不法投棄監視活動や、民間警備会社や廃棄物指導嘱託員による不法投棄監視パトロール、監視カメラによる不法投棄監視を実施する。
<b>(2) 市民・事業者・他行政機関等との連携強化</b> 地域住民による不法投棄監視体制の確立や、宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会の運営に取り組む。
<b>(3) 早期発見・早期対応の推進</b> 地域住民による不法投棄監視活動の推進や、「不法投棄対応マニュアル」に基づく早期対応・早期撤去を実施する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	9						
担当課名	廃棄物対策課						
指標名	不法投棄通報件数						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	671	558	507	496	453	420	300
26年度の 取組内容	<p>「第2次不法投棄未然防止推進計画（平成22年度～27年度）」に基づき以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報うつのみや、イベントにおける不法投棄禁止及び適正処理啓発（年4回）</li> <li>・市役所1階市民ホールにおける不法投棄禁止及び適正処理啓発パネル展（年2回）</li> <li>・横断幕や懸垂幕による不法投棄防止の周知啓発の実施（10月）</li> <li>・全自治会への不法投棄禁止及び野外焼却禁止啓発チラシの回覧（年1回）</li> <li>・市公用車への不法投棄監視パトロールマグネットの貼付（5月）</li> <li>・市民課窓口等を通じた引越しに伴う適正処理啓発チラシの配付（3～5月）</li> <li>・家電量販店を通じたテレビの買替に伴う適正処理啓発チラシの配付（通年）</li> <li>・職員や廃棄物指導嘱託員による不法投棄監視パトロールの実施（通年）</li> <li>・民間警備会社への委託による夜間・休日不法投棄監視パトロールの実施（100日）</li> <li>・不法投棄多発地点への監視カメラ設置による監視（25台）</li> <li>・地域住民主体の不法投棄対策活動の実施（周辺14地区，中心8地区で52回実施）</li> <li>・不法投棄警告看板の配布（通年）</li> <li>・市不法投棄未然防止連絡協議会の運営（県，警察，事業者，地域団体など会員数42）</li> </ul>						
評価	<p><b>【26年度取組の評価】</b></p> <p>「第2次不法投棄未然防止推進計画」に基づき，広報紙やイベントなどでの周知啓発活動やパトロールやカメラ設置による監視活動などを実施することで，不法投棄通報件数を平成25年度と比較して33件減らすことができた。</p>						
	<p><b>【5か年間（22～26年度）の総括評価】</b></p> <p>「第2次不法投棄未然防止推進計画」に基づき，周知啓発活動や監視活動など様々な取組を総合的・計画的に推進したことで，不法投棄通報件数は年々減少し続けているが，減少幅は鈍化傾向にあり，平成27年度の目標達成は難しい状況にある。</p>						
課題と 今後の方向性	<p>■継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直し（<input type="checkbox"/>事業を拡大 <input type="checkbox"/>事業を縮小 <input type="checkbox"/>事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/>他事業と統合）</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>						
	<p>計画の推進により不法投棄通報件数は年々減少し続けているものの，テレビや冷蔵庫などの家電や引っ越しごみと思われるタンスや布団などの粗大ごみの不法投棄が後を絶たない状況であるため，不法投棄防止対策に継続して取り組む必要がある。</p> <p>今後も，周知啓発活動や監視活動などにより廃棄物の適正処理推進と不法投棄の未然防止を図るとともに，地域住民や関係機関との連携により早期発見・早期対応することで拡大防止を図っていく。</p>						

## 環境分野3 自然環境

### 基本施策3-1 生態系の保全

#### 主な課題

「生物多様性の恵み」を持続的に享受するため、自然環境の把握、生物多様性に関する地域戦略を策定し、生態系の保全を図っていくことなどが重要となっています。

#### 取組の基本方向

適正な生態系を保全するため、自然環境の調査や生物多様性の保全対策を推進します。

#### 施策の概要

<b>3-1-1 自然環境の把握</b>
(1) 自然環境に係る調査等の推進 自然環境基礎調査や、生物多様性重要地域における自然環境モニタリング調査を実施するほか、自然環境情報をデータベース化し広く市民に提供する。
<b>3-1-2 生物多様性の保全</b>
(1) 生物多様性の保全対策の推進 自然環境保全対策に関するアドバイザー会議の運営、生物多様性に係る地域戦略の策定・推進、生物多様性に係る地域戦略会議の設置・運営、自然環境の保全に係る地域会議の運営などを実施する。
<b>3-1-3 自然環境資源の利活用</b>
(1) 自然環境資源の保全・利活用策の推進 生物多様性重要種及びその地域の保全、生物の生息・生育環境の保全・活用、自然にふれあう機会の確保、提供、天然記念物の保全を実施する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	10						
担当課名	環境保全課						
指標名	「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	31.8%	—	28.2%	22.8%	19.5%	17.9%	60.0%
26年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 21, 22 年の 2 か年をかけて実施した「自然環境基礎調査」で把握した本市の自然環境の現状や貴重な動植物の生息・生育状況等について、市HP, パンフレット, パネル展等により広く市民等に周知した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 自然環境保全に関するパンフレットを 4,969 部配布</li> <li>⇒ 地区市民センターや環境関連イベント等において, パネル展 (18 回) 開催</li> </ul> </li> <li>新たに生物多様性保全の意識を持った自然ふれあい活動の体験者数拡大のため, 環境学習会等において, 生物多様性に係る周知啓発を行った。</li> <li>生物多様性について正しく理解し, 生物多様性保全に関する意識を高めるための周知啓発に関する基本的な考え方をまとめた。</li> <li>生物多様性地域戦略策定に向けた課題について整理した。</li> </ul>						
評価	<p><b>【26 年度取組の評価】</b></p> <p>本庁, 地域自治センター・地区市民センターなどの場やもったいないフェア等のイベントにおいてパネル展示を行うとともに, パンフレットを刷新し, 配布するなど周知啓発に取り組んだ。</p>						
	<p><b>【5 か年間 (22~26 年度) の総括評価】</b></p> <p>平成 21, 22 年の 2 か年をかけて実施した「自然環境基礎調査」の結果をもとに, 本市の自然環境の現状や貴重な動植物の生息・生育状況等について, 環境に関する各種イベントやパンフレット配布等の周知啓発活動を実施してきたところ, 「生物多様性」の言葉を聞いたことがある人の割合は増加したが, 「生物多様性の言葉の意味」を知っている市民の割合は目標に対し低い状況にある。</p>						
課題と 今後の方向性	<input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し ( <input checked="" type="checkbox"/> 事業を拡大 <input type="checkbox"/> 事業を縮小 <input type="checkbox"/> 事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/> 他事業と統合 ) <input type="checkbox"/> その他						
	<p>生物多様性の恵みを持続的に享受していくためには, 市民一人ひとりが生物多様性の豊かさに気づき, 生物多様性の恵みに私たちの暮らしが支えられていることを理解し, 大切にしようとする意識を持つこと, 更にはその意識に基づき自ら生物多様性保全に向けて行動することが重要となることから, 「(仮称) 宇都宮市生物多様性地域戦略」を策定し, 本市の環境学習拠点である環境学習センターをはじめとした様々な活動主体と連携しながら, 自然に親しむ活動等を通じて生物多様性保全に関する意識醸成を促進するとともに, 生物多様性の保全につながる事業を検討していく。</p>						

【参考】

本市の動植物の確認状況

種 類	確認種数 平成21～ 22年度	重要種(平成21～22年度)
植 物	1,287種	84種 イヌカタヒバ、イワヒバ、ミズニラ、オオキジノオ、シノブ、サクラバハンノキ、トキホコリ、ナガバノウナギツカミ、ノダイオウ、エンコウソウ、カザグルマ、オキナグサ、オトコゼリ、ジュンサイ、コウホネ、ヒツジグサ、モウセンゴケ、ナガバノイシモチソウ、ウメバチソウ、タコノアシ、ヒロハノカワラサイコ、ヒトツバハギ、ヒナノカンザシ、ホソエカエデ、ミズマツバ、ウスゲ、チョウジタデ、ヌマゼリ、ヒカゲツツジ、ノジトラノオ、ヒメナエ、イヌセンブリ、ゴマクサ、ヒメトラノオ、オオヒキヨモギ、カワヂシャ、スズサイコ、ツルカコソウ、ミズトラノオ、ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ、カワラノギク、カワラニガナ、オオニガナ、トウゴクヘラオモダカ、アギナシ、スズタ、ヤナギスズタ、ミズオオバコ、ヤシウハナゼキショウ、カキツバタ、クロイヌノヒゲ、ヒメコヌカグサ、ヒナザサ、キタメヒシバ、ヒロハノドジョウツナギ、ヒゲシバ、ザゼンソウ、ヒメザゼンソウ、ミクリ、ヤマトミクリ、ナガエミクリ、ヒメミクリ、マツバスゲ、クロヒナスゲ、ヤマクボスゲ、シズイ、カガシラ、マネキシンジュガヤ、ハタバカンガレイ、エビネ、キンセイラン、ギンラン、キンラン、セッコク、カキラン、アケボノシユスラン、サギソウ、ジガバチソウ、コ克蘭、ムカゴサイシン、ウチウラン、トキノウ、ハクウンラン
哺乳類	19種	3種 カヤネズミ、モモジロコウモリ、ヒナコウモリ
鳥 類	95種	14種 オオハクチョウ、コハクチョウ、マガモ、オオタカ、ハイタカ、サシバ、ハヤブサ、コアジサシ、フクロウ、サンショウクイ、カヤクグリ、クロツグミ、サンコウチョウ、クロジ
両生類	11種	9種 トウキョウサンショウウオ、イモリ（アカハライモリ）、アズマヒキガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トウキョウダルマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエル
爬虫類	10種	8種 ニホンカナヘビ、シマヘビ、ジムグリ、アオダイショウ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ
昆虫類	1,603種	45種 オゼイトトンボ、モートンイトトンボ、サラサヤンマ、ヨツボシトンボ、ハッチョウトンボ、チョウトンボ、マイコアカネ、ヒメアカネ、ウスバカマキリ、カワラバタ、アリヅカウカ、ハルゼミ、ヒメトゲヘリカメムシ、シロヘリツチカメムシ、タガメ、キバネツノトンボ、ギンイチモンジセセリ、オオチャバネセセリ、ウラゴマダラシジミ、オオミドリシジミ、ミヤマシジミ、ミドリシジミ、シルビアシジミ、コムラサキ、オオムラサキ、ツマグロキチョウ、オオヒカゲ、ハガタウスキヨトウ、カザリツマキリアツバ、サツマアツバ、イチモジヒメヨトウ、オサムシモドキ、アイヌハンミョウ、マルガタゲンゴロウ、カワラゴミムシ、ガムシ、ヤマトモンシデムシ、ゲンジボタル、ヘイケボタル、アイヌテントウ、ヨツボシアカツハムシ、スゲヒメゾウムシ、ババスゲヒメゾウムシ、ヒメホソアシナガバチ、ミカドジガバチ
魚 類	29種	11種 スナヤツメ、キンブナ、アブラハヤ、シマドジョウ、ホトケドジョウ、ギバチ、ヤマメ、メダカ、イトヨ、カジカ、ジュズカケハゼ
底生動物	309種	15種 マルタニシ、オオタニシ、モノアラガイ、ヒラマキガイモドキ、ヨコハマシジラガイ、マシジミ、モートンイトトンボ、コシボソヤンマ、キイロサナエ、ホンサナエ、コオイムシ、ナベブタムシ、マルガタゲンゴロウ、ガムシ、ゲンジボタル

資料(宇都宮市自然環境基礎調査)

【重要種の選定根拠】

- ①「文化財保護法（1950，法律214）」により定められた天然記念物・特別天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（1992，法律75）」における国内希少野生動植物種
- ③「環境省レッドリスト（2007，環境庁）」の掲載種、「レッドデータブックとちぎ（2005，栃木県）」の掲載種



## 基本施策 3-2 緑環境の保全と創出

### 主な課題

自然の機能を保全し、自然の恵みを生かした都市を形成していくため、森林や農地の保全、環境保全型の農業の推進、バイオマス資源の活用、里地里山と都市の連携、公園などの身近な緑の創出などが重要となっています。

### 取組の基本方向

自然の恵みを生かした都市を形成するため、農業や森林の多面的機能の維持向上や都市の緑の保全を図ります。

### 施策の概要

<b>3-2-1 農業や森林の多面的機能の維持向上</b>
(1) 森林機能の保全 森林施業に伴う間伐や植林等の適正な維持管理を推進する。
(2) 環境にやさしい農業の促進 環境に配慮した営農活動の普及促進を図るほか、省エネ技術等の導入促進や、地元で取れた新鮮な農産物を地元で消費する地産地消を推進する。
(3) 農地の保全と活用 優良農地の確保・保全の推進、遊休農地等の有効利用の促進、農地・農業用水等の保全の推進に取り組む。
(4) 農業資源の循環利用 農林業バイオマスの活用を進めるためのバイオマスタウン推進事業や、耕作と畜産が連携したりサイクルを実施する。
<b>3-2-2 都市の緑の保全と創出</b>
(1) 都市の緑化 中心市街地・都市拠点の重点緑化や「もったいないの森長岡」の植樹事業を実施するほか、出生時・住宅新築時の記念樹贈呈等の普及促進策を実施する。
(2) 緑地の保全 里地里山の荒廃を防ぎ、環境保全機能や豊かな景観を維持するため、里山・樹林地の保全と活用に取り組む。
(3) 緑と憩いの拠点づくり 市民が身近に親しむことができる公園の整備や、市民のレクリエーションや憩いの場である大規模公園の整備、活用を実施する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	11						
担当課名	公園管理課						
指標名	市民1人当たりの都市公園面積						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	10.44 m <sup>2</sup> /人	10.59 m <sup>2</sup> /人	10.69 m <sup>2</sup> /人	10.66 m <sup>2</sup> /人	10.69 m <sup>2</sup> /人	10.66 m <sup>2</sup> /人	13 m <sup>2</sup> /人 (平成34年度目標)
26年度の 取組内容	<p>身近な生活圏の公園整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存公園の供用区域の拡張</li> <li>・民間による宅地開発などに伴う、新規公園の帰属 (街区公園の整備数 10箇所 0.16ha)</li> </ul>						
評価	<p><b>【26年度取組の評価】</b></p> <p>民間開発に伴う都市公園の新設などにより、平成27年3月31日現在、公園面積は551.71ha（前年度より0.16ha増）に増加したが、人口も増加したため、一人当たりの公園面積が減となった。</p>						
	<p><b>【5か年間（22～26年度）の総括評価】</b></p> <p>計画的な公園整備により、5か年で市内の公園面積は20.53ha増、一人当たりの公園面積は、0.22m<sup>2</sup>/人増加しており、市民が利用しやすく、安心して親しめる公園づくりが進んでいる。</p>						
課題と 今後の方向性	<p>■継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直し（<input type="checkbox"/>事業を拡大 <input type="checkbox"/>事業を縮小 <input type="checkbox"/>事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/>他事業と統合）</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>						
	<p>都市公園については、土地区画整理事業や民間開発に伴う新設のほか、民有地を活用した無償借地制度による整備に取り組むなど、量の確保に努めてきたところである。</p> <p>今後も、多様なニーズに対応するため、他の手法を取り入れた整備や既存公園のバリアフリー化、遊具を更新するなど、量の確保に加え、子供からお年寄りまで安全・安心に利用できる質的にも充実した公園づくりを進めていく。</p>						

環境目標の実績と取組状況

整理番号	1 2						
担当課名	農林環境整備課						
指標名	民有林の間伐面積						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	1,552ha	1,758ha	1,902ha	2,002ha	2,102ha	2,176ha	2,176ha
26年度の 取組内容	民有林の森林整備事業費の一部を補助金として交付した。						
評価	【26年度取組の評価】  平成27年度の目標達成に向けて、造林、下刈り、間伐などの森林整備に、計画通り取り組むことができた。						
	【5か年間（22～26年度）の総括評価】 森林の持つ公益的機能を発揮させるため、森林整備計画や森林経営計画に基づき実施した施業を支援することにより、適正な森林整備を行うことができた。						
課題と 今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し（ <input type="checkbox"/> 事業を拡大 <input type="checkbox"/> 事業を縮小 <input type="checkbox"/> 事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/> 他事業と統合） <input type="checkbox"/> その他						
	優良材の生産と森林の持つ公益的機能の発揮を図るためには、民有林の保育、間伐等の森林整備を計画的、効率的に推進していく必要があり、今後とも森林組合との連携を強化し、民有林の間伐に努めていく。						

## 基本施策 3-3 水環境の保全と創出

### 主な課題

自然の機能を保全し、自然の恵みを生かした都市を形成していくため、用水の効率的な利用、水源の保全、治水、親水環境の創出、河川の機能の保全などが重要となっています。

### 取組の基本方向

自然の恵みを生かした都市を形成するため、健全な水資源と河川環境の保全と活用を推進します。

### 施策の概要

<b>3-3-1 水資源の確保</b>
<b>(1) 既存水源の保持</b> 鬼怒川等の既存の水源を守るため流域協議会において水質保全に関する要望活動を実施するほか、地下水の水源地域の自治体等へ水源涵養活動への協力依頼や、表流水の流域の自治体等への水質保全活動への協力依頼を実施する。
<b>(2) 安定した農業用水の確保</b> 生態系の保全に配慮した農業用貯水池（ため池）の整備等の農村環境整備事業や農業用排水路の整備等の灌漑配水事業を推進する。
<b>(3) 漏水抑制事業の推進</b> 上水道の漏水を減らすため、漏水調査事業を推進する。
<b>(4) 水を大切にすることの意識の醸成</b> 「上下水道探検ツアー」、「上下水道お届けセミナー」「広報紙等による啓発」を実施する。
<b>(5) 水の自然循環の促進</b> 道路や歩道の透水性舗装の整備や、建物における雨水地下浸透を促進する雨水貯留・浸透施設の設置を推進する。
<b>3-3-2 河川環境の保全と創出</b>
<b>(1) 治水対策の推進</b> 都市基盤河川、準用河川、普通河川の治水対策を推進する。
<b>(2) 水辺に親しめる空間の創出</b> 河川が本来有している生物の良好な成育環境に配慮するとともに、美しい自然環境を保全、創出するため、多自然川づくりを推進する。
<b>(3) 河川機能の保全</b> 河川機能の保全を図るための維持管理を実施する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	13						
担当課名	水道管理課						
指標名	有効な水道配水事業のための漏水抑制（有収率）						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H29 (目標)
	86.20%	86.82%	87.43%	88.10%	88.64%	88.61%	90.50%
26年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏水調査（L＝750km）を実施した。</li> <li>・老朽配水管更新工事（L＝4,134m）を実施した。</li> <li>・出水不良等による配水管更新工事（L＝1,557m）を実施した。</li> <li>・漏水発生件数及び漏水量の抑制として、漏水多発管路の現状分析から抜本的なPP1層管対策を検討した。</li> </ul>						
評価	<p><b>【26年度取組の評価】</b></p> <p>漏水防止対策を継続的に取り組んできたことにより、「第2次上下水道有収率向上計画」に掲げた平成26年度の取組みは実施することができた。また、漏水の多発している水道配水用ポリエチレン管（PP1層管）対策手法を確立し、事業量や効果を把握するなど、今後の漏水防止対策へ前進することができた。</p>						
	<p><b>【5か年間（22～26年度）の総括評価】</b></p> <p>「上下水道有収率向上計画」に基づき、漏水防止対策を推進した結果、有収率は堅調に推移しているが、平成26年度においては、配水量より有収水量の減少幅が大きかったために、有収率は微減となった。</p>						
課題と 今後の方向性	<p>■継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直し（<input type="checkbox"/>事業を拡大 <input type="checkbox"/>事業を縮小 <input type="checkbox"/>事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/>他事業と統合）</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有収率の上昇に伴い、漏水防止対策による効果がこれまでに比べ得られにくくなり、有収率上昇には更なる漏水量の削減が必要である。</li> <li>・今後はこれまで実施していない大口径管路の漏水調査や、漏水発見に係わる新技術の情報収集に努めるなど、より効果的な漏水防止対策を検討していく。</li> </ul>						

環境目標の実績と取組状況

整理番号	14						
担当課名	河川課						
指標名	自然生態系などに配慮して整備している河川の整備率						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	56.9%	57.4%	58.0%	60.4%	61.4%	61.7%	59.8%
26年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市基盤河川（奈坪川・御用川），準用河川の整備            都市基盤河川 奈坪川：整備延長 647m            準用河川 越戸川，西川田川，駒生川，流川：整備延長 1,177m</li> </ul>						
評価	<b>【26年度取組の評価】</b> ・河川全体の自然の営みを視野に入れながら，河川が本来もつ生物が生息・生育・繁殖しやすい環境や，多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」の河川整備に取り組み，前年度より0.3%上昇し順調に事業が進捗している。						
	<b>【5か年間（22～26年度）の総括評価】</b> ・都市基盤河川整備事業や準用河川整備事業などに計画的に取り組んだことにより，平成24年度には目標年度の数値を達成し，順調に事業が進捗している。						
課題と 今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し（ <input type="checkbox"/> 事業を拡大 <input type="checkbox"/> 事業を縮小 <input type="checkbox"/> 事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/> 他事業と統合） <input type="checkbox"/> その他						
	・事業が順調に進捗し目標年度の整備率を達成しているため，今後も同様に事業を進めていく。						



## 基本施策 3-4 身近な景観の保全と創造

### 主な課題

自然の営みと歴史に培われてきた市民共有の財産である景観を生かしたまちづくりを進めるとともに、将来に渡って受け継いでいくため、総合的な景観形成への取組や、歴史的、文化的景観の整備と活用が重要となっています。

### 取組の基本方向

魅力ある良好な景観を形成するとともに、地域の歴史・文化に誇りと愛着を持ち、後世に継承します。

### 施策の概要

<b>3-4-1 景観形成の総合的推進</b>
<b>(1) 景観計画を活用した景観づくりの推進</b> 市全域において大規模行為の規制・誘導を行うとともに、景観形成重点地区等の指定を進め、魅力ある景観づくりを推進する。
<b>(2) 景観に関する意識の啓発</b> 「まちなみ景観賞」などに関する意識の啓発を図る。
<b>(3) 屋外広告物の規制誘導</b> 屋外における広告物（野立て看板、自家用広告物等）について、屋外広告物条例に基づき許可制度の中で規制・誘導を行う。
<b>3-4-2 歴史的・文化的景観の整備と活用</b>
<b>(1) 歴史的・文化的景観の整備と活用</b> 大谷地区などの歴史的文化的景観を守りながら観光等に活用していくため、景観整備や地域の活性化を促進する。また、市民協働による文化財保護活動の推進や文化財公開施設を活用した啓発事業の展開、伝統文化の継承などに取り組む。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	15						
担当課名	都市計画課						
指標名	景観形成重点地区等の指定						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	2	2	3	5	6	6	6
26年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雀宮駅周辺地区において、停車場線ゾーンを景観形成重点地区に追加指定したほか、駅東西口ゾーンの景観形成基準に建築物の一部に大谷石を使用することを追加した。 ⇒権利者等を対象とした説明会の実施及び啓発紙の配布 ⇒素案の縦覧、公聴会を実施し、景観審議会及び都市計画審議会に諮問 ⇒景観形成重点地区の指定（告示）</li> <li>・岡本駅周辺地区及び釜川周辺地区において、景観形成重点地区の指定に向けた取り組みを実施した。 ⇒（岡本駅周辺地区）景観づくり推進協議会の設立、地域の景観づくりガイドライン策定、ワークショップの開催、景観づくり活動の実施、啓発紙の配布など ⇒（釜川周辺地区）景観資源調査・分析、街頭アンケートの実施、地域住民からの意見聴取など</li> <li>・陽東桜ヶ丘地区において、景観形成推進地区の指定に向けた取り組みを実施した。 ⇒地域住民が主催する桜並木沿いの景観を守るための手法に関する勉強会に参加</li> </ul>						
評 価	<p><b>【26年度取組の評価】</b> 市民や事業者の合意形成を図ることにより、雀宮駅周辺地区において停車場線ゾーンの追加指定及び駅東西口ゾーンの景観形成基準に大谷石の使用について追加することができたほか、岡本駅周辺地区において、地域特性に応じた景観づくりガイドラインを策定した。</p>						
	<p><b>【5か年間（22～26年度）の総括評価】</b> 景観形成重点地区候補地区の地域住民等に対して、ワークショップの開催や景観アドバイザーを派遣するなど、景観意識の醸成に努めるとともに、景観形成重点地区制度についての説明を丁寧に進めたことにより、平成27年度の目標値であった景観形成重点地区等の指定数を平成25年度に達成することができた。</p>						
課題と 今後の方向性	<p>■継続 □見直し（□事業を拡大 □事業を縮小 □事業を廃止・終了 □他事業と統合） □その他</p>						
	<p>良好な景観の保全・創出を推進するためには、市民及び事業者の理解と協力が不可欠であることから、景観形成重点地区候補地区の住民等に対し、引き続き、景観意識の醸成を図りながら、重点地区指定を進めるとともに、住民自らが地域の景観形成に取り組む制度である景観形成推進地区の指定に向けた活動についても、積極的に支援していく。</p>						

環境目標の実績と取組状況

整理番号	16						
担当課名	文化課						
指標名	文化財保存団体数						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	41団体	48団体	52団体	52団体	52団体	52団体	51団体
26年度の 取組内容	<p>・文化財保存活動を行う団体に対して、予算の範囲以内で各団体の補助対象経費の50%を上限に補助金を交付した。</p> <p>交付団体数：民俗 17団体 史跡 9団体 天然記念物 8団体 } 合計34団体</p> <p>交付金額： 1,412,000円</p> <p>・史跡の環境整備のため(看板設置や間伐等)、指定文化財保存修理費補助金等を交付した。</p>						
評価	<p><b>【26年度取組の評価】</b></p> <p>指定文化財等保存活動費補助金や修理費補助金等を文化財保存団体等に交付することで、文化財保存団体の活動を支援し、保存団体数が維持された。</p>						
	<p><b>【5か年間(22～26年度)の総括評価】</b></p> <p>文化財を保存・継承・活用するため、文化財施設等での企画展の開催や市民協働による文化財保護活動の推進、伝統文化継承事業の取組など様々な事業を実施したことにより、文化財保存活動の意識が広まり、文化財保存団体数が伸びてきた。また、各種補助金の交付により保存団体の活動を支援することで団体数は維持され目標値を達成することができた。</p>						
課題と 今後の方向性	<p>■継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直し( <input type="checkbox"/>事業を拡大 <input type="checkbox"/>事業を縮小 <input type="checkbox"/>事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/>他事業と統合)</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>						
	<p>歴史的・文化的景観の構成要素である貴重な文化財を保存・継承していくためには、所有者と行政だけではなく、市民の協力を得て今後も守り伝えていく必要がある。</p> <p>今後とも、市民が構成員となっている文化財の保存・愛護団体による文化財保護活動や後継者の育成への支援を継続して実施する。</p>						

## 【参考】本市の文化財保存団体

平成27年3月31日現在

No.	団体名	種類
1	宗円獅子舞保存会	民俗文化財
2	関堀獅子舞保存会	〃
3	上横倉の獅子舞保存会	〃
4	飯山の獅子舞保存会	〃
5	二荒山神社の神楽保存会	〃
6	瓦谷の神楽保存会	〃
7	八坂神社の神楽保存会	〃
8	堀米の田楽舞保存会	〃
9	篠井の金堀唄保存会	〃
10	宇都宮蔦木遣り保存会	〃
11	徳次郎町屋台保存会	〃
12	石那田八坂神社天王祭保存会	〃
13	天下一関白神獅子舞保存会	〃
14	天下一関白流西組獅子舞保存会	〃
15	逆面獅子舞愛好会	〃
16	白沢甲部彫刻屋台保存会	〃
17	白沢南自治会屋台保存会	〃
18	東下ヶ橋天棚保存会	〃
19	西下ヶ橋天棚保存会	〃
20	東組自治会山車保存会	〃
21	西組彫刻屋台保存会	〃
22	天王原彫刻屋台保存会	〃
23	上組天棚保存会	〃
24	古田天棚保存会	〃
25	和久天棚保存会	〃
26	蓬萊町の彫刻屋台保存会	〃

No.	団体名	種類
27	本郷睦会神功皇后山車保存会	民俗文化財
28	伝馬町屋台保存会	〃
29	旭町の大いちょう保存会	天然記念物
30	中鶴田の大フジ愛護会	〃
31	古賀志の孝子桜愛護会	〃
32	新町のケヤキ愛護会	〃
33	赤岩山のヒカゲツツジ保存会	〃
34	姿川第一小のフジ愛護会	〃
35	高籠神社大杉保存会	〃
36	上籠谷のフジを守る会	〃
37	智賀都神社ケヤキ愛護会	〃
38	柳田緑地クロコムラサキ愛護会	〃
39	竹下町文化財愛護会	史跡
40	おしどり塚愛護会	〃
41	長岡百穴愛護会	〃
42	蒲生君平勅旌碑愛護会	〃
43	谷口山古墳愛護会	〃
44	稲荷古墳群愛護会	〃
45	塚山古墳群愛護会	〃
46	下栗大塚古墳愛護会	〃
47	樋爪氏の墓愛護会	〃
48	瓦塚古墳群愛護会	〃
49	北山古墳群愛護会	〃
50	宇都宮城主戸田家の墓所愛護会	〃
51	高籠神社古墳愛護会	〃
52	岡本城跡を整備する会	〃

(参考)

※ この他に、市が文化財展示施設の指定管理を委託している保存活動団体(旧篠原家住宅保存会,西山文化財愛護会,特定非営利活動法人飛山城跡愛護会)がある。

## 環境分野4 生活環境

### 基本施策4-1 大気環境の保全

#### 主な課題

大気を良好に保ち、大気汚染等の被害を防ぐため、有害大気汚染物質の把握、測定体制、アスベスト対策、工場・事業場への指導、環境協定、交通・道路等の総合的対策などが重要となっています。

#### 取組の基本方向

良好な大気を保全するため、大気汚染物質の削減を図り、環境基準の達成率の向上を目指します。

#### 施策の概要

<b>4-1-1 監視体制の整備と充実</b>
(1) 大気汚染状況の監視
大気汚染の常時監視を実施するほか、光化学スモッグ対策やアスベスト対策を推進する。
<b>4-1-2 発生源対策の充実</b>
(1) 工場・事業場に対する指導の徹底
ばい煙等に関する指導や揮発性有機化合物（VOC）に関する啓発を実施するほか、光化学スモッグ注意報等発令時に工場・事業場に対してばい煙排出削減の要請を行う。
<b>4-1-3 自動車排出ガス対策の充実</b>
(1) 自動車排出ガス対策の充実
電気自動車等の「低環境負荷型自動車」の普及促進や、渋滞の緩和等につながる道路、交差点、踏切等の道路環境の整備などにより、自動車排出ガス対策を推進する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	17						
担当課名	環境保全課						
指標名	光化学オキシダントの環境基準の達成率						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	93.0%	88.7%	92.0%	91.4%	94.0%	89.9%	環境基準の達成率向上を目指す。
26年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>光化学スモッグ対策に寄与する取組みとして、工場・事業場に対し立入検査を実施し、環境法令の遵守や排出ガスの自主測定、施設の適正管理の指導を徹底するとともに、規制対象外の工場・事業場に対しても適正使用・管理について啓発した。</li> <li>光化学スモッグ注意報発令時に、市民に対し、迅速かつ確実な周知を徹底するため、4月に関係課及び関係機関へ対策要綱等を送付し、注意報発令時における迅速かつ確実な周知について、栃木県防災メール提供システムを活用するなどの協力を依頼した。</li> </ul>						
評価	<p><b>【26年度取組の評価】</b></p> <p>工場・事業場に対し立入検査を実施し、環境法令の遵守、排出ガスの自主測定や、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物（VOC）排出施設の適正管理の指導を徹底するとともに、揮発性有機化合物未規制工場・事業場に対しても適正使用・管理について啓発したが、環境基準の達成率は90%と基準年を下回った。</p> <p>※ H26年度は、県央において、光化学スモッグ注意報の発令日数は1日であった。</p>						
	<p><b>【5か年間（22～26年度）の総括評価】</b></p> <p>全国的にも光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（VOC）に対する規制が進んでおり、本市においても、工場・事業場に対しても適正使用・管理について啓発するとともに、4測定局において常時監視を行ってきたが、光化学オキシダントは、広域大気汚染であることから、5か年の結果において、環境基準の達成率向上には至らなかった。</p> <p>※全国的に、環境基準の達成率は、ほぼ横ばい（92～95%）で推移している。</p>						
課題と今後の方向性	<p>■継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直し（<input type="checkbox"/>事業を拡大 <input type="checkbox"/>事業を縮小 <input type="checkbox"/>事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/>他事業と統合）</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、環境法令の遵守や排出ガスの自主測定、施設の適正管理の指導を徹底するとともに、規制対象外の工場・事業場に対しても適正使用・管理について啓発する。</li> <li>自動車の利用者に対しては、公共交通利用の推進やエコドライブの普及啓発を行うなど、環境負荷の少ない交通政策を総合的・計画的に進め、光化学オキシダントに係わる環境基準の達成率の向上を目指していく。</li> <li>光化学スモッグ注意報発令時に、市民に対し、迅速かつ確実な周知の徹底を図る。</li> </ul>						

## 基本施策 4-2 水・土壌・地盤環境の保全

### 主な課題

河川・地下水の水質や、土壌の質を良好に保ち、それらの汚染等による被害や地盤沈下を防ぐため、水質調査、有害物質による土壌・地下水汚染の未然防止、生活排水の適正処理、地下水利用の抑制などが重要となっています。

### 取組の基本方向

水・土壌・地盤環境の保全を図るため、土壌や地下水汚染の未然防止や適正な地下水利用を推進します。

### 施策の概要

<b>4-2-1 監視体制の整備と充実</b>
(1) 水質調査等の充実 ----- 主要河川において水質調査を実施するほか、地下水についても水質調査を実施する。
(2) 生活排水監視体制の充実 ----- 公共下水道における生活排水中の化学物質のモニタリング等を実施する。
<b>4-2-2 発生源対策の充実</b>
(1) 工場・事業場に対する指導の徹底 ----- 工場・事業場に対して公害関係法令の遵守や排出水の自主測定、施設の適正管理に関する指導を実施するほか、水質事故の未然防止に係る啓発を行う。
(2) 土壌汚染対策に係る指導・助言 ----- 土地の所有者等に対する指導、助言を行うほか、有害物質使用事業場に対する指導を実施する。
(3) 地下水利用抑制の啓発 ----- 事業者に対し、地下水利用の抑制の啓発を実施する。
<b>4-2-3 生活排水対策の充実</b>
(1) 生活排水処理施設整備の推進 ----- 公共下水道の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及を促進する。
(2) 合流式下水道の機能改善 ----- 合流式下水道の緊急的な機能改善を実施する。



環境目標の実績と取組状況

整理番号	18						
担当課名	環境保全課						
指標名	河川水の生物化学的酸素要求量（BOD）に係る環境基準の達成率						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	94%	94.4%	94.4%	94.4%	94.4%	94.4%	環境基準の達成率維持を目指す。
26年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業場に対し立入検査を実施し、環境法令の遵守や排出水の自主測定、特定施設等の適正管理の指導を徹底した。</li> <li>生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の整備促進などに取り組んだ。</li> <li>河川の環境基準等の達成状況を把握するため、「公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、主要河川（11河川23地点）において、生活環境項目（年2～12回）、健康項目（年1～2回）、要監視項目（年1回）、その他の項目（年2回）を調査した。</li> </ul>						
評価	<b>【26年度取組の評価】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する事業場に立入検査を行い（80事業場）、排水基準や構造基準等の遵守について指導した。</li> <li>公共下水道整備面積は9,322（ha）、合併処理浄化槽の累積整備基数は6,377（基）、農業集落排水施設接続の処理人口は11,362（人）となり、生活排水処理率を93.5%（H25年度）から94.2%（H26年度）に向上させることができた。</li> <li>「公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、計画的・継続的な水質調査を実施した。</li> </ul>						
	<b>【5か年間（22～26年度）の総括評価】</b> <p>工場・事業場に対し計画的な立入検査を実施し、環境法令の遵守や排出水の自主測定、特定施設等の適正管理の指導を徹底するとともに、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の整備促進など、生活排水処理基本計画を推進したことにより、良好な水環境を確保することができた。</p>						
課題と 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■継続</li> <li><input type="checkbox"/>見直し（<input type="checkbox"/>事業を拡大 <input type="checkbox"/>事業を縮小 <input type="checkbox"/>事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/>他事業と統合）</li> <li><input type="checkbox"/>その他</li> </ul>						
	<p>今後も、工場・事業場に対し立入検査を実施し、環境法令の遵守を指導するとともに、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の整備促進を図る。</p>						

## 基本施策 4-3 音・振動・臭気環境の保全，化学物資対策の推進

### 主な課題

騒音・振動や悪臭，化学物質による被害を防ぐため，交通・道路等の総合的対策，工場・事業場に対する指導，近隣公害の防止に係る啓発，化学物質に係る情報の提供などが重要となっています。

### 取組の基本方向

騒音・振動や悪臭，化学物質による被害を防ぐため，総合的な指導啓発や適切な情報提供に努めます。

### 施策の概要

<b>4-3-1 監視体制の整備と自動車騒音対策の充実</b>	
<b>(1) 騒音調査の充実，関係機関に対する要望</b>	自動車，東北新幹線，自衛隊航空機に関わる騒音等の調査を実施し，必要に応じて関係機関への要望を行う。
<b>(2) 自動車騒音対策の充実</b>	「公共交通ネットワークの充実・強化及び利用促進」や「自転車利用・活用の促進」，「低環境負荷型自動車利用環境の整備」により，自動車騒音対策を推進する。
<b>4-3-2 近隣公害等への対応</b>	
<b>(1) 工場・事業場に対する指導の徹底（騒音・振動・悪臭）</b>	工場・事業場に対して公害関係法令の遵守や騒音・振動・悪臭防止の指導を行う。
<b>(2) 近隣公害の防止に係る啓発</b>	近隣の騒音，振動，悪臭等を防ぐため，啓発を実施する。
<b>4-3-3 化学物質への対応</b>	
<b>(1) 化学物質や農薬等の適正使用，適正管理，削減の推進</b>	製造業や農業における化学物質や農薬等の適正使用，適正管理，削減に係る情報提供のほか，事業者意識の啓発を推進する。
<b>(2) ダイオキシン対策の推進</b>	大気，河川，河川底質，地下水，土壌の調査を行うほか，ダイオキシン類を発生する工場・事業場に対し立入検査を実施する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	19						
担当課名	環境保全課						
指標名	自動車騒音に係る環境基準の達成率						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	87%	86.9%	87.3%	92.6%	85.0%	96.3%	92.0%
26年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法に基づき、国道等の騒音測定と、道路状況から環境基準の適合状況を面的に推計する「面的評価」により自動車騒音の監視を実施した。</li> <li>・騒音測定は7地点（定点2，移動点5）にて、面的評価は148区間にて実施するとともに、過去に環境基準を超過した2地点については、要請限度に係る測定を実施した。</li> </ul> <p>※ 要請限度とは、騒音規制法に定める自動車騒音に係る限度であり、これを超過した場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を要請することができる。</p>						
評 価	<p><b>【26年度取組の評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7地点（定点2地点，移動点5地点）における騒音調査と、148区間について面的評価を実施した結果、環境基準達成率は96%であり、平成27年度の目標値（92%）を上回った。</li> <li>・2地点において要請限度にかかる測定を実施した結果、すべて要請限度以下であった。（参考）面的評価の平成25年度の全国平均（93%）</li> </ul>						
	<p><b>【5か年間（22～26年度）の総括評価】</b></p> <p>自動車騒音について、本市は全国平均を下回る傾向にあり、道路状況を把握するために、今後も継続的に監視し、評価していくことが重要である。</p>						
課題と 今後の方向性	<p>■継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直し（<input type="checkbox"/>事業を拡大 <input type="checkbox"/>事業を縮小 <input type="checkbox"/>事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/>他事業と統合）</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>						
	<p>自動車騒音対策は、自動車騒音の監視だけではなく、計画的な道路整備や、自動車の運転者に対する公共交通利用及びエコドライブに係る普及啓発など、交通政策を総合的・計画的に進めることが必要であることから、今後とも、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握するために、継続して監視を実施する。</p>						

## 基本施策 4-4 生活環境の保全

### 主な課題

生活環境の保全に向けて、事業者の環境対策を促進するため、協定の推進、環境対策への支援、情報のオープン化と事務の効率化などが重要となっています。

### 取組の基本方向

自然環境と経済活動が調和した快適な生活環境を実現するため、事業者と連携した生活環境保全の取組等を推進します。

### 施策の概要

<b>4-4-1 生活環境保全対策の推進</b>	
<b>(1) 事業者と連携した生活環境保全対策の推進</b>	
公害防止と環境保全活動等に係る「宇都宮市環境協定」の締結事業者の拡大を図るほか、環境にやさしい工場の見学会の実施や、公害防止・化学物質に係る事業者研修会の開催、事業者の環境保全対策への支援を行う。	
<b>(2) 情報の公開</b>	
環境関連法令届出を電子管理化し、公開する。	

### 環境目標の実績と取組状況

整理番号	20						
担当課名	環境保全課						
指標名	宇都宮市環境協定締結事業者数						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	34社	34社	34社	33社	35社	35社	54社
26年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対して、宇都宮市環境協定に基づく事業者の取組について、周知啓発を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 通年で、窓口においてパネルを展示し、市ホームページに掲載するとともに、イベント（もったいないフェア（9月）、エコもりフェア（10月））において、パネルを展示することで、周知啓発を図った。</li> <li>⇒ 環境にやさしい工場見学会（7月）において、事業者が環境協定に基づく取組を、自ら参加者に説明することにより、周知啓発を図った。</li> </ul> </li> <li>事業者に対して、宇都宮市環境協定に係る意識調査を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 11月に協定を締結していない事業者に対して意識調査を行い、締結に向けた提案を行ったが、新たな締結には至らなかった。</li> </ul> </li> </ul>						

評 価	<p><b>【26年度取組の評価】</b></p> <p>宇都宮市環境協定に基づく事業者の取組を、前年度に引き続き、窓口、ホームページ及びイベントにおいて啓発をするとともに、協定締結事業者に対して、協定の趣旨について理解を求めた。</p>
	<p><b>【5か年間（22～26年度）の総括評価】</b></p> <p>目標である54社との締結は達成していないが、平成25年度に騒音計及び振動計の貸出と、悪臭測定に係る軽減策を導入することにより、協定締結事業者に生活環境の保全についての理解を得ることができた。</p>
課題と 今後の方向性	<p>■継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直し（<input type="checkbox"/>事業を拡大 <input type="checkbox"/>事業を縮小 <input type="checkbox"/>事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/>他事業と統合）</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>
	<p>協定の締結にはISO等の導入や騒音等の測定、設備の改善に伴う必要経費の増加による事業者の負担があることから、締結事業者数を拡大することが難しい状況にある。</p> <p>こうしたことから、平成25年度に導入した悪臭測定に係る軽減策、騒音計及び振動計の貸出を継続して実施し、環境保全活動に係る事業者の取組の周知啓発を図ることにより、現在の事業者との締結を継続していくとともに、新たな事業者に対して、協定の周知啓発を図り、締結事業者の拡大を目指す。</p>

※「期待値」とは、平成21年度の基準値から、平成27年度の目標値まで比例的に推移すると仮定したときの当該年度の値

## 宇都宮市環境協定締結事業者

平成 26 年 3 月 31 日現在

No.	事業者名	備考	No.	事業者名	備考
1	宇都宮化工株式会社	清原工業団地	21	株式会社マルハニチロ食品 化成食品事業部	清原工業団地
2	エア・ウォーター株式会社	清原工業団地	22	株式会社マルハニチロ食品 宇都宮工場	清原工業団地
3	エスペック株式会社	清原工業団地	23	株式会社ミツトヨ	清原工業団地
4	エム・イー・エム・シー株式会社	清原工業団地	24	株式会社 ムロ コーポレーション	清原工業団地
5	カルソニックカンセイ株式会社	清原工業団地	25	久光製薬株式会社	清原工業団地
6	カルビー株式会社	清原工業団地	26	日本ペイント株式会社	清原工業団地
7	キヤノン株式会社	清原工業団地	27	中外製薬工業株式会社	清原工業団地
8	清原住電株式会社	清原工業団地	28	株式会社関東三翠社	宇都宮工業団地
9	清水鋼鐵株式会社	清原工業団地	29	株式会社クボタ	宇都宮工業団地
10	新陽メタルビー株式会社	清原工業団地	30	クボタ空調株式会社	宇都宮工業団地
11	住友ベークライト株式会社	清原工業団地	31	東武建設株式会社	宇都宮工業団地
12	帝人デュポンフィルム株式会社	清原工業団地	32	日本パーカライズング株式会社	宇都宮工業団地
13	デュポン株式会社	清原工業団地	33	株式会社UACJカラーアルミ	宇都宮工業団地
14	東京応化工業株式会社	清原工業団地	34	村田発條株式会社	宇都宮工業団地
15	東京製鐵株式会社	清原工業団地	35	株式会社セルクリーンセンター	宇都宮工業団地
16	栃木住友電工株式会社	清原工業団地			
17	日圧電子部品株式会社	清原工業団地			
18	日本たばこ産業株式会社	清原工業団地			
19	日本山村硝子株式会社	清原工業団地			
20	マニー株式会社	清原工業団地			

## 環境分野5 人づくり

### 基本施策5-1 環境教育・環境学習の推進

#### 主な課題

市民や事業者の間に環境についての知識や理解が深まり、主体的な人が育っていけるようにするため、環境情報の整備と提供のほか、人材育成、環境学習センターや市有施設等における環境学習などが重要となっています。

#### 取組の基本方向

環境を大切にする人づくりを進めるため、様々な場所や機会を通して、環境教育・環境学習を推進します。

#### 施策の概要

<b>5-1-1 環境情報の整備と提供</b>
(1) 環境情報の整備、提供、活用の推進 ホームページや情報誌等を活用した情報発信を行うほか、ひとやものを大切にする行動指針「もったいないの約束」等の啓発活動を推進する。
<b>5-1-2 人材育成の推進</b>
(1) 環境リーダー等の人材の育成 環境学習の指導者や地域で活動するリサイクル推進員、環境保全団体スタッフ等の地域の環境リーダーの育成・支援を図り、活動の活性化を促進する。
(2) 人材活用のための仕組みづくり 各種環境団体等とのネットワークの強化を図る。
<b>5-1-3 環境学習の場と機会の創出・支援</b>
(1) 環境学習手法等の開発、整備 環境学習に係る手法・教材等の開発、整備を行うとともに、広く教材の周知を図る。
(2) 環境学習のための場の充実 環境学習センターの機能の充実や、生涯学習センターや冒険活動センターとの連携による環境学習の場の充実を図る。
(3) 多様な学習機会の提供・支援 環境学習センター等における環境学習を推進するほか、環境イベント等の充実や幼児環境学習の推進などに取り組む。
(4) 各主体の連携による環境学習の推進 市民・事業者・市等の協力・連携による講座企画等を実施する。



環境目標の実績と取組状況

整理番号	21						
担当課名	環境政策課						
指標名	環境学習センターで開催する環境講座等の参加者数						
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (目標)
	4,450名	5,592名	6,955名	9,564名	9,613名	11,590名	6,200名
26年度の 取組内容	<p>・市民が、環境に関する正しい理解と認識を深めていけるよう、本市の環境学習の拠点施設である環境学習センターにおいて、生活環境や自然環境、地球環境問題など、幅広い環境関連講座を通年で企画・実施し、環境教育や環境学習の機会の拡大を図った。 ⇒「地球温暖化」など市民の意識調査結果を踏まえた講座の充実や、親子を対象とした新規講座を実施</p>						
評価	<p><b>【26年度取組の評価】</b> 地球環境として大きく注目され、市民からの要望も高い「地球温暖化」をテーマとした講座や、夏休み期間に親子を対象とした企画である「チャレンジもったいない」を新規で実施するなど講座内容の充実を図ったことなどにより、年間254回の環境学習講座を開催し参加者を11,590人に増やすなど、目標値及び前年度実績を上回ることができた。</p>						
	<p><b>【5か年間（22～26年度）の総括評価】</b> 平成23年度から指定管理者制度を導入し、地域との連携強化や、市民意識調査結果を踏まえたより実践的な環境学習プログラムへと講座内容を改善し充実を図ってきたことにより、年々環境学習講座の参加者が増え、目標年度及び目標値を早期に達成することができた。</p>						
課題と 今後の方向性	<p><input type="checkbox"/>継続  <input checked="" type="checkbox"/>見直し（<input checked="" type="checkbox"/>事業を拡大 <input type="checkbox"/>事業を縮小 <input type="checkbox"/>事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/>他事業と統合）  <input type="checkbox"/>その他</p>						
	<p>今後も、市民が環境に対する正しい知識と認識を深め、環境配慮行動を実践することができるよう、本市の環境学習の拠点施設である環境学習センターにおいて、環境課題や地域特性を踏まえた環境学習講座を実施するとともに、幼児期から大人までを対象としたあらゆる年代に環境学習機会の充実を図っていく。</p>						

## 基本施策 5-2 環境保全活動の促進

### 主な課題

環境保全活動に参加する人が増え、環境保全活動が発展し、地域の力となっていけるようにするため、「宇都宮市もったいない運動市民会議」等とのパートナーシップ、市民活動への支援、事業者や団体等の活動への支援などが重要となっています。

### 取組の基本方向

より良い環境を創出する活動の輪を広げるため、自発的な活動を促進するための支援や市民協働で取り組む仕組みづくりに努めます。

### 施策の概要

<b>5-2-1 環境保全活動の促進</b>	
<b>(1) 環境保全活動の促進</b>	
市民活動への支援や事業者のCSR活動等の促進、本市独自の仕組みである環境創造基金の活用などに取り組む。	
<b>5-2-2 市民・事業者・市の連携の推進</b>	
<b>(1) 環境パートナーシップの強化</b>	
環境NPO、企業、学校、関係機関等との連携強化や、市民協働による環境にやさしいまちづくりを進めるための地域コミュニティの推進を図る。	

### 環境目標の実績と取組状況

整理番号	22						
担当課名	みんなでまちづくり課						
指標名	市民活動サポートセンター（まちづくりセンター）の登録団体数 （環境分野）						
活動指標 （実績）	H21 （基準）	H22	H23	H24	H25	H26	H27 （目標）
	26	29	29	29	31	33	36
26年度の 取組内容	<p>NPO法人や市民活動助成金交付団体に対し、本市の市民協働のまちづくりの拠点施設である「まちづくりセンター」の積極的な利用を促したほか、まちづくりセンターによる以下の活動支援等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒市民活動の組織基盤強化のため、団体運営に関する相談対応や会計事務に関する連続講座、助成金制度を有する民間企業等を招いた助成金合同説明会</li> <li>⇒ボランティア活動をはじめるきっかけづくりのため、清掃活動等のボランティア体験プログラム</li> <li>⇒NPO、地域、企業、学校等の各活動団体間の連携を図るため、交流会の開催や協働事業のコーディネート</li> <li>⇒まちづくりセンターの利用者の増加を図るため、パンフレットやホームページのほか、SNSやブログを活用した広報活動</li> </ul>						

評 価	<p><b>【26年度取組の評価】</b></p> <p>まちづくりセンターの各種事業展開により、団体の自立化、組織力の向上が図られるとともに、市民活動を支援するセンターの認知度も向上し、環境分野の活動団体数の増加につながった。</p>
	<p><b>【5か年間（22～26年度）の総括評価】</b></p> <p>市民活動の活性化を図るため、多様なまちづくり活動主体の組織基盤の強化や特性・専門性を活かした連携・協力した取組みの促進など、まちづくりセンターを中心にまちづくり活動主体の活動を支援するとともに、環境分野におけるボランティア活動への参加の呼びかけ等も行ってきたことにより、環境分野の団体数を増加させることができた。</p>
課題と 今後の方向性	<p>■継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直し（<input type="checkbox"/>事業を拡大 <input type="checkbox"/>事業を縮小 <input type="checkbox"/>事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/>他事業と統合）</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>
	<p>市民活動団体に加え、地域活動団体や企業、大学など全てのまちづくり活動主体を支援することがセンターの目的だが、地域や企業などは、まちづくりセンターへの登録が少ないことから、これらの団体に対し、能動的に接触を図り、市民活動団体以外の活動主体によるまちづくり活動に対しても支援していく必要がある。</p> <p>そのため、今後は地域や企業への支援や事業共催等を増加することで、新たなまちづくり活動主体（環境分野を含む）の人材発掘や団体数の増加等につなげていく。</p>

## 基本施策 5-3 環境配慮行動の推進

### 主な課題

環境配慮指針の運用による環境配慮行動の推進や、ISO14001の趣旨を生かした独自の環境マネジメントの仕組みの継続や充実を図ることにより、市民・事業者の具体的な環境配慮の推進・拡大を図っていく必要があります。

### 取組の基本方向

市民・事業者の環境に配慮した自発的な行動を促進するための支援や仕組みづくりを推進します。

### 施策の概要

5-3-1 環境配慮行動の推進
(1) 環境配慮指針の運用 「宇都宮市環境配慮指針」の運用により、市民の日常生活や事業者の事業活動における環境配慮行動を促進する。
(2) 環境管理活動の推進 家庭、事業所、学校における環境配慮行動の促進を図るほか、市の業務における環境管理活動を推進する。
(3) 環境配慮に係る取組の推進 土地利用に関する大規模開発事前指導や、開発許可制度の適正な運用を行う。
(4) 「もったいない運動」の推進 もったいないの精神による市民の自主的な環境配慮行動を広げるため、もったいない運動を推進する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	23						
担当課名	環境政策課						
指標名	家庭版環境ISO認定制度認定数（累計）						
活動指標 （実績）	H21 （基準）	H22	H23	H24	H25	H26	H27 （目標）
	1,342 世帯	1,520 世帯	1,661 世帯	2,189 世帯	2,366 世帯	2,691 世帯	2,600 世帯
26年度の 取組内容	<p>・家庭版環境ISO（みやエコファミリー）認定制度に登録してもらうことで、各家庭において、環境配慮行動の積極的な推進と拡大を図った。</p> <p>⇒うつのみや城址まつりやもったいないフェアなど、5つの他団体主催イベントで加入促進キャンペーンを実施</p> <p>⇒市ホームページにて、通年で認定制度の取組を紹介</p>						
評価	<p><b>【26年度取組の評価】</b></p> <p>環境に関する各種イベントにおいて、家庭版環境ISO認定制度登録の普及啓発を実施したことにより、新たに325件の家庭が認定し、環境配慮行動を実践する家庭数を増やすことができた。</p>						
	<p><b>【5か年間（22～26年度）の総括評価】</b></p> <p>環境に関する各種イベントや出前講座などの様々な機会や媒体を活用しながら普及啓発に取り組むとともに、より多くの市民が参加しやすいよう、認定要件の見直しなどを行ったことなどにより、5か年間で1,349件の家庭を認定し、目標年度より1年早く、数値目標を達成することができた。</p>						
課題と 今後の方向性	<p>■継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直し（<input type="checkbox"/>事業を拡大 <input type="checkbox"/>事業を縮小 <input type="checkbox"/>事業を廃止・終了 <input type="checkbox"/>他事業と統合）</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>						
	<p>温室効果ガスやごみ排出量の削減を進めていくためには、各家庭における環境配慮行動を促し、市域全体に広げていくことが大切である。</p> <p>このため、市民の自発的な行動を促す有効な手段である「家庭版環境ISO」の認定家庭数の平成29年度5,000世帯の達成に向けて、引き続き、様々な機会や場を活用しながら新規参加者の普及拡大に努めるとともに、既に登録していただいた市民が継続してもらえるようなメリットや仕組みについて、他事業との連携などを踏まえながら検討していく。</p>						



# 第3部

## 環境の現状

---

- 1 大気環境関係
- 2 水・土壌環境関係
- 3 その他生活環境関係
- 4 廃棄物関係
- 5 その他



## 第3部 目次

### 1 大気環境関係

1	本市の自家用車保有台数とバス輸送人員の推移	64
2	大気環境に係る環境基準等	65
3-1	大気汚染状況常時監視測定局地点	66
3-2	大気汚染状況常時監視測定項目	66
4	二酸化硫黄の経年変化	67
5	二酸化窒素の経年変化	67
6	一酸化炭素の経年変化	67
7	浮遊粒子状物質の経年変化	67
8-1	光化学オキシダント環境基準達成率の経年変化	68
8-2	光化学スモッグ注意報等発令回数	68
9	非メタン炭化水素指針値達成率の経年変化	68
10	酸性雨(pH)の経年変化	68
11	微小粒子状物質(PM2.5)の経年変化	68
12	微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起回数	68
13	有害大気汚染物質の経年変化	69
14-1	アスベスト環境調査地点	70
14-2	アスベスト濃度の経年変化	70
15	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況	71
16	大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置状況	71
17	大気汚染防止法に基づく立入検査結果	71
18-1	大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の設置状況	72
18-2	栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設の設置状況	73
19-1	ダイオキシン類環境調査地点(大気)	73
19-2	ダイオキシン類の経年変化(大気)	73
20	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況(大気基準適用施設)	74
21	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果(大気基準適用施設)	74
22	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果(大気基準適用施設)	75

### 2 水・土壌環境関係

1	水・土壌環境に係る環境基準	76
2	公共用水域水質調査地点	78
3	公共用水域水質測定結果(生活環境項目)	79
4	公共用水域水質測定結果(健康項目)	80
5	公共用水域水質測定結果(特殊項目)	81
6-1	公共用水域水質測定結果(要監視項目)	82
6-2	地下水水質測定結果(要監視項目)	83
7-1	中小河川水質調査地点	84
7-2	中小河川水質測定結果(生活環境項目)	84
8	地下水水質測定結果(概況調査)	85
9	地下水水質測定結果(定期モニタリング調査)	87
10	ゴルフ場の農薬使用に伴う水質測定調査結果	89

11-1	水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置状況	91
11-2	水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の設置状況	91
12	栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況	92
13	水質汚濁防止法等に基づく立入検査結果	92
14-1	ダイオキシン類環境調査地点(河川水質, 河川底質)	93
14-2	ダイオキシン類の経年変化(河川水質, 河川底質)	93
14-3	ダイオキシン類環境調査地点(地下水, 土壌)	94
14-4	ダイオキシン類の経年変化(地下水)	94
14-5	ダイオキシン類の経年変化(土壌)	95
15	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況(水質基準適用施設)	96
16	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果(水質基準適用施設)	96
17	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果(水質基準適用施設)	96

### 3 その他生活環境関係

1	騒音, 振動, 悪臭に係る環境基準等	97
2	騒音に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況	98
3	振動に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況	99
4-1	東北新幹線騒音振動調査地点	100
4-2	東北新幹線騒音の経年変化	101
4-3	東北新幹線振動の経年変化	101
5-1	航空機騒音測定地点	102
5-2	航空機騒音の経年変化	103
5-3	航空機騒音測定結果	104
6-1	自動車騒音環境基準達成率の経年変化	105
6-2	自動車騒音環境基準達成状況の評価結果(道路種類別)	105
7	栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設の設置状況	105
8	公害等に係る苦情処理件数の経年変化	106

### 4 廃棄物関係

1	本市のごみ排出量の推移	107
2	本市のリサイクル率・最終処分量の推移	107

### 5 その他

1	本市の農業の推移	108
2	本市の河川の概要	109

# 1. 大気環境関係

## 1 本市の自家用車保有台数とバス輸送人員の推移

年次	自家用車(軽自動車含)			バス	
	保有台数	1世帯当たり保有台数		輸送人員 (千人)	系統数
		本市	全国平均		
昭和61年度 (1985)	131,800	—	—	31,159	171
平成2年度 (1990)	164,200	1.10	—	29,928	167
平成7年度 (1995)	199,800	1.29	0.97	25,657	130
平成8年度 (1996)	209,000	1.33	1.00	24,523	139
平成9年度 (1997)	217,700	1.36	1.03	23,424	155
平成10年度 (1998)	224,300	1.38	1.05	21,740	156
平成11年度 (1999)	229,100	1.39	1.05	20,148	153
平成12年度 (2000)	234,500	1.40	1.07	19,222	155
平成13年度 (2001)	246,500	1.43	1.09	17,828	155
平成14年度 (2002)	252,600	1.45	1.10	18,219	165
平成15年度 (2003)	257,300	1.45	1.10	17,275	166
平成16年度 (2004)	263,212	1.46	1.11	16,900	165
平成17年度 (2005)	268,700	1.46	1.11	16,280	150
平成18年度 (2006)	300,069	1.49	1.11	15,199	142
平成19年度 (2007)	301,875	1.48	1.10	15,341	146
平成20年度 (2008)	304,126	1.47	1.09	14,359	144
平成21年度 (2009)	307,598	1.47	1.08	13,610	142
平成22年度 (2010)	310,431	1.48	1.08	13,032	141
平成23年度 (2011)	315,152	1.48	1.08	13,621	140
平成24年度 (2012)	318,488	1.48	1.08	13,718	163
平成25年度 (2013)	325,291	1.47	1.07	13,888	164

※ 平成25年度が最新値

## 2 大気環境に係る環境基準等

物質名	性質	環境基準等
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	石油や石炭等の硫黄を含む化石燃料の燃焼に伴い発生する。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。酸性雨の原因物質でもある。	1時間値の1日平均値が 0.04(ppm)以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	石油やガス等の燃焼に伴い発生する。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。酸性雨の原因物質でもある。	1時間値の1日平均値が 0.04(ppm)から 0.06(ppm)までのゾーン内またはそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	炭素や炭素化合物が不十分な酸素での燃焼に伴い発生する。高濃度で中枢神経に影響を及ぼす恐れがある。ディーゼル自動車に含まれる微粒子が特に問題となっている。	1時間値の1日平均値が 10(ppm)以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20(ppm)以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒径 10(μm)以下の粒子状物質をいう。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。主な発生源に工場等のばいじんやガソリン自動車の排出ガスがある。	1時間値の1日平均値が 0.10(mg/m <sup>3</sup> )以下であり、かつ、1時間値が 0.20(mg/m <sup>3</sup> )以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成される酸化性物質をいう。高濃度で目の粘膜への刺激や呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。	1時間値が 0.06(ppm)以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	浮遊粉じんのうち、粒径 2.5(μm)以下のもの。浮遊粒子状物質 (SPM) よりも健康に有害な影響を与える可能性が高いとされている。主な発生源としては、工場等のばい煙発生施設や自動車(一次生成)と、工場や自動車から排出される硫黄酸化物等が大気中で光やオゾンと反応して生成(二次生成)されることが挙げられます。	1年平均値が 15(μg/m <sup>3</sup> )以下であり、かつ、1時間値の1日平均値が 35(μg/m <sup>3</sup> )以下であること。
ベンゼン	揮発性が高く、特有の臭気をもつ可燃性の液体で、溶剤やガソリンのアンチノック剤などに使用される。発ガン性が認められている。	年平均値が 3(μg/m <sup>3</sup> )以下であること。
トリクロロエチレン	揮発性をもつ不燃性の液体で、金属や機械部品の脱脂・洗浄剤、一般溶剤等に使用される。吸入により頭痛・吐き気や接触による皮膚炎等をおこす。	年平均値が 200(μg/m <sup>3</sup> )以下であること。
テトラクロロエチレン	有機塩素化合物の一つで、無色透明で不燃性の液体。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤等に使用される。吸入により頭痛や吐き気をおこし、接触により皮膚炎をおこす。	年平均値が 200(μg/m <sup>3</sup> )以下であること。
ジクロロメタン	有機塩素化合物の一つで、無色透明で揮発性を有する可燃性の液体。塗料の剥離材やプリント基板の洗浄剤等に使用される。吸入によりめまいや嘔吐、知覚障害をおこす。	年平均値が 150(μg/m <sup>3</sup> )以下であること。
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。塩素を含むごみを燃焼させた場合等に発生し、人の健康に重大な影響を与える恐れがある。	年平均値が 0.6(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )以下であること。
非メタン炭化水素 (NMHC)	炭素と水素から成り立っている化合物の総称。光化学スモッグの原因物質とされており、主な発生源にガソリン自動車の排出ガスがある。	※濃度指針 午前6時から9時までの3時間平均値が 0.20(ppmC)から 0.31(ppmC)までのゾーン内又はそれ以下であること。

※ ppm 1(ppm(ピ-ピー-エム))=1(m<sup>3</sup>)の1(cm<sup>3</sup>)(100万分の1)

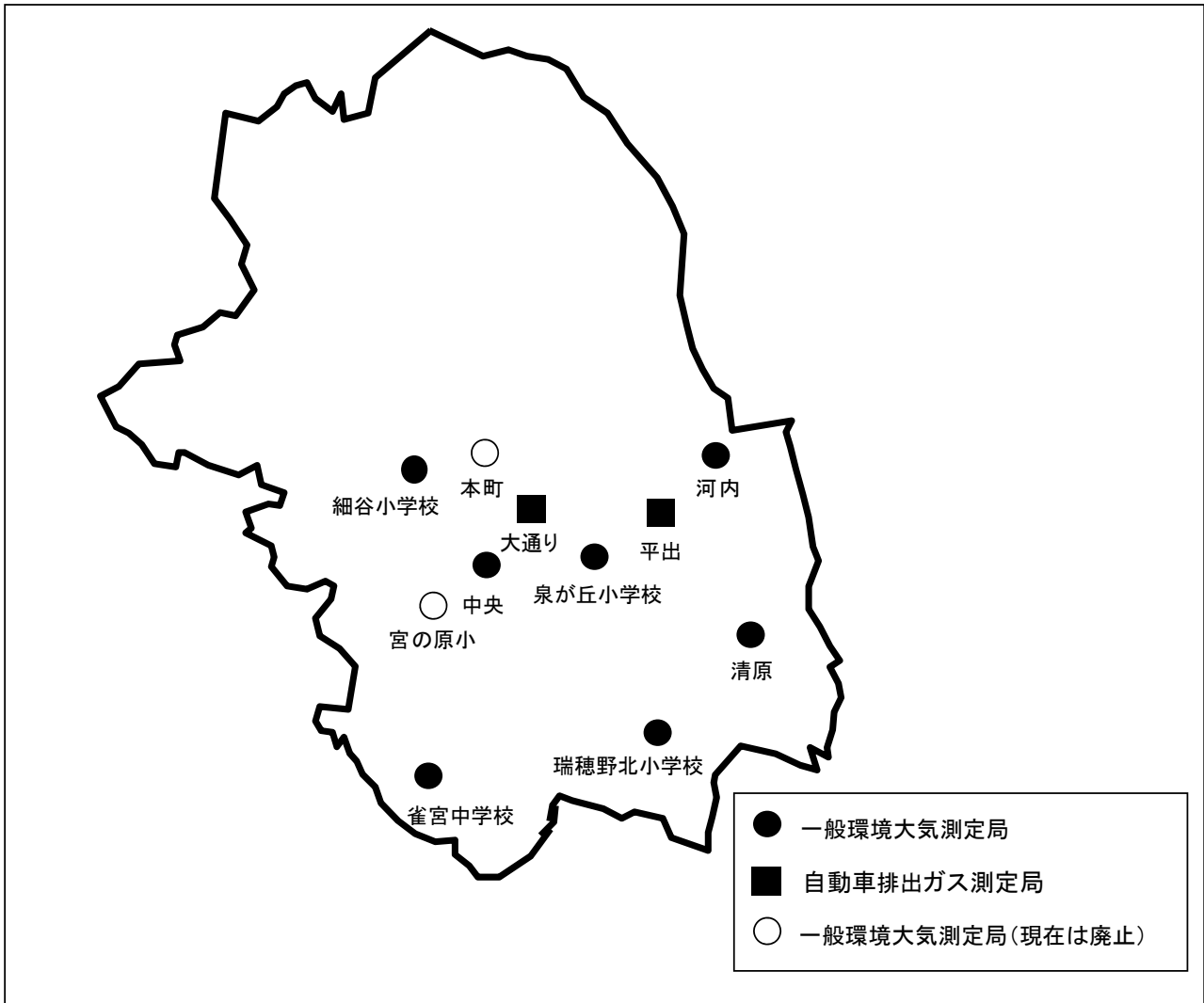
※ μm 1(μm(マイクロメートル))=100万分の1(m)

※ μg 1(μg(マイクログラム))=100万分の1(g)

※ pg 1(pg(ピコグラム))=1兆分の1(g)

※ TEQ TEQ(毒性等量) ダイオキシン類には多くの種類の物質があり、毒性も異なるため、毒性を評価する際に、毒性の最も強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として換算して表す。

3-1 大気汚染状況常時監視測定局地点



3-2 大気汚染状況常時監視測定項目

測定局	所在地	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)	非メタン炭化水素 (NMHC)	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	
<b>一般環境測定局</b>									
1	中央	中央1-1-13	○	○		○	○		
2	泉が丘小学校	泉が丘7-12-14				○			
3	雀宮中学校	雀の宮7-28-16		○		○		○	
4	瑞穂野北小学校	下桑島町465				○			
5	細谷小学校	細谷1-4-38		○		○			
6	清原	上簗谷町1145		○		○			
7	河内	岡本町2145-13		○		○			
<b>自動車排出ガス測定局</b>									
8	大通り	馬場通り1-1-11	○	○	○		○		
9	平出	平出町1260	○	○	○		○	○	
合計			3	7	2	9	4	3	2

#### 4 二酸化硫黄の経年変化

単位:(ppm)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	環境基準
本町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04以下
中央	0.003	0.003	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	
泉が丘小	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
雀宮中	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	—	—	—	—	
瑞穂野北小	0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
細谷小	0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
清原	0.003	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大通り	—	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
平出	—	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	

#### 5 二酸化窒素の経年変化

単位:(ppm)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	環境基準
本町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.06以下
中央	0.023	0.021	0.019	0.018	0.017	0.017	0.016	0.015	0.015	0.014	
雀宮中	0.015	0.013	0.014	0.012	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010	0.011	
細谷小	—	—	—	—	0.014	0.014	0.013	0.012	0.013	0.012	
清原	0.005	0.017	0.016	0.014	0.013	0.013	0.015	0.011	0.011	0.010	
河内	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.012	0.012	0.012	
大通り	0.032	0.031	0.029	0.028	0.028	0.026	0.024	0.024	0.023	0.022	
平出	—	0.036	0.036	0.032	0.032	0.029	0.024	0.019	0.023	0.022	

#### 6 一酸化炭素の経年変化

単位:(ppm)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	環境基準
本町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10以下
中央	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大通り	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	0.5	0.3	
平出	—	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	

#### 7 浮遊粒子状物質の経年変化

単位:(mg/m<sup>3</sup>)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	環境基準
中央	0.025	0.023	0.020	0.020	0.019	0.017	0.018	0.016	0.016	0.016	0.1以下
泉が丘小	0.027	0.030	0.026	0.025	0.022	0.021	0.020	0.019	0.019	0.019	
宮の原小	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
雀宮中	0.024	0.029	0.027	0.026	0.022	0.022	0.021	0.019	0.018	0.017	
瑞穂野北小	0.027	0.025	0.022	0.022	0.020	0.019	0.019	0.019	0.019	0.019	
細谷小	0.030	0.029	0.026	0.026	0.027	0.028	0.027	0.025	0.017	0.016	
清原	0.023	0.021	0.029	0.028	0.025	0.024	0.027	0.026	0.025	0.023	
河内	0.031	0.031	0.032	0.033	0.030	0.028	0.028	0.025	0.027	0.027	
大通り	0.029	0.028	0.026	0.026	0.023	0.022	0.021	0.020	0.020	0.020	
平出	—	0.033	0.029	0.031	0.027	0.025	0.022	0.020	0.018	0.019	

※ ppm : 1 (ppm (μg-μg)) = 1(m<sup>3</sup>)の1 (cm<sup>3</sup>) (100万分の1)

### 8-1 光化学オキシダント環境基準達成率の経年変化

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	全国平均
本町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93.2 (H25)
中央	94.0	94.9	92.7	94.2	95.5	89.7	94.4	92.9	95.2	92.3	
雀宮中	88.4	90.0	86.1	88.1	89.8	86.9	89.2	89.6	89.0	87.3	
河内	—	92.5	89.5	92.6	93.7	89.6	90.5	92.9	97.7	91.9	
清原	—	—	—	—	—	—	93.8	90.0	92.1	88.0	

### 8-2 光化学スモッグ注意報等発令回数

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
宇都宮市	8	5	8	2	2	0	5	0	0	1
【参考】全国	185	177	220	144	123	182	82	53	106	83

#### 【参考】光化学スモッグ注意報発令基準

種別	内容
注意報	一の測定点(本市では、中央、雀宮、鹿沼市役所測定局)において、オキシダント測定値が0.12(ppm)以上となり、継続すると認められるとき。
警報	一の測定点において、オキシダント測定値が0.24(ppm)以上となり、継続すると認められるとき。
重大緊急報	一の測定点において、オキシダント測定値が0.40(ppm)以上となり、継続すると認められるとき。

※ ppm: 1 (ppm (ビ・ピ・エム)) = 1 (m<sup>3</sup>) の 1 (cm<sup>3</sup>) (100万分の1)

### 9 非メタン炭化水素指針値達成率の経年変化

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
中央	87.0	82.5	70.1	96.6	93.9	96.1	97.7	99.2	99.7	98.9
大通り	86.6	91.8	89.0	95.5	98.6	97.1	98.6	98.9	98.1	97.2
平出	—	74.1	67.2	61.5	70.0	92.5	98.9	94.2	97.5	96.6

### 10 酸性雨 (pH) の経年変化

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
中央	4.4	4.5	4.2	4.7	4.6	—	—	—	—	—
河内	4.5	4.7	4.7	4.6	4.7	4.8	4.8	4.8	4.8	5.0

### 11 微小粒子状物質 (PM2.5) の経年変化

単位:( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

	H25	H26	環境基準
雀宮中	1年平均値	13.8	13.3
	1日平均値	34.6	33.5
	基準適合	○	○
平出	1年平均値	15.3	14.5
	1日平均値	35.5	33.0
	基準適合	×	○

1年平均値が15以下かつ  
1日平均値が35以下

※ 平成25年1月18日から雀宮中及び平出測定局で測定開始

※ 1日平均値: 1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方(最低値)から数えて98%目に該当する日平均値

### 12 微小粒子状物質 (PM2.5) 注意喚起回数

単位:(回)

	H25	H26
宇都宮市 (栃木県全体)	0	0

※ 平成25年3月9日、栃木県が、環境省の「微小粒子状物質 (PM2.5) に関する専門家会合報告について」(平成25年3月1日 環水大大発第1303013号) に示された「注意喚起のための暫定的な指針」を受けて、注意喚起に係る対応を開始

※ 栃木県が注意喚起に係る対応を開始した、平成25年3月9日～31日においても、注意喚起は実施したことはない。

※ 平成25年11月29日、栃木県が、環境省の「微小粒子状物質 (PM2.5) に関する『注意喚起のための暫定的な指針』に係る判断方法の改善について」(平成25年11月28日 環水大大発第1311281号) を受けて、注意喚起に係る対応を変更



### 1 3 有害大気汚染物質の経年変化

西小学校(一般環境)

単位(μg/m<sup>3</sup>)

物質名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	環境基準等
ベンゼン	1.5	1.5	1.3	1.2	1.1	1.0	0.95	0.93	0.86	0.82	3
トリクロロエチレン	0.22	0.59	0.40	0.30	0.26	0.47	0.24	0.21	0.33	0.31	200
テトラクロロエチレン	0.13	0.35	0.29	0.20	0.24	0.15	0.11	0.12	0.14	0.14	200
ジクロロメタン	1.4	1.5	1.8	1.4	0.98	1.3	1.1	1.0	1.1	1.2	150
アクリロニトリル	0.033	0.035	0.028	0.035	0.047	0.029	0.026	0.025	0.026	0.058	2
塩化ビニルモノマー	0.012	0.030	0.017	0.016	0.010	0.013	0.013	0.029	0.013	0.037	10
水銀及びその化合物	0.0026	0.0021	0.0021	0.0018	0.0018	0.0019	0.0017	0.0019	0.0020	0.0019	0.04
ニッケル化合物	0.0029	0.0019	0.0034	0.0029	0.0020	0.0017	0.0019	0.0012	0.0017	0.0011	0.025
クロロホルム	0.13	0.18	0.22	0.27	0.18	0.21	0.21	0.18	0.19	0.21	18
1,2-ジクロロエタン	0.044	0.110	0.071	0.068	0.091	0.16	0.070	0.11	0.096	0.12	1.6
1,3-ブタジエン	0.18	0.29	0.18	0.18	0.13	0.12	0.088	0.084	0.093	0.090	2.5
アセトアルデヒド	2.4	3.6	3.1	4.3	3.5	3.0	4.0	1.6	1.9	2.0	-
ホルムアルデヒド	2.9	4.0	3.5	4.0	5.6	5.2	6.8	2.7	3.3	3.2	-
ベリリウム及びその化合物	0.000018	0.000013	0.0000094	0.000012	0.000012	0.000010	0.000013	0.000014	0.0000091	0.0000096	-
マンガン及びその化合物	0.020	0.011	0.011	0.013	0.012	0.012	0.017	0.013	0.012	0.011	0.14
クロム及びその化合物	0.0030	0.0018	0.0019	0.0029	0.0023	0.0013	0.0017	0.0012	0.0020	0.0019	-
砒素及びその化合物	0.00071	0.00060	0.00062	0.00080	0.00070	0.00071	0.00086	0.00084	0.00059	0.00053	-
ベンゾ[a]ピレン	0.00016	0.00012	0.00013	0.00014	0.00025	0.00011	0.00016	0.00011	0.000094	0.000022	-
酸化エチレン	0.074	0.084	0.100	0.092	0.095	0.050	0.061	0.063	0.067	0.068	-
塩化メチル	-	-	-	-	-	-	-	-	5.6	3.3	-
トルエン	-	-	-	-	-	-	-	-	10	5.5	-

清原東小学校(固定発生源周辺)

単位(μg/m<sup>3</sup>)

物質名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	環境基準等
ベンゼン	0.98	1.20	0.91	1.1	0.85	0.86	0.75	0.73	0.69	0.73	3
トリクロロエチレン	0.15	0.44	0.27	0.26	0.16	0.26	0.16	0.16	0.21	0.29	200
テトラクロロエチレン	0.036	0.180	0.086	0.067	0.047	0.052	0.056	0.072	-	-	200
ジクロロメタン	2.8	3.6	2.9	4.2	3.4	3.3	2.9	3.2	1.6	2.8	150
アクリロニトリル	0.026	0.046	0.023	0.035	-	-	-	-	-	-	2
塩化ビニルモノマー	0.017	0.032	0.021	0.028	-	-	-	-	-	-	10
水銀及びその化合物	0.0024	0.0020	0.0020	0.0020	0.0017	0.0020	0.0017	0.0017	-	-	0.04
ニッケル化合物	0.0025	0.0020	0.0027	0.0032	0.0022	0.0012	0.0015	0.00096	-	-	0.025
クロロホルム	0.13	0.21	0.20	0.24	-	-	-	-	0.26	0.24	18
1,2-ジクロロエタン	0.037	0.100	0.076	0.074	0.090	0.10	0.066	0.10	-	-	1.6
1,3-ブタジエン	0.087	0.190	0.087	0.140	-	-	-	-	0.066	0.076	2.5
アセトアルデヒド	2.6	2.8	2.9	3.8	-	-	-	-	1.3	1.6	-
ホルムアルデヒド	2.3	2.6	2.9	3.5	4.1	4.2	5.9	2.4	2.2	2.5	-
ベリリウム及びその化合物	0.000028	0.000014	0.000015	0.000011	-	-	-	-	-	-	-
マンガン及びその化合物	0.025	0.015	0.016	0.012	0.013	0.011	0.016	0.014	-	-	0.14
クロム及びその化合物	0.0045	0.0240	0.0016	0.0023	0.0019	0.0015	0.0015	0.0012	-	-	-
砒素及びその化合物	0.00089	0.00073	0.00068	0.00079	0.00071	0.00089	0.00093	0.00088	-	-	-
ベンゾ[a]ピレン	0.00018	0.00019	0.00012	0.00019	0.00014	0.00013	0.00019	0.00018	0.00011	0.000033	-
酸化エチレン	0.069	0.074	0.070	0.080	0.077	0.041	0.050	0.054	0.053	0.12	-
トルエン	-	-	-	-	-	-	-	-	10	7.6	-

平出自動車排出ガス測定局(沿道)

単位(μg/m<sup>3</sup>)

物質名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	環境基準等
ベンゼン	-	-	-	-	1.1	1.2	0.90	0.96	0.82	0.75	3
1,3-ブタジエン	-	-	-	-	0.18	0.17	0.11	0.13	0.10	0.12	2.5
アセトアルデヒド	-	-	-	-	3.3	3.0	3.7	1.6	1.7	1.9	-
ホルムアルデヒド	-	-	-	-	5.0	5.2	6.1	2.5	2.8	2.9	-
ベンゾ[a]ピレン	-	-	-	-	0.00017	0.00019	0.00019	0.00018	0.000092	0.000029	-
トルエン	-	-	-	-	-	-	-	-	11	4.6	-

※ 1(μg(マイクログラム))=100万分の1(g)

※ 一般環境

※ 固定発生源周辺

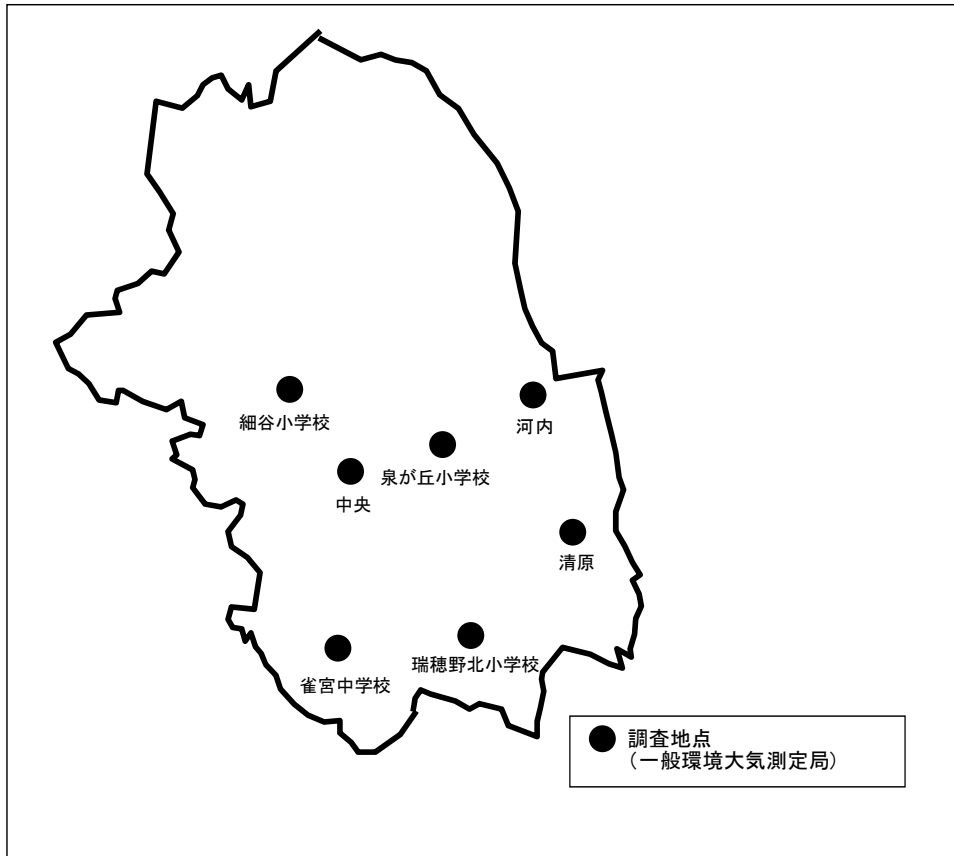
※ 沿道

固定発生源や移動発生源からの影響を受けにくい地点で測定している。

本市では北向きの風が多いため、清原工業団地南側で測定している。

自動車からの排出ガスの影響を把握できる地点で測定している。

14-1 アスベスト環境調査地点



14-2 アスベスト濃度の経年変化

単位:(本/L)

測定地点	所在地		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
中央	中央1-1-13	①シンボルロード側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.063	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
		②駐輪場側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
泉が丘小学校	泉が丘7-12-14	①局舎側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満	0.056未満
		②ゴミ置倉庫側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
雀宮中学校	雀の宮7-28-16	①プール倉庫側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
		②体育倉庫側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満	0.056未満
瑞穂野北小学校	下桑島町465	①局舎側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056	0.056未満	0.056	0.056	0.056未満
		②変電施設側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056	0.057	0.056未満
細谷小学校	細谷1-4-38	①局舎側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満
		②体育倉庫側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満
清原	上籠谷町1145	①局舎側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満
		②駐車場側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
河内	下岡本町2145-13	①局舎側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満	0.056未満
		②テニスコート側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.062	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満

※ 0.12未満:測定下限値未満(H18~H21) , 0.056未満:測定下限値未満(H22~)

H22から測定方法変更(アスベストモニタリングマニュアル(第3版→第4版))

※ アスベストについては、環境基準が設定されていないことから、大気汚染防止法に規定するアスベスト発生工場の敷地境界での規制基準である「大気中のアスベスト濃度が1リットルにつき10本であること」で評価

### 15 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況

ばい煙発生施設	施設数
ボイラー	654
焙焼炉, 焼結炉及び煅焼炉	1
溶鉱炉, 転炉及び平炉	2
キューボラ, 溶解炉	8
金属加熱炉	24
セメント焼成路, その他焼成炉	2
直火炉	2
骨材乾燥炉, 乾燥炉	9
電気炉	1
廃棄物焼却炉	19
鉛溶解炉	10
ガスタービン	30
ディーゼル機関	89
ガス機関	5
合計	856
工場・事業場数	289

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

### 16 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置状況

揮発性有機化合物排出施設	施設数
塗装施設	1
乾燥施設(塗装)	2
乾燥施設(粘着テープ等)	10
乾燥施設(接着)	1
合計	14
工場・事業場数	6

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

### 17 大気汚染防止法に基づく立入検査結果

区分	立入検査件数	分析結果		指導件数							
		適合	不適合	排出・管理基準遵守	自主分析実施	申請届出	施設等点検・管理	処理施設等設置・改善	管理組織体制	記録整備	その他
ばい煙発生施設	5	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0
揮発性有機化合物排出施設	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	8	1	0	0	0	0	1	0	0	0

### 18-1 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の設置状況

一般粉じん発生施設	施設数
鉱物・土石の堆積場	8
ベルトコンベア・バケットコンベア	3
破碎機・摩砕機	1
ふるい	1
合計	13
工場・事業場数	8

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

### 18-2 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設の設置状況

粉じんに係る特定施設	施設数	
飼料等の製造用の粉碎施設及びふるい	0	
窯業土石又は鉱物の用に供する施設	破碎機・摩砕機	6
	ふるい	3
	堆積場	1
活性炭又は炭素製品の用に供する施設	0	
合計	10	
工場・事業場数	5	

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

19-1 ダイオキシン類環境調査地点（大気）



19-2 ダイオキシン類の経年変化（大気）

単位:(pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

区分	調査地点	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	環境基準
一般環境	西小学校	0.056	0.045	0.045	0.035	0.052	0.025	0.016	0.014	0.028	0.021	0.6
	細谷小学校	0.043	0.048	0.035	0.026	0.037	0.019	0.014	0.014	0.036	0.023	
	泉が丘小学校	0.050	0.080	0.044	0.040	0.050	0.027	0.018	0.019	0.029	0.020	
	雀宮中学校	0.066	0.056	0.064	0.037	0.048	0.033	0.022	0.021	0.039	0.027	
	城山西小学校	0.035	0.036	0.030	0.032	0.032	0.018	0.013	0.010	0.020	0.015	
発生源周辺	清原東小学校	0.053	0.13	0.050	0.081	0.050	0.033	0.020	0.022	0.047	0.018	
	陽東小学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.017	
	横川中学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	宇都宮スケートセンター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	川田水再生センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

【参考】全国のダイオキシン類環境調査結果（大気 平成25年度）

単位:(pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点数	環境基準超過地点数	平均値
666	0	0.023

※ pg 1pg (ピコグラム) = 1兆分の1 (g)

※ TEQ TEQ (毒性等量) ダイオキシン類には多くの種類の物質があり、毒性も異なるため、毒性を評価する際に、毒性の最も強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性を1として換算して表す。

20 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況（大気基準適用施設）

特定施設の 種類	施設数
製鋼用電気炉	1
廃棄物焼却炉	24
合計	25
工場・事業所数	18

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

21 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果（大気基準適用施設）

区分	立入 検査 件数	分析結果		指導件数							
		適合	不適合	排出・ 管理 基準遵守	自主 分析 実施	申請 届出	施設等点 検・管理	処理施設 等設置・ 改善	管理 組織 体制	記録 整備	その他
製鋼用電気炉	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2.2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果（大気基準適用施設）

産業系施設

工場・事業場名	特定施設種類	施設規模 (kVA)	測定結果					備考
			排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /日)	酸素 濃度 (%)	試料 採取日	排出ガス濃度		
						(ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	基準	
1 東京製鐵株 宇都宮工場	製鋼電気炉	50,000×2	15,072,000	20.0	H27.1.17	0.012	5	西
			15,000,000	20.1	H27.1.17	0.010	5	東

廃棄物焼却炉

工場・事業場名	施設規模		排出ガス測定結果					ばいじん等測定結果			備考
	焼却 能力 (kg/h)	火床 面積 (m <sup>2</sup> )	排出 ガス量 (Nm <sup>3</sup> /日)	酸素 濃度 (%)	試料 採取日	排出ガス濃度		試料 採取日	試料 種別	ばいじん等濃度 (ng-TEQ/g)	
						(ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	適用 基準				
2 クリーンパーク茂原 (1号焼却炉)	5,417	27.54	832,800	10	H26.04.30	0.0076	0.1	H26.04.30	焼却灰	0.014	※
			856,800	10.6	H26.08.12	0.00066		H26.04.30	ばいじん	0.7	
			825,600	9.7	H27.01.16	0.000084					
3 (2号焼却炉)	"	"	950,400	10.4	H26.05.27	0.0002	0.1	H26.05.27	焼却灰	0.017	※
			868,800	9.9	H26.07.22	0.00024		H26.05.27	ばいじん	2.5	
			888,000	10.3	H27.02.18	0.00027					
4 (3号焼却炉)	"	"	835,200	9.4	H26.04.30	0.00013	0.1	H26.04.30	焼却灰	0.016	※
			849,600	10.8	H26.08.12	0.00032		H26.04.30	ばいじん	0.86	
			792,000	10.5	H27.01.22	0.0004					
5 (灰溶融設備)	1,667	10.46	-	-	-	-		H26.04.30	ばいじん	0.014	
6 南清掃センター (1号焼却炉)	5,833	25.8	770,400	12.1	H26.05.2	0.00025	1	H26.04.30	溶融スラグ	0.00000064	
								H26.05.02	焼却灰	0.0035	
7 (2号焼却炉)	"	"	753,600	12.4	H26.05.2	0.13	1	H26.05.02	ばいじん	2.1	
								H26.05.02	焼却灰	0.0013	
8 北清掃センター (2号焼却炉)	5,000	33.5									休止中
9 川田水再生センター (汚泥焼却炉1号)											廃止
10 (汚泥焼却炉2号)	3,334	18.1	530,400	17.4	H26.06.27	0.0000038	5	H26.06.27	ばいじん	0	
11 東横田清掃工場	1,667	-	633,600	17.5	H26.05.1	0.0018	10	H26.05.01	焼却灰	0.00000064	
12 県下水道資源化工場 (I系焼却施設)	3,750	11.34	85,600	16.7	H26.05.20	0.0000051	1	H26.05.01	ばいじん	0.011	
			80,000	16	H26.08.22	0.0000035		H26.05.20	ばいじん	0.00000022	
			83,600	15.7	H26.10.24	0.00026		H26.5.20	ばいじん	0.00000001	
			84,000	15.7	H26.12.22	0.0000073		H26.8.22	燃え殻	0	
								H26.8.22	ばいじん	0.0021	
								H26.8.22	汚泥	0.00025	
								H26.10.24	ばいじん	0.000063	
								H26.10.24	ばいじん	0	
13 (II系焼却施設)	"	7.065	70,800	15.9	H26.08.22	0.0000035	1	H26.12.10	燃え殻	0	
			80,000	16.1	H27.01.21	0.0000051		H27.1.20	汚泥	0.00022	
								H26.08.22	燃え殻	0	
								H26.8.22	ばいじん	0.000028	
14 (I系溶融施設)	500	1.76					1	H27.1.13	燃え殻	0	
								H27.1.19	ばいじん	0.00016	
15 県央家畜保健衛生所	193	3.07	13,440	8.4	H27.01.19	0.14	5	H27.1.20	焼却灰	0	
16 緑化技研工業株	190	1.89	22,480	10.9	H26.04.24	0.24	5	H26.04.25	焼却灰	0.12	
								H26.04.25	ばいじん	0.22	
17 国土環境開発株 篠井工場	250	3.6	62,700	16.8	H27.02.03	0.025	10	H27.2.4	燃え殻	0.0081	
								H27.2.4	ばいじん	0.26	
18 栃栃木県畜産公社	125	1.9	4,380	11.7	H26.10.22	0.22	5	H26.10.22	焼却灰	0.0061	
19 デュボン株 宇都宮事業所	5	2.1	2,300	13.7	H26.05.21	0.13	5	発生量が僅かで測定不可			
20 株マルハニチロ食品	99	1.99						発生量が僅かで測定不可			休止中
21 大同化工機工業株 宇都宮工場	73	1.59						発生量が僅かで測定不可			休止中
22 王子マテリア株 日光工場	1,548	1.9	115,200	12.5	H26.12.5	0.00061	10	H26.12.05	ばいじん	0.37	
								H26.12.05	燃え殻	0.011	
23 株日新製菓上河内工場								発生量が僅かで測定不可			休止中
24 南竹澤建設								発生量が僅かで測定不可			休止中
25 株セルクリーンセンター	5,000	17.4	1,053,600	12.7	H26.05.2	0.023	0.1	H26.05.02	焼却灰	0.032	
								H26.05.02	ばいじん	0.99	

※ 灰溶融設備の排出ガスを含む。

## 2. 水・土壌環境関係

### 1 水・土壌環境に係る環境基準

河川水質に係る環境基準（生活環境項目）

項目 類型	基準値				
	pH (-)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
A	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下
B	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	5,000以下
C	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	
D	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	

項目名	性質
pH(水素イオン濃度)	水質の酸性又はアルカリ性の程度を示す単位をいう。0から14までの値をとり、7を中性とし、それより大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性とする。
BOD(生物化学的酸素要求量)	水中の微生物が汚染物質を分解するために必要な酸素量をいう。この数値が高いほど、その水中には汚染物質が多く、水質が汚濁していることを意味する。
SS(浮遊物質)	水中に浮遊している物質のことをいう。一定量の水をろ紙でこし、乾燥させて重量を測る。この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味する。
DO(溶存酸素量)	水中に溶けている酸素量(分子状)をいう。溶存酸素量は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。汚染度の高い水中では、消費される酸素量が多いので、溶存酸素量は少なくなる。
大腸菌群数	動物の腸内にいる細菌グループの総称をいう。病原性のものと非病原性のものがある。人間又は動物の排泄物による水の汚濁を把握するために使用する。

#### 主な河川の類型指定

河川名	地点	類型
田川	上の島橋, 大曾橋	A
	宮の橋, 鉄道橋, 孫八橋	C
御用川	昭和橋, 錦中央公園	C
釜川	つくし橋	C
山田川	末流	A
江川	腰抱地藏前, 新四号国道下, 平塚橋	B
姿川	こしじ橋, 鹿沼街道, 姿川橋	B
赤川	高速道下	指定なし
鎧川	能満寺西	B
新川	中央女子校西, 六道分岐点, 航空隊西, 南町西	指定なし
鬼怒川	柳田大橋, 桑島大橋	A
武子川	中町橋	B
西鬼怒川	西鬼怒川橋	A



河川水質（人の健康項目）・地下水水質に係る環境基準

項目	環境基準	
	河川水	地下水
カドミウム	0.003(mg/L)以下	0.003(mg/L)以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
六価クロム	0.05(mg/L)以下	0.05(mg/L)以下
ヒ素	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
総水銀	0.0005(mg/L)以下	0.0005(mg/L)以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
テトラクロロエチレン	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
四塩化炭素	0.002(mg/L)以下	0.002(mg/L)以下
ジクロロメタン	0.02(mg/L)以下	0.02(mg/L)以下
1,2-ジクロロエタン	0.004(mg/L)以下	0.004(mg/L)以下
1,1,1-トリクロロエタン	1(mg/L)以下	1(mg/L)以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006(mg/L)以下	0.006(mg/L)以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1(mg/L)以下	0.1(mg/L)以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04(mg/L)以下	
1,2-ジクロロエチレン		0.04(mg/L)以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002(mg/L)以下	0.002(mg/L)以下
チウラム	0.006(mg/L)以下	0.006(mg/L)以下
シマジン	0.003(mg/L)以下	0.003(mg/L)以下
チオベンカルブ	0.02(mg/L)以下	0.02(mg/L)以下
ベンゼン	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
セレン	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10(mg/L)以下	10(mg/L)以下
ふっ素	0.8(mg/L)以下	0.8(mg/L)以下
ほう素	1(mg/L)以下	1(mg/L)以下
1,4-ジオキサン	0.05(mg/L)以下	0.05(mg/L)以下
塩化ビニルモノマー		0.002(mg/L)以下

※ 「トリクロロエチレン」の環境基準は、「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改正（平成26年11月17日環境省告示第126号、127号）

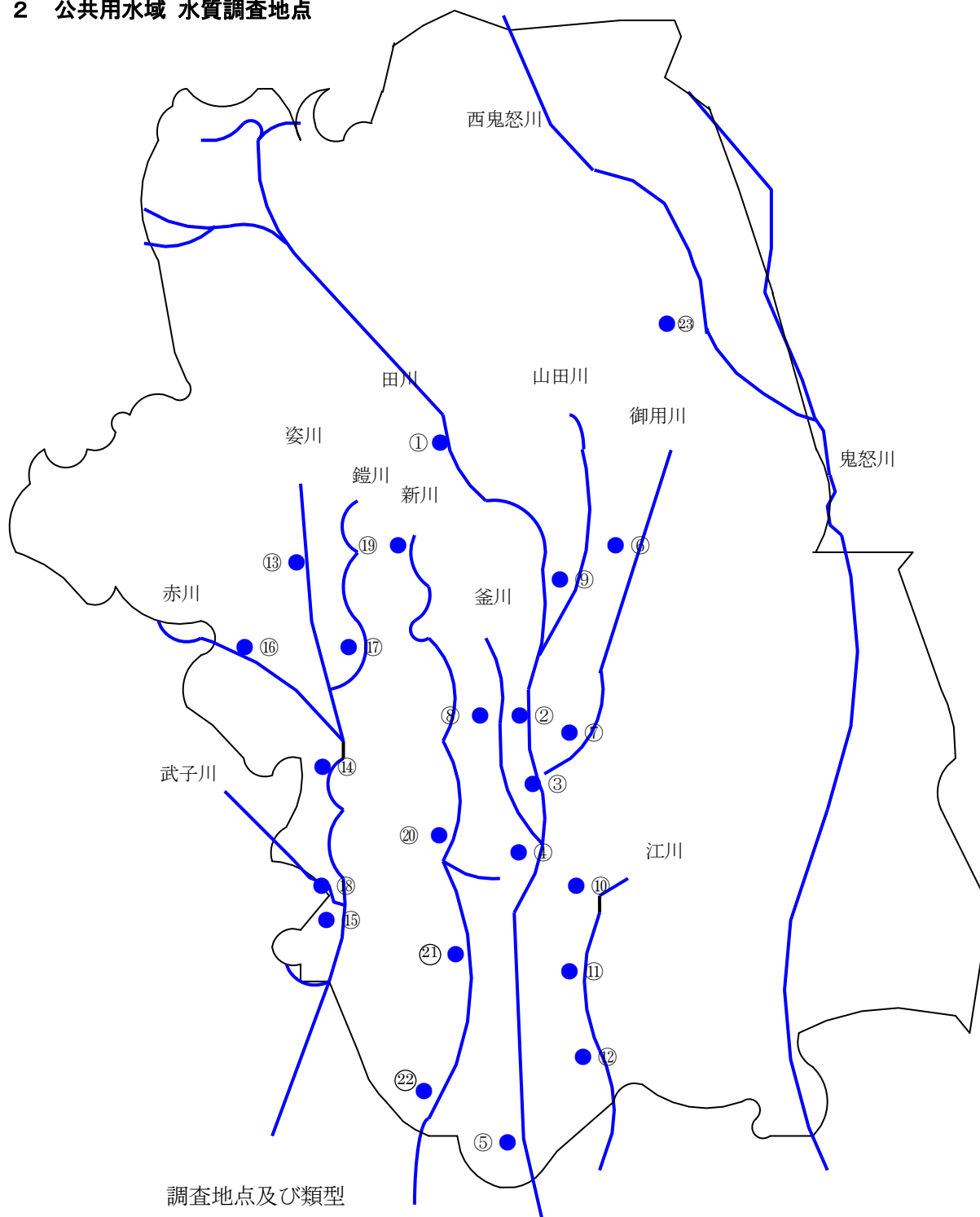
ダイオキシン類に係る環境基準（水質・土壌）

項目	環境基準			
水質	<table border="1"> <tr> <td>河川</td> <td rowspan="2">年平均値が1(pg-TEQ/L)以下であること</td> </tr> <tr> <td>地下水</td> </tr> </table>	河川	年平均値が1(pg-TEQ/L)以下であること	地下水
河川	年平均値が1(pg-TEQ/L)以下であること			
地下水				
河川底質	年平均値が150(pg-TEQ/g)以下であること			
土壌	年平均値が1,000(pg-TEQ/g)以下であること			

※ pg :1(pg(ピコグラム))=1兆分の1(g)

※ TEQ:TEQ(毒性等量)=ダイオキシン類には多種類の物質があり、毒性も異なるため、毒性を評価する際に毒性の最も強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性を1として換算して表す。

## 2 公共水域 水質調査地点



No.	地点名	類型
①	上の島橋	A
②	大曾橋	
③	宮の橋	C
④	鉄道橋	
⑤	孫八橋	
⑥	昭和橋	
⑦	錦中央公園	
⑧	つくし橋	

No.	地点名	類型
⑨	末流	A
⑩	腰抱地蔵前	B
⑪	新四号国道下	
⑫	平塚橋	
⑬	こしじ橋	
⑭	鹿沼街道	
⑮	姿川橋	
⑯	高速道下	

No.	地点名	類型
⑰	能満寺西	B
⑱	中町橋	
⑲	中央女子校	—
⑳	六道分岐点	—
㉑	航空隊西	—
㉒	南町西	—
㉓	西鬼怒川橋	A

3 公共用水域水質測定結果（生活環境項目）

単位: (mg/L) (大腸菌群数のみ(MPN/100mL))

河川名	地点名	類型	pH			D O			B O D			S S			大腸菌群数			全窒素			全りん			亜鉛			
			達成期間	最小	m/n	平均	最小	m/n	平均	最小	m/n	75%値	最小	m/n	平均	最小	m/n	平均	最小	n	平均	最小	n	平均	最小	n	平均
			最大	最大		最大	最大		最大	最大		最大	最大		最大	最大		最大	最大		最大	最大		最大	最大		最大
田川	上の島橋	Aイ	7.5 7.9	0/12	7.7	8.6 12	0/12	10	<0.5 1.7	0/12	1.2	<1 4	0/12	2	2700 20000	12/12	7900	- -	- -	- -	- -	- -	<0.001 0.007	12	0.003		
	大曾橋	Aイ	7.3 7.9	0/12	7.5	9.0 12	0/12	10	<0.5 1.7	0/12	1.2	<1 6	0/12	3	580 16000	11/12	8000	1.5 1.6	2	1.6	0.007 0.027	2	0.017	<0.001 0.006	12	0.002	
	宮の橋	Cロ	7.4 7.8	0/12	7.7	8.5 12	0/12	10	0.7 2.0	0/12	1.4	2 9	0/12	5	1900 54000	0/12	15000	- -	- -	- -	- -	- -	<0.001 0.004	12	0.002		
	鉄道橋	Cロ	7.5 7.9	0/12	7.7	8.4 11	0/12	9.8	1.0 2.9	0/12	1.6	2 8	0/12	5	700 57000	0/12	17000	- -	- -	- -	- -	- -	<0.001 0.011	12	0.004		
	孫八橋	Cロ	7.2 7.5	0/12	7.3	7.2 9.8	0/12	8.4	1.3 8.0	2/12	3.9	2 39	0/12	8	2000 57000	0/12	15000	5.6 6.7	2	6.2	0.39 0.49	2	0.44	0.005 0.018	12	0.012	
山田川	末流	Aイ	7.2 7.7	0/12	7.5	8.4 12	0/12	9.9	<0.5 1.0	0/12	1.0	<1 5	0/12	2	330 30000	9/12	7800	1.4 1.5	2	1.5	0.007 0.023	2	0.015	<0.001 0.009	12	0.003	
御用川	昭和橋	Cロ	7.3 7.7	0/12	7.5	4.3 11	1/12	8.3	1.6 9.5	4/12	5.2	5 18	0/12	11	7200 160000	0/12	40000	- -	- -	- -	- -	- -	<0.001 0.011	12	0.003		
	錦中央公園	Cロ	7.3 7.6	0/12	7.5	7.0 11	0/12	9.1	1.6 4.0	0/12	2.7	5 30	0/12	12	7400 770000	0/12	110000	1.3 1.7	2	1.5	0.096 0.13	2	0.11	<0.001 0.006	12	0.002	
釜川	つくし橋	Cイ	7.5 7.9	0/12	7.7	8.9 12	0/12	10	<0.5 1.2	0/12	1.0	2 14	0/12	5	2600 21000	0/12	9900	2.2 2.3	2	2.3	0.016 0.026	2	0.021	<0.001 0.007	12	0.003	
姿川	こじ橋	Bイ	7.4 7.7	0/6	7.6	8.2 11	0/6	9.8	0.5 2.3	0/6	1.4	1 10	0/6	4	4800 32000	5/6	14000	- -	- -	- -	- -	- -	<0.001 0.002	12	0.001		
	鹿沼街道	Bイ	7.6 8.6	1/6	7.9	8.4 12	0/6	10	0.7 2.0	0/6	1.3	7 10	0/6	9	3200 38000	5/6	17000	- -	- -	- -	- -	- -	<0.001 0.004	12	0.002		
	姿川橋	Bイ	7.5 8.2	0/6	7.7	8.5 12	0/6	9.8	0.7 1.9	0/6	1.2	4 10	0/6	7	2400 26000	3/6	9200	2.8 3.1	2	3.0	0.039 0.066	2	0.053	0.002 0.009	12	0.005	
赤川	高速道下	-	7.3 7.8	0/6	7.5	8.4 11	0/6	9.8	0.6 1.9	0/6	1.3	2 18	0/6	7	5400 34000	0/6	16000	3 3.3	2	3.2	0.039 0.15	2	0.095	0.001 0.006	12	0.002	
鐘川	能満寺西	Bイ	7.4 7.8	0/6	7.6	8.8 11	0/6	9.9	0.8 1.4	0/6	1.2	9 20	0/6	15	3200 41000	5/6	21000	2.2 2.9	2	2.6	0.044 0.076	2	0.060	0.001 0.007	12	0.003	
武子川	中町橋	Bイ	7.4 7.8	0/6	7.5	8.5 11	0/6	9.5	0.7 1.5	0/6	1.4	1 6	0/6	3	2200 32000	3/6	9300	3.6 5.1	2	4.4	0.058 0.19	2	0.12	0.003 0.028	12	0.010	
新川	中央女子高西	-	7.5 7.8	0/6	7.6	8.4 12	0/6	9.6	1.0 3.8	0/6	3.1	<1 13	0/6	6	57000 4600000	0/6	2000000	- -	- -	- -	- -	- -	0.002 0.028	12	0.009		
	六道分岐点	-	7.8 8.7	0/6	8.3	8.4 13	0/6	10	0.7 3.5	0/6	3.2	4 28	0/6	11	21000 2200000	0/6	910000	- -	- -	- -	- -	- -	0.001 0.018	12	0.007		
	航空隊西	-	7.6 8.1	0/6	7.7	8.8 14	0/6	11	0.6 2.3	0/6	1.5	<1 12	0/6	4	2000 1400000	0/6	530000	- -	- -	- -	- -	- -	0.001 0.008	12	0.005		
	南町西	-	7.4 9.3	0/6	8.1	8.9 12	0/6	11	0.6 1.8	0/6	1.8	1 5	0/6	4	7600 320000	0/6	100000	2.7 4.6	2	3.7	0.017 0.062	2	0.040	0.002 0.012	12	0.006	
江川	腰抱地藏前	Bロ	7.4 7.8	0/6	7.6	7.1 14	0/6	11	0.8 1.8	0/6	1.6	1 6	0/6	4	2100 36000	5/6	15000	- -	- -	- -	- -	- -	0.001 0.011	12	0.004		
	新4号国道下	Bロ	7.3 8.1	0/6	7.6	8.8 13	0/6	11	0.7 2.0	0/6	1.2	3 14	0/6	7	410 19000	5/6	9400	- -	- -	- -	- -	- -	0.001 0.008	12	0.003		
	平塚橋	Bロ	7.6 7.9	0/6	7.8	9.8 12	0/6	11	1.0 1.5	0/6	1.3	2 8	0/6	6	740 21000	4/6	8800	2.3 2.7	2	2.5	0.052 0.10	2	0.076	<0.001 0.007	12	0.003	
西鬼怒川	西鬼怒川橋	Aイ	7.2 7.7	0/12	7.4	9.2 13	0/12	11	<0.5 1.6	0/12	0.9	<1 18	0/12	4	2400 110000	12/12	22000	0.76 1.0	2	0.88	0.018 0.043	2	0.031	<0.001 0.009	12	0.003	

※ 類型:各水域ごとに定められた生活環境の保全に関する環境基準(赤川, 新川は適用なし)

※ C類型においては, 大腸菌群数に係る環境基準の設定なし

※ 達成期間:イ(直ちに達成), ロ(5年以内で可及的速やかに達成)

※ m:環境基準値を超えた回数, n:調査実施回数

※ 平均:年平均値

※ 75%値:年間調査結果の75%の値

※ 全窒素, 全りんの環境基準は湖沼等が対象

※ 亜鉛の環境基準については, 類型指定された河川はなし

4 公共用水域水質測定結果（健康項目）

単位:(mg/L)

河川名	地点名	河川類型	達成期間	カドミウム		全シアン※2		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		アルキル水銀※3		PCB		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン			
				m/n※1	平均値	m/n※1	最大値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値
				田川	大音橋	A	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	<0.001	0/2	<0.0005	-	0/1	ND	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1
御用川	錦中央公園	C	ロ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	0.002	0/2	<0.0005	-	0/1	ND	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004			
釜川	つくし橋	C	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	<0.001	0/2	<0.0005	-	0/1	ND	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004			
西鬼怒川	西鬼怒川橋	A	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	0.002	0/2	<0.0005	-	0/1	ND	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004			

※1 m:環境基準値を超えた回数, n:調査実施回数 / ※2 全シアンは、急性毒性を考慮して最高値で評価する。 / ※3 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に調査する。

河川名	地点名	河川類型	達成期間	1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,3-ジクロロプロペン		テウラム		シマジン		テオベンカルブ		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素		1,4-ジオキサン	
				m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値
				田川	大音橋	A	イ	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	1.2	0/2	0.04
御用川	錦中央公園	C	ロ	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	0.70	0/2	0.09	1/2	0.12	0/2	<0.005
釜川	つくし橋	C	イ	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	1.6	0/2	0.03	0/2	0.02	0/2	<0.005
西鬼怒川	西鬼怒川橋	A	イ	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	0.46	0/2	0.09	0/2	0.06	0/2	<0.005

※1 m:環境基準値を超えた回数, n:調査実施回数 / ※2 全シアンは、急性毒性を考慮して最高値で評価する。 / ※3 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に調査する。

5 公共用水域水質測定結果（特殊項目）

単位:(mg/L)

河川名	地点名	類型	達成期間	n-ヘキサン抽出物質 【0.5】			フェノール類 【0.01】			銅 【0.01】			溶解性鉄 【0.1】			溶解性マンガン 【0.01】			クロム 【0.01】			アンモニア性窒素 【0.02】			界面活性剤 【0.05】		
				最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均
				最大			最大			最大			最大			最大			最大			最大			最大		
田川	大首橋	A	イ	<0.5	0/2	<0.5	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.1	0/2	<0.1	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	0.04	2/2	0.05	<0.05	0/2	<0.05
				<0.5			<0.01			<0.01			<0.1			<0.01			<0.01			0.06			<0.05		
	孫八橋	C	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05	2/2	0.05
				-			-			-			-			-			-			-			0.05		
山田川	末流	A	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.05	0/2	<0.05
御用川	錦中央公園	C	ロ	<0.5	0/2	<0.5	<0.01	1/2	0.02	<0.01	0/2	<0.01	<0.1	0/2	<0.1	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	0.03	2/2	0.10	0.07	2/2	0.08
				<0.5			0.02		<0.01		<0.1		<0.01		<0.1		<0.01		<0.01		0.16		<0.01		0.16		0.08
釜川	つくし橋	C	イ	<0.5	0/2	<0.5	<0.01	1/2	0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.1	0/2	<0.1	<0.01	1/2	0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.02	1/2	0.02	<0.05	0/2	<0.05
				<0.5			0.01		<0.01		<0.1		<0.01		<0.1		<0.01		0.01		<0.01		<0.01		0.02		<0.05
姿川	姿川橋	B	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.05	0/2	<0.05
赤川	高速道下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.05	0/2	<0.05
				-			-			-			-			-			-			-			-		<0.05
鐘川	能満寺西	B	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.05	0/2	<0.05
				-			-			-			-			-			-			-			-		<0.05
新川	南町西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.05	0/2	<0.05
				-			-			-			-			-			-			-			-		<0.05
江川	平塚橋	B	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.05	0/2	<0.05
西鬼怒川	西鬼怒川橋	A	イ	<0.5	0/2	<0.5	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.1	0/2	<0.1	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	0.02	2/2	0.05	<0.05	1/2	0.06
				<0.5			<0.01		<0.01		<0.1		<0.01		<0.1		<0.01		<0.01		<0.01		0.08		0.05		0.06
武子川	中町橋	B	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.05	1/2	0.05
				-			-			-			-			-			-			-			0.05		

※ 特殊項目等は、環境基準や指針値なし  
 ※ [ ]:下限値

※ k:結果が定量下限値以上の回数, n:年間調査回数  
 ※ ND:測定下限値未満



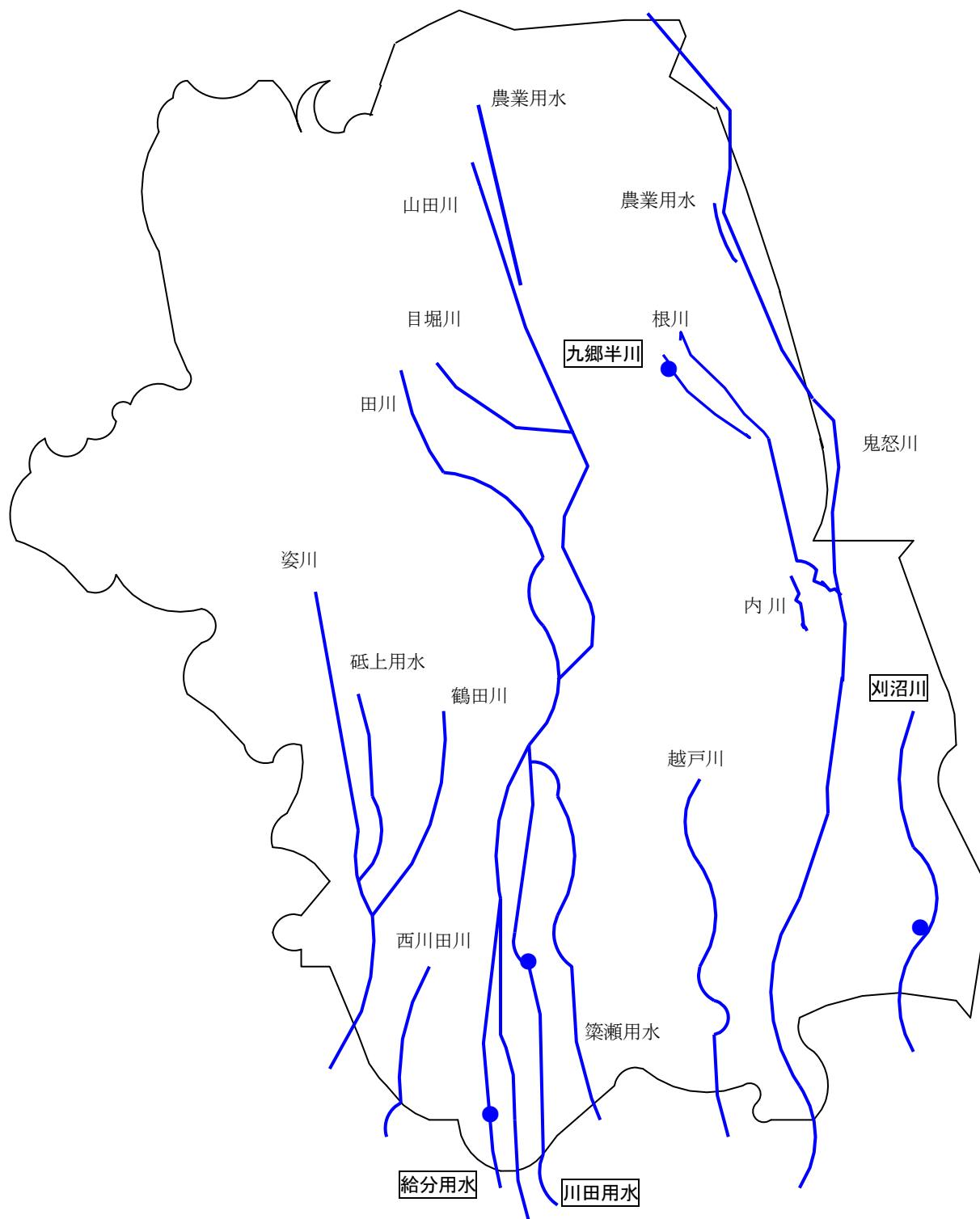
6-2 地下水水質測定結果（要監視項目）

単位: (mg/L)

物質名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	指針値（※）
	御幸本町地内	宝木町地内	石井町地内	屋板町地内	鶴田町地内	瓦谷町地内	岩曾町地内	緑地内	屋板町地内	柳田町地内	岩曾町地内	緑4丁目地内	
クロホルム	<0.006	<0.006	<0.0006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.0006	0.06以下
1,2-ジクロロプロパン	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下
P-ジクロロベンゼン	<0.03	<0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下
イソキサチオン	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.008以下
ダイアジノン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下
フェニトロチオン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
イソプロチオラン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
オキシ銅	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
クロタロニル	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
プロピザミド	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.008以下
EPN	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
ジクロルボス	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.008以下
フェノカルブ	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03以下
イプロベンホス	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.008以下
クロルニトロフェン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
トルエン	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0.6以下
キシレン	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下
フタル酸ジエチルヘキシル	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下
ニッケル	<0.001	0.014	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	0.003	-
モリブデン	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	0.07以下
アンチモン	<0.0002	<0.0002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
エピクロロヒドリン	-	-	-	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0.0004以下
全マンガン	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下
ウラン	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下

※ 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（平成5年3月8日 環水管21号）」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）（平成16年3月31日 環水企発第040331003号・環水土発第040331005号）」  
 なお、年度によって報告下限値が異なる場合、指針値の改正によるもの。

7-1 中小河川 水質調査地点



7-2 中小河川水質測定結果（生活環境項目）

地点名	pH		DO		BOD		SS		全窒素	全りん
	最小	最大	最小	最大	最小	75%値	最小	最大		
	平均値		平均値		平均値		平均値			
刈沼川	7.0	8.3	9.1		0.9	1.3	3	5	1.4	0.046
	7.4	9.8			1.3		6			
川田用水	7.2	7.6	8.8		1.5	2.3	<1	3	2.2	0.13
	7.4	9.9			2.3		4			
給分用水	7.5	8.5	9.2		2.2	2.2	3	12	2.9	0.14
	7.6	9.8			2.2		21			
九郷半川	7.3	9.7	10		0.9	1.0	1	5	1.0	0.045
	7.5	11			1.0		9			

※ 単位: DO, BOD, SS, 全窒素及び全りん(mg/L), 大腸菌群数(MPN/100mL)

※ 平均: 年平均値



8 地下水水質測定結果（概況調査）

次ページにつづく 単位:(mg/L)

項目	上小池町	高松町	下小倉町	新里町乙	田野町	上金井町	宝木町	古田町	川俣町	環境基準
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
鉛	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
砒素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7.4	6.8	1.7	0.7	4.0	1.4	3.6	1.6	1.7	10以下
ふっ素	<0.02	<0.02	0.05	0.05	<0.02	<0.02	<0.02	0.05	0.03	0.8以下
ほう素	0.03	<0.01	0.04	0.02	<0.01	0.02	0.01	0.04	0.03	1以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下

※ 環境基準:地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日環境庁告示第10号,最終改正平成26年11月17日環境省告示第127号)

※ 概況調査:市域全体を5kmメッシュに区分し,4年ローテーションで調査

単位:(mg/L)

項目	板戸町	鶴田町	緑4丁目	東宿郷5丁目	屋板町	道場宿町	上籠谷町	環境基準
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
鉛	0.001	0.003	0.005	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.01以下
砒素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3.4	5.1	6.4	2.5	2.7	3.7	1.8	10以下
ふっ素	0.02	<0.02	<0.02	0.02	<0.02	0.05	0.04	0.8以下
ほう素	<0.01	0.01	<0.01	0.04	0.03	0.02	<0.01	1以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下

※ 環境基準:地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日環境庁告示第10号,最終改正平成26年11月17日環境省告示第127号)

※ 概況調査:市域全体を5kmメッシュに区分し,4年ローテーションで調査





10 ゴルフ場の農業使用に伴う水質測定調査結果

※ページにつづく 単位: (mg/L)

分析項目	Aゴルフ場		Bゴルフ場		Cゴルフ場		Dゴルフ場		Eゴルフ場	指針値*
	排水	地下水	排水	排水	地下水	排水	地下水	排水		
アセタミプリド	<0.0018	<0.0018	<0.0018	<0.0018	<0.0018	<0.0018	<0.0018	<0.0018	<0.0018	1.8
アセフェート	<0.00063	<0.00063	<0.00063	<0.00063	<0.00063	<0.00063	<0.00063	<0.00063	<0.00063	0.063
イソキサチオン	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.08
イミダクロプリド	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	1.5
エトフェンロックス	<0.0082	<0.0082	<0.0082	<0.0082	<0.0082	<0.0082	<0.0082	<0.0082	<0.0082	0.82
クロチアニジン	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	2.5
クラントラニプロール							<0.069			6.9
クロルピリホス	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02
シフルメトフェン	<0.024	<0.024	<0.024	<0.024	<0.024	<0.024	<0.024	<0.024	<0.024	2.4
シラフルオフェン	<0.029	<0.029	<0.029	<0.029	<0.029	<0.029	<0.029	<0.029	<0.029	2.9
ダイアジン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.05
チアメトキサム	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	0.47
チオジカルブ	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.8
テブフェンジド	<0.0042	<0.0042	<0.0042	<0.0042	<0.0042	<0.0042	<0.0042	<0.0042	<0.0042	0.42
トリクロルホン (DEP)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.05
ピリダフェンチオン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	非設定(0.02)
フェントロチオン (MEP)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03
フェノカルブ (BPMC)										非設定(2)
ベルメトリン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1
ペンスタップ	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	0.9
アゾキシストロビン	<0.047	<0.047	<0.047	<0.047	<0.047	<0.047	<0.047	<0.047	<0.047	4.7
イソプロチオラン	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	2.6
イブゾジオン	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	3
イミノクタジン (注1)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06
エトリジアゾール (エクロメゾール)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04
オキシシリン (有機銅)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.4
キャプタン	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	3
クロタロニル (TPN)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.4
クロネブ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5
ジフェノコナゾール	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.3
シプロコナゾール	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.3
シメコナゾール	<0.0022	<0.0022	<0.0022	<0.0022	<0.0022	<0.0022	<0.0022	<0.0022	<0.0022	0.22
チウラム (チラム)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2
チオファネートメチル	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	3
チフルザミド	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5
テトラコナゾール	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1
テブコナゾール	<0.0077	<0.0077	<0.0077	<0.0077	<0.0077	<0.0077	<0.0077	<0.0077	<0.0077	0.77
トリフルミゾール	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5
トルクロホスメチル	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2
バリダマイシン	<0.12	<0.12	<0.12	<0.12	<0.12	<0.12	<0.12	<0.12	<0.12	12
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1
フルトラニル	<0.023	<0.023	<0.023	<0.023	<0.023	<0.023	<0.023	<0.023	<0.023	2.3
プロビコナゾール	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5
ベノミル	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2
ベンシクロン	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	1.4
ボスカリド	<0.011	<0.011	<0.011	<0.011	<0.011	<0.011	<0.011	<0.011	<0.011	1.1
ホセチル	<0.23	<0.23	<0.23	<0.23	<0.23	<0.23	<0.23	<0.23	<0.23	23
ポリカーバメート	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.3
メタラキシル (注2)	<0.0058	<0.0058	<0.0058	<0.0058	<0.0058	<0.0058	<0.0058	<0.0058	<0.0058	0.58
メブロニル	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1
アシュラム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2
エトキシスルフロン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1
オキサジクロメホン	<0.0024	<0.0024	<0.0024	<0.0024	<0.0024	<0.0024	<0.0024	<0.0024	<0.0024	0.24
カフェンストロール	<0.0007	<0.0007	<0.0007	<0.0007	<0.0007	<0.0007	<0.0007	<0.0007	<0.0007	0.07
クミルロン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2
グリホサート	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	40
シクロスルファミロン	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.8
ジチオビル	<0.00095	<0.00095	<0.00095	<0.00095	<0.00095	<0.00095	<0.00095	<0.00095	<0.00095	0.095
シチュロン	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	3
シマジン (CAT)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0056	0.03
テルブカルブ (MBPMC)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	非設定(0.2)
トリアジフラム									<0.0023	0.23
トリクロビル	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06
ナプロバミド	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.3
ハロスルフロンメチル	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	2.6
ピリブチカルブ	<0.0023	<0.0023	<0.0023	<0.0023	<0.0023	<0.0023	<0.0023	<0.0023	<0.0023	0.23
ブタミホス	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2
フラザスルフロン	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.3
フルボキサム			<0.0021	<0.0021						0.21
プロビザミド	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5
ペンシド (SAP)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	非設定(1)
ベンディメタリン	<0.031	<0.031	<0.031	<0.031	<0.031	<0.031	<0.031	<0.031	<0.031	3.1
ペンフルラリン (ペスロジン)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1
メコプロップ (注3)	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	0.47
ACN	<0.005									非設定(0.5)
MCPA (注4)	<0.00051	<0.00051	<0.00051	<0.00051	<0.00051	<0.00051	<0.00051	<0.00051	<0.00051	0.051
S-メタラクロール										2.5
トリネキサパックエチル	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015	0.15

※ 「ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指針値」(平成25年5月24日 環水士第77号 環境庁水質保全局長通知(最終改正 平成25年6月18日 環水士第1306181号)) に基づく指針値(括弧内は過去に設定されていた指針値)

注1 イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩/注2 メタラキシル及びメタラキシルM

注3 メコプロップカリウム塩(MCPPカリウム塩)、メコプロップジメチルアンミン塩(MCPPジメチルアンミン塩)、メコプロップP-イソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩/注4 MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩

10 ゴルフ場の農業使用に伴う水質測定調査結果

単位：(mg/L)

分析項目	Fゴルフ場		Gゴルフ場		Hゴルフ場		Iゴルフ場	Jゴルフ場	指針値*
	排水	地下水	排水	地下水	排水	地下水	排水	排水	
アセタミプリド	<0.0018	<0.0018	<0.0018	<0.0018	<0.0018	<0.0018	<0.0018	<0.0018	1.8
アセフェート	<0.00063	<0.00063	<0.00063	<0.00063	<0.00063	<0.00063	<0.00063	<0.00063	0.063
イソキサチオン	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.08
イミダクロプリド	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	1.5
エトフェンブロックス	<0.0082	<0.0082	<0.0082	<0.0082	<0.0082	<0.0082	<0.0082	<0.0082	0.82
クロチアニジン	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	2.5
クロラントラニプロール									6.9
クロルピリホス	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02
シフルメトフェン	<0.024	<0.024	<0.024	<0.024	<0.024	<0.024	<0.024	<0.024	2.4
シラフルオフェン	<0.029	<0.029	<0.029	<0.029	<0.029	<0.029	<0.029	<0.029	2.9
ダイアジノン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.05
チアマトキサム	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	0.47
チオジカルブ	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.8
テブフェノジド	<0.0042	<0.0042	<0.0042	<0.0042	<0.0042	<0.0042	<0.0042	<0.0042	0.42
トリクロルホン (DEP)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.05
ピリダフェンチオン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	非設定(0.02)
フェニトロチオン (MEP)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03
フェノバルブ (BPMC)								<0.02	非設定(2)
ベルメトリン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1
ペンスタップ	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	0.9
アゾキシストロビン	<0.047	<0.047	<0.047	<0.047	<0.047	<0.047	<0.047	<0.047	4.7
イソプロチオラン	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	2.6
イプロジオン	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	3
イミノクタジン (注1)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06
エトリジアゾール (エクロメゾール)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04
オキシメチル (有機銅)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.4
キャプタン	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	3
クロラトロン (TPN)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.4
クロネブ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5
ジフェノコナゾール	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.3
シプロコナゾール	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.3
シメコナゾール	<0.0022	<0.0022	<0.0022	<0.0022	<0.0022	<0.0022	<0.0022	<0.0022	0.22
チウラム (チラム)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2
チオファネートメチル	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	3
チルザミド	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5
テトラコナゾール	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1
テフコナゾール	<0.0077	<0.0077	<0.0077	<0.0077	<0.0077	<0.0077	<0.0077	<0.0077	0.77
トリフルミゾール	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5
トルクロホスメチル	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2
バリダマイシン	<0.12	<0.12	<0.12	<0.12	<0.12	<0.12	<0.12	<0.12	12
ピドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1
フルトラニル	<0.023	<0.023	<0.023	<0.023	<0.023	<0.023	<0.023	<0.023	2.3
プロビコナゾール	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5
ベノミル	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2
ペンシクロン	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	1.4
ボスカリド	<0.011	<0.011	<0.011	<0.011	<0.011	<0.011	<0.011	<0.011	1.1
ホセチル	<0.23	<0.23	<0.23	<0.23	<0.23	<0.23	<0.23	<0.23	23
ポリカーバメート	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.3
メタラキシル (注2)	<0.0058	<0.0058	<0.0058	<0.0058	<0.0058	<0.0058	<0.0058	<0.0058	0.58
メブロン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1
アシュラム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2
エトキシスルフロ	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1
オキサジクロメホン	<0.0024	<0.0024	<0.0024	<0.0024	<0.0024	<0.0024	<0.0024	<0.0024	0.24
カフェンストール	0.0054	<0.0007	<0.0007	<0.0007	<0.0007	<0.0007	<0.0007	<0.0007	0.07
クミルロン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2
グリホサート	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	40
シクロスルファミロン	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.8
ジチオピル	<0.00095	<0.00095	<0.00095	<0.00095	<0.00095	<0.00095	<0.00095	<0.00095	0.095
シチュロン	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	3
シマジン (CAT)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03
テルブカルブ (MBPMC)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	非設定(0.2)
トリアジフラム									0.23
トリクロピル	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06
ナプロバミド	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.3
ハロスルフロメチル	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	2.6
ピリブチカルブ	<0.0023	<0.0023	<0.0023	<0.0023	<0.0023	<0.0023	<0.0023	<0.0023	0.23
ブタミホス	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2
フラザスルフロ	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.3
フルボキサム			<0.0021						0.21
プロビザミド	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5
ペンスリド (SAP)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	非設定(1)
ペンディメタリン	<0.031	<0.031	<0.031	<0.031	<0.031	<0.031	<0.031	<0.031	3.1
ペンフルラリン (ベスロジン)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1
メコプロップ (注3)	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	0.47
ACN									非設定(0.5)
MCPA (注4)	<0.00051	<0.00051	<0.0005	<0.00051	<0.00051	<0.00051	<0.00051	<0.00051	0.051
S-メタラクロール	<0.025								2.5
トリネキサバックエチル	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015	0.15

※ 「ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指針」(平成25年5月24日 環水土第77号 環境庁水質保全局長通知(最終改正 平成25年6月18日 環水土発第1306181号))に基づく指針値(括弧内は過去に設定されていた指針値)

注1 イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩/注2 メタラキシル及びメタラキシルM

注3 メコプロップカリウム塩(MCPPカリウム塩)、メコプロップジメチルアミン塩(MCPPジメチルアミン塩)、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩/注4 MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩

11-1 水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置状況

業 種	排 水 量			合 計
	50(m <sup>3</sup> /日)以上	30～50(m <sup>3</sup> /日)	30(m <sup>3</sup> /日)未満	
鉱業、水洗炭業	1			1
畜産農業(※)	2	4	193	199
畜産食料品製造業	1		5	6
水産食料品製造業	1	1		2
保存食料品製造業	3		18	21
みそ、しょう油等の製造業	2		3	5
パン菓子製造業			2	2
米菓、こうじ製造業	1		16	17
飲料製造業	1		9	10
動物系飼料、有機質肥料製造業		1	1	2
動植物油脂製造業			1	1
めん類製造業	2		3	5
豆腐、煮豆製造業	2	1	7	10
冷凍調理食品製造業			2	2
たばこ製造業	1			1
繊維製品製造業	2		1	3
木材薬品処理業			1	1
パルプ、紙、紙加工品製造業	1			1
新聞、出版印刷業			7	7
合成樹脂製造業	1			1
写真感光材料製造業			1	1
有機化学工業製品製造業	1		1	2
医薬品製造業			2	2
農薬製造業			1	1
自動車タイヤ、工業ゴム製品等製造業			1	1
ガラス製品製造業	3		3	6
セメント製品製造業			16	16
生コンクリート製造業	1		16	17
窯業原料精製業		1		1
砕石業	1		2	3
砂利採取業	3		3	6
鉄鋼業	2		1	3
非鉄金属製造業	2		4	6
金属製品製造業	7		17	24
空きびん卸売業			2	2
水道施設			1	1
酸又はアルカリによる表面処理施設	14	3	35	52
電気めっき施設	2		6	8
旅館業	5	2	68	75
共同調理場に設置される厨房施設			1	1
弁当製造業			1	1
飲食店(食堂・レストラン)	8		5	13
飲食店(そば、うどん、すし、喫茶店)	1		1	2
洗濯業	4	1	81	86
写真現像業			9	9
病院			1	1
中央卸売市場			1	1
自動車分解整備事業	1		3	4
自動式車両洗浄施設			188	188
試験研究機関	3		20	23
一般廃棄物処理施設	1		1	2
産業廃棄物処理施設	1		1	2
トリクロエチレン等による洗浄施設			5	5
トリクロエチレン等による蒸留施設			1	1
し尿処理施設	45	1	3	49
下水道終末処理場	3			3
共同処理施設	2		1	3
合 計	131	15	772	918

※ 畜産農業は、左より、50(m<sup>3</sup>/日)以上、15(m<sup>3</sup>/日)以上50(m<sup>3</sup>/日)未満、15(m<sup>3</sup>/日)以下

11-2 水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の設置状況

	設置数
有害物質貯蔵指定施設	16

### 1 2 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況

特 定 施 設	届 出 事 業 場 数		
	排 水 量 (m <sup>3</sup> /日)		合 計
	30以上	30未満	
工場又は事業場の用にひろく供する廃ガス洗浄施設, 湿式集じん施設, 湿式脱臭施設, 塗装水洗ブース	3	11	14
カレー粉, パン, 菓子又は麦芽の製造の用に供する原料処理施設	2	19	21
段ボール製造の用に供する貼合施設		1	1
プラスチック製品の製造の用に供する成形施設	1	3	4
石材の加工の用に供する研磨施設, 湿式切断施設	3	9	12
畜産食料品又は飲料の製造の用に供する混合施設, 充てん施設	2		2
医薬品又は農薬の製造の用に供する混合施設, 充てん施設			0
化粧品, 歯みがきその他の化粧用調整品の製造の用に供する混合施設, 充てん施設	1		1
金属製品の製造の用に供する鑄造施設, 研磨施設		3	3
非鉄金属製品の製造の用に供する圧延施設		2	2
納豆製造業の用に供する原料処理施設, 湯煮施設	1	2	3
合 計	13	50	63

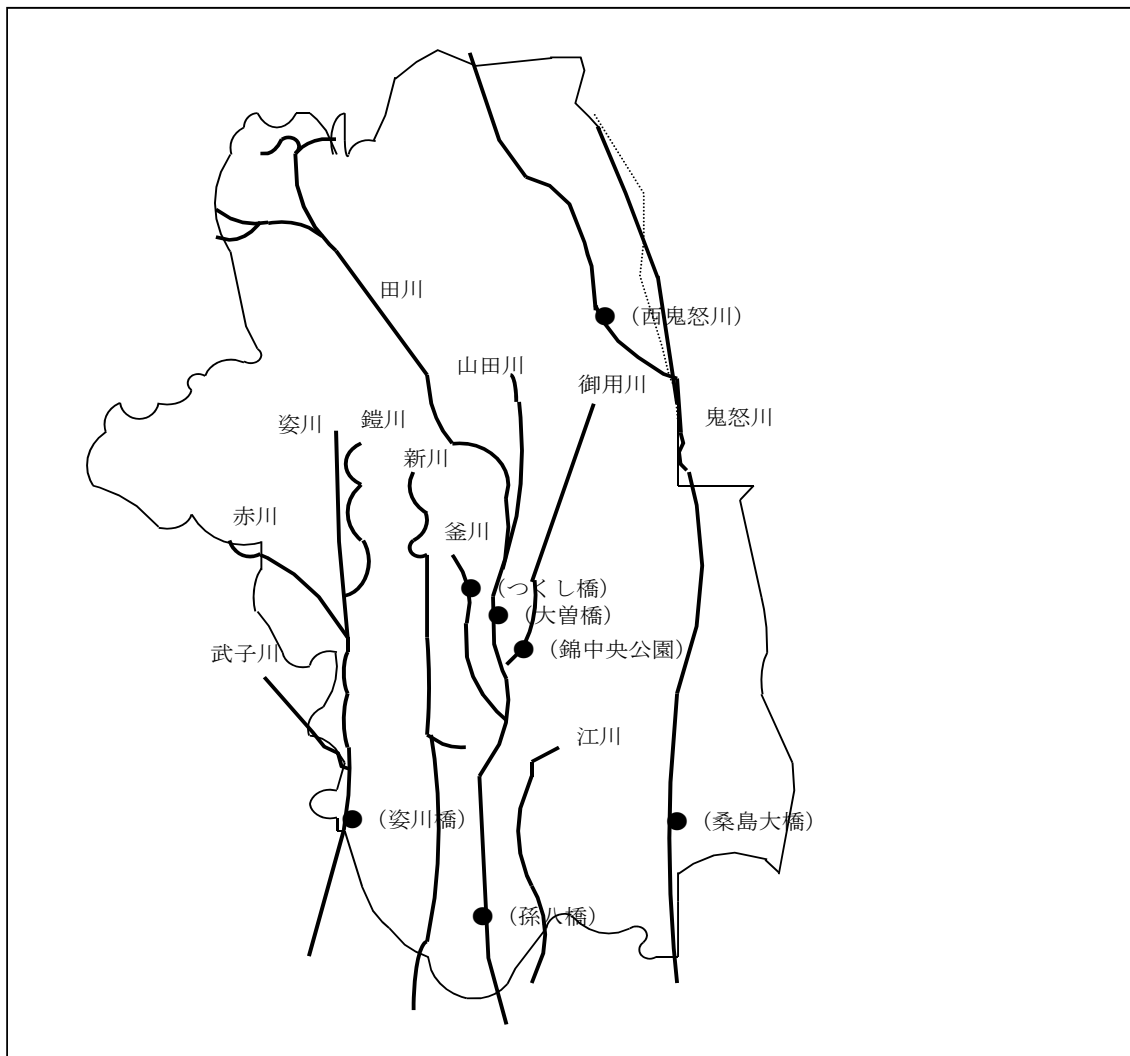
### 1 3 水質汚濁防止法等に基づく立入検査結果

区 分	立入検査 件 数	分析結果		指導等件数		
		適合	不適合	指導	改善警告	改善命令
電気メッキ	8	3	0	0	0	0
表面処理	23	13	1	1	0	0
し尿処理等	12	12	0	0	0	0
畜 房	0	0	0	0	0	0
食 品	12	12	0	0	0	0
生 コ ン	0	0	0	0	0	0
クリーニング	3	1	0	0	0	0
そ の 他	17	9	0	0	0	0
条例 (※)	5	5	0	0	0	0
合 計	80	55	1	1	0	0

※ 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づく汚水に係る特定施設



14-1 ダイオキシン類環境調査地点（河川水質，河川底質）



14-2 ダイオキシン類の経年変化（河川水質，河川底質）

河川水質

単位:(pg-TEQ/L)

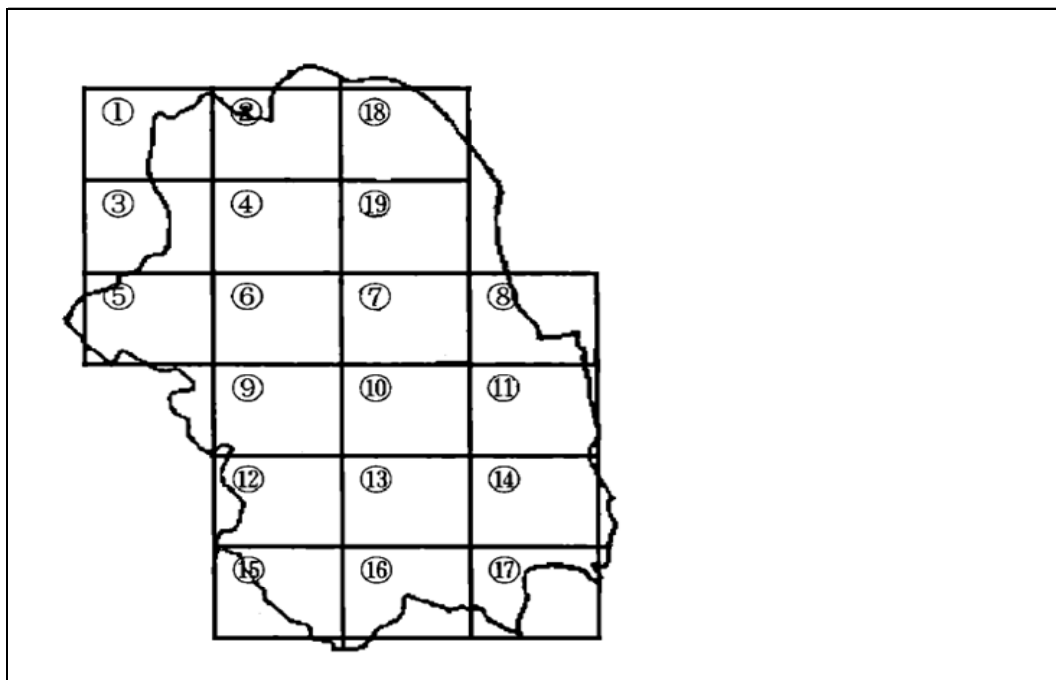
河川名	地点名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	環境基準
田川	孫八橋	0.14	0.064	0.061	0.061	0.086	—	—	—	—	—	1
	大曾橋	—	—	—	—	—	0.051	0.34	0.44	0.053	0.047	
御用川	錦中央公園	—	—	—	—	—	0.094	0.37	0.55	0.15	0.16	
釜川	つくし橋	—	—	—	—	—	0.13	0.35	0.13	0.083	0.097	
姿川	姿川橋	0.18	0.075	0.060	0.060	0.054	—	—	—	—	—	
西鬼怒川	西鬼怒橋	—	—	—	—	—	0.074	0.087	0.21	0.045	0.046	
鬼怒川	桑島大橋	0.076	0.025	0.050	0.050	0.073	—	—	—	—	—	

河川底質

単位:(pg-TEQ/g)

河川名	地点名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	環境基準
田川	孫八橋	0.31	0.25	0.41	0.41	0.26	—	—	—	—	—	150
	大曾橋	—	—	—	—	—	0.69	0.34	0.16	0.13	0.22	
御用川	錦中央公園	—	—	—	—	—	0.72	0.42	0.44	0.31	1.1	
釜川	つくし橋	—	—	—	—	—	1.1	0.22	1.9	1.2	1.3	
姿川	姿川橋	0.44	0.30	0.27	0.27	0.66	—	—	—	—	—	
西鬼怒川	西鬼怒橋	—	—	0.29	0.29	0.34	0.55	0.16	1.2	0.15	0.14	
鬼怒川	桑島大橋	0.23	0.30	0.43	0.43	0.24	—	—	—	—	—	

14-3 ダイオキシン類環境調査地点（地下水、土壌）



14-4 ダイオキシン類の経年変化（地下水）

単位:(pg-TEQ/L)

メッシュ	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	環境基準
①	0.065	-	-	0.046	-	-	0.042	-	-	-	1
②	-	0.022	-	-	0.046	-	-	0.042	-	-	
③	-	-	0.048	-	-	0.046	-	-	-	-	
④	0.065	-	-	0.046	-	-	0.065	-	-	-	
⑤	-	0.022	-	-	0.046	-	-	0.069	-	-	
⑥	-	-	0.048	-	-	0.046	-	-	0.042	-	
⑦	0.065	-	-	0.046	-	-	0.036	-	-	-	
⑧	-	0.022	-	-	0.046	-	-	0.042	-	-	
⑨	-	-	0.048	-	-	0.047	-	-	0.042	-	
⑩	0.065	-	-	0.046	-	-	0.035	-	0.042	-	
⑪	-	0.023	-	-	0.046	-	-	0.042	-	-	
⑫	-	-	0.048	-	-	0.046	-	-	0.042	-	
⑬	0.065	-	-	0.046	-	-	0.03	-	-	-	
⑭	-	0.025	-	-	0.046	-	-	0.042	-	-	
⑮	-	-	0.048	-	-	0.06	-	-	0.042	-	
⑯	0.065	-	-	0.046	-	-	0.6	-	-	-	
⑰	-	0.022	-	0.046	-	-	0.4	-	-	-	
⑱	-	-	0.048	-	0.046	-	-	0.042	-	-	
⑲	-	-	0.048	-	-	0.046	-	-	0.042	-	

※ 19メッシュを4年ローテーションで調査。(次年度は発生源周辺の土壌調査(H26～)のため、地下水の測定はなし。)

14-5 ダイオキシン類の経年変化（土壌）

単位：(pg-TEQ/g)

メッシュ	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	環境基準	
①	0.21	-	-	2.5	-	-	0.45	-	-	-	1,000	
②	-	5.5	-	-	4.7	-	-	1.7	-	-		
③	-	-	2.5	-	-	3.1	-	-	-	-		
④	3.0	-	-	1.1	-	-	4.3	-	-	-		
⑤	-	2.7	-	-	2.5	-	-	4.1	-	-		
⑥	-	-	1.1	-	-	1.3	-	-	1.9	-		
⑦	10	-	-	0.29	-	-	7.7	-	-	-		
⑧	-	1.3	-	-	1.1	-	-	0.55	-	-		
⑨	-	-	0.3	-	-	0.073	-	-	0.027	-		
⑩	9.5	-	-	7.0	-	-	7.8	-	11	-		
⑪	-	2.6	-	-	43	-	-	50	-	-		
⑫	-	-	7.0	-	-	6.1	-	-	3.1	-		
⑬	1.4	-	-	4.3	-	-	3.5	-	-	-		
⑭	-	1.7	-	-	2.0	-	-	1.5	-	-		
⑮	-	-	4.3	-	-	2.9	-	-	0.040	-		
⑯	23	-	-	2.0	-	-	3.9	-	-	-		
⑰	-	4.9	-	23	-	-	3.2	-	-	-		
⑱	-	-	2.0	-	2.6	-	-	2.8	-	-		
⑲	-	-	2.3	-	-	2.3	-	-	5.5	-		
発生源周辺調査											A. 氷室町地内	2.9
											B. 氷室町地内	6.2
											C. 氷室町地内	9.4
											D. 氷室町地内	8.1
											E. 氷室町地内	0.048
											F. 氷室町地内	3.2
											G. 清原台6丁目地内	0.82
											H. 清原台4丁目地内	0.024
											I. 鑑山町地内	0.025

※ 19メッシュを4年ローテーションで調査し、次年度は発生源周辺調査(H26～)を実施する。

【参考】全国のダイオキシン類に係る環境調査結果（平成24年度）

環境媒体	調査地点数	環境基準 超過地点数	平均値	
河川水質	1571	30 (1.9%)	0.20	(pg-TEQ/L)
河川底質	1296	5 (0.4%)	6.8	(pg-TEQ/g)
地下水	546	2 (0.4%)	0.049	(pg-TEQ/L)
土壌	917	0 (0%)	2.6	(pg-TEQ/g)

※ pg (ピコグラム) = 1兆分の1 (g)

※ TEQ (毒性等量) = ダイオキシン類には多くの種類の物質があり、毒性も異なるため、毒性を評価する際に、毒性の最も強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として換算して表す。

15 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況（水質基準適用施設）

特定施設		施設数
(15)廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設	14
	灰の貯留施設	5
(19)水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		1
合計		20
工場・事業場数		7

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

16 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果（水質基準適用施設）

区分	立入検査件数	分析結果		指導内容								
		適合	不適合	排出・管理基準遵守	自主分析実施	申請届出	施設等点検・管理	処理施設等設置・改善	管理組織体制	記録整備	その他	
水質基準適用施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

17 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果（水質基準適用施設）

工場・事業場名	特定施設種類	廃棄物焼却炉		使用の状況			測定結果			
		焼却能力 (t/h)	日焼却量 (t/日)	1日当使用時間	使用時間間隔	月使用日数 (日/月)	日排水量 (m <sup>3</sup> /日)	試料採取日	排水濃度 (pg-TEQ/L)	適用基準
1 宇都宮市川田水再生センター	廃棄物焼却炉からの廃ガス洗浄施設	7	80	24	0	30	232,172	H26.6.27	0.00056	10
2 宇都宮市東横田清掃工場	灰貯留施設からの汚水処理施設	4	12	24	0	20	1,218	H26.5.1	0.00057	10

### 3. その他生活環境関係

#### 1 騒音，振動，悪臭に係る環境基準等

##### 騒音に係る環境基準

地域類型	基準値	
	昼間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜間 〔午後10時から 翌日の午前6時まで〕
AA	50(dB)以下	40(dB)以下
A及びB	55(dB)以下	45(dB)以下
C	60(dB)以下	50(dB)以下

(注)AAをあてはめる地域は、栃木県にはない。

##### 新幹線騒音に係る環境基準

地域類型	基準値	指定区域	指定から除外する区域
I	70(dB)以下	軌道中心線から300(m)以内の区域 第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	・線路が掘割で、沿線の住居に及ぼす騒音レベルが環境基準以下になる区域 ・工業専用地域、河川の地域 ・用途地域の定めのない地域で、かつ住居が存在しない区間が1,000(m)に及ぶ山林、原野、農業用地等
II	75(dB)以下	同上 近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	・トンネルの出入口から中央部方向へ150(m)以上の区域

##### 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (WECPNL) ※ 平成24年度まで	基準値 (Lden) ※ 平成25年度から
I (専ら住居の用に供される地域)	70(-)以下 単位なし	57 (dB) 以下 デシベル
II (I以外の生活を保全する必要がある地域)	75(-)以下 単位なし	62 (dB) 以下 デシベル

※ 栃木県は地域類型のあてはめを行っていない。

##### 悪臭防止法に係る規制基準

規制地域	規制基準(臭気指数)
都市計画法第8条に基づく用途地域	15

## 2 騒音に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況

### 騒音に係る特定施設の設置状況

特定施設の種類	騒音規制法	栃木県生活環境の 保全等に関する条例
	施設数	施設数
金属加工機械	299	1,950
空気圧縮機及び送風機	1,690	2,595
土石用破碎機等	17	120
織機	0	6
建設用資材製造機械	2	19
穀物用製粉機	26	12
木材加工機械	129	121
抄紙機	12	4
印刷機械	425	59
合成樹脂射出成形機	132	242
鋳物造型機	2	10
クーリングタワー	0	993
合計	2,734	6,131
工場・事業場数	464	689

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

### 騒音に係る特定建設作業の状況

特定建設作業の種類	騒音規制法	栃木県生活環境の 保全等に関する条例
くい打ち機等	13	6
さく岩機等	17	6
空気圧縮機等	4	2
コンクリートプラント アスファルトプラント	0	0
バックホウ	82	18
トラクターショベル	0	1
ブルドーザー	2	2
合計	118	35

### 3 振動に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況

#### 振動に係る特定施設の設置状況

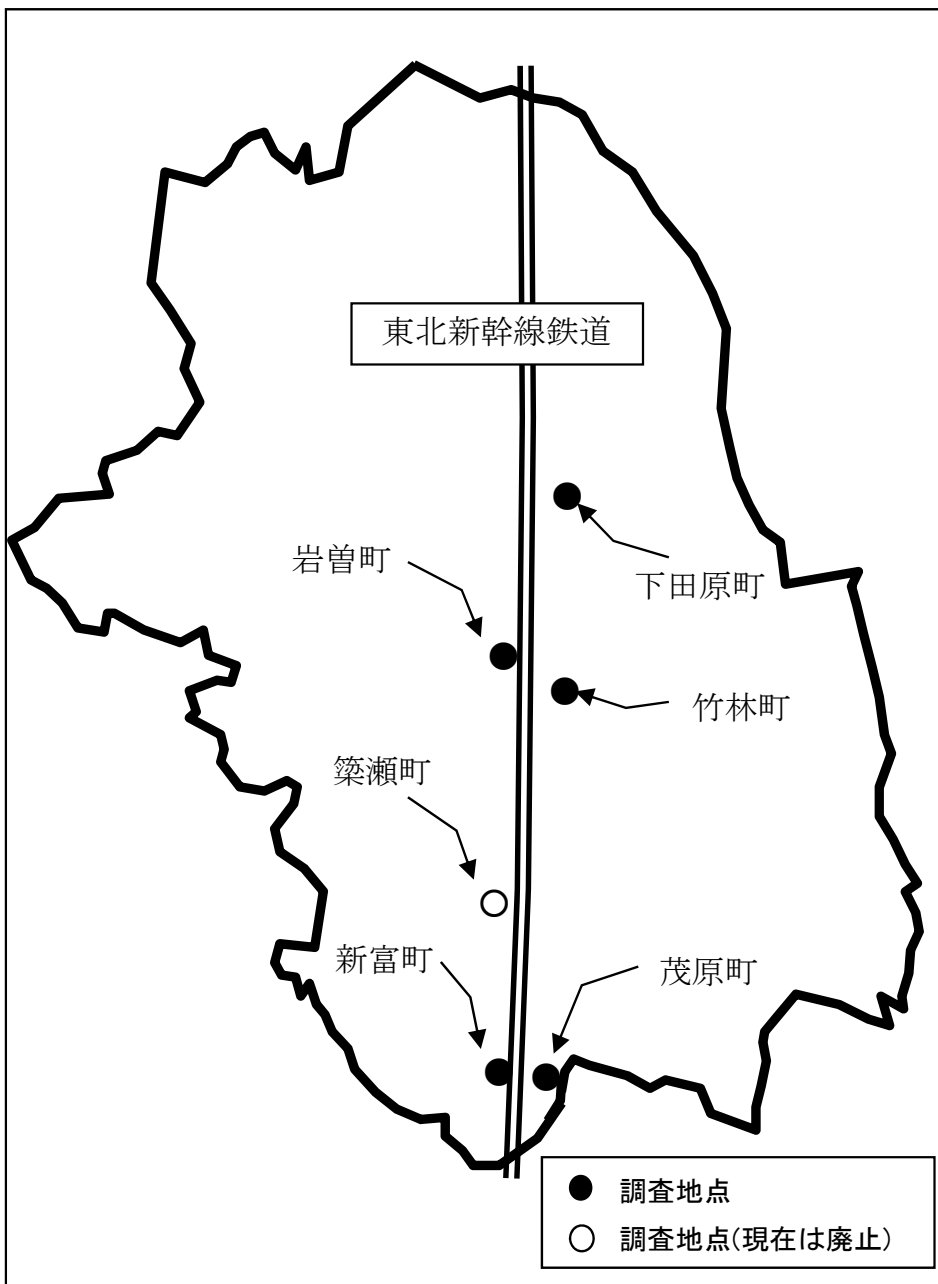
特定施設の種類	振動規制法	栃木県生活環境の 保全等に関する条例
	施設数	施設数
金属加工機械	502	1,050
圧縮機	349	752
土石用破碎機等	19	124
織機	1	6
コンクリートブロックマシーン等	0	14
木材加工機械	12	6
印刷機械	106	24
ロール機	0	9
合成樹脂射出成形機	144	214
鋳物造型機	2	17
合計	1,135	2,216
工場・事業場数	188	235

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

#### 振動に係る特定建設作業の状況

特定建設作業の種類	振動規制法	栃木県生活環境の 保全等に関する条例
くい打ち機 等	5	5
舗装版破碎機 等	4	0
ブレーカー	35	7
合計	44	12

#### 4-1 東北新幹線騒音振動調査地点





4-2 東北新幹線騒音の経年変化

デシベル  
単位:(dB)

年度		地域類型	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	環境基準
調査地点 (地域類型)	岩曾町	I	71	-	73	-	72	-	73	-	74	-	70以下
	竹林町	I	73	-	73	-	70	-	73	-	75	-	
	新富町	I	-	74	-	71	-	73	-	72	-	72	
	茂原町	I	-	74	-	74	-	71	-	71	-	70	
	築瀬町	I	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	下田原町	I	70	73	73	74	72	73	72	74	73	74	

※ dB(デシベル) 騒音や振動の大きさを表す

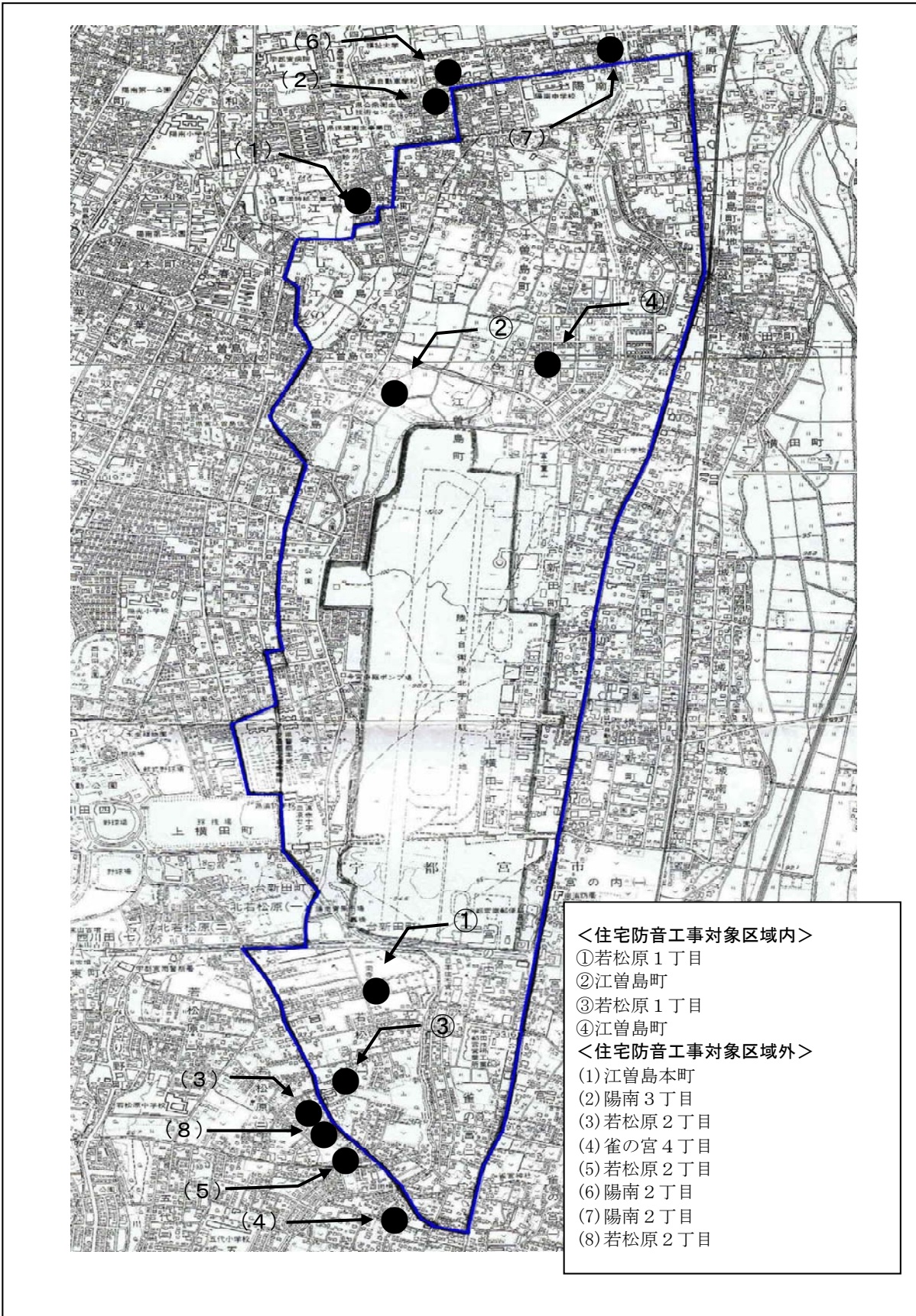
4-3 東北新幹線振動の経年変化

デシベル  
単位:(dB)

年度		地域類型	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	勧告指針値
調査地点 (地域類型)	岩曾町	I	55	-	53	-	55	-	54	-	56	-	70以下
	竹林町	I	49	-	54	-	47	-	50	-	53	-	
	新富町	I	-	50	-	49	-	54	-	50	-	53	
	茂原町	I	-	52	-	49	-	48	-	49	-	52	
	築瀬町	I	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	下田原町	I	53	53	55	55	54	58	57	58	60	59	

※ dB(デシベル) 騒音や振動の大きさを表す単位。

5-1 航空機騒音測定地点



5-2 航空機騒音の経年変化

単位なし

評価指標：WECPNL（単位：-）

			H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
住宅防音工事 対象区域内	①	若松原1丁目	74.5	72.9	72.1	71.2	71.1	71.0	71.0	71.0	71.8	70.7
	②	江曾島町	69.7	69.7	69.7	69.8	69.9	70.3	69.8	68.8	69.5	69.5
	③	若松原1丁目	68.4	67.8	68.4	67.6	67.4	67.1	66.6	67.4	66.8	67.3
	④	江曾島町	-	-	-	-	-	-	66.6	63.6	65.0	66.8
住宅防音工事 対象区域外	(1)	江曾島本町	66.8	63.2	63.6	69.0	67.7	66.0	65.3	60.8	63.4	62.1
	(2)	陽南3丁目	64.9	63.9	65.8	66.0	69.7	66.8	64.9	63.4	63.5	62.9
	(3)	若松原2丁目	66.2	66.0	65.2	67.0	66.0	64.1	64.2	64.5	64.0	63.4
	(4)	雀の宮4丁目	66.8	-	68.7	66.2	68.2	66.8	68.8	64.8	66.5	62.4
	(5)	若松原2丁目	69.6	66.3	63.8	66.9	69.1	68.9	71.9	66.5	66.9	66.5
	(6)	陽南2丁目	63.2	68.1	61.3	62.9	62.7	66.5	60.3	59.6	60.4	57.5
	(7)	陽南2丁目	64.7	60.7	60.0	58.8	60.0	58.4	59.1	61.9	63.2	60.8
	(8)	若松原2丁目	68.7	67.2	65.2	64.7	67.0	66.3	64.5	68.2	66.5	64.2

デシベル

評価指標：Lden（単位：dB）

			H25	H26								
住宅防音工事 対象区域内	①	若松原1丁目	56.1	56.2								
	②	江曾島町	56.3	56.1								
	③	若松原1丁目	53.2	53.5								
	④	江曾島町	53.9	54.4								
住宅防音工事 対象区域外	(1)	江曾島本町	48.6	47.6								
	(2)	陽南3丁目	54.4	46.2								
	(3)	若松原2丁目	50.1	46.5								
	(4)	雀の宮4丁目	52.0	53.5								
	(5)	若松原2丁目	50.9	51.4								
	(6)	陽南2丁目	44.5	55.2								
	(7)	陽南2丁目	47.8	51.1								
	(8)	若松原2丁目	51.3	51.5								

1 住宅防音工事の指定に係る基準（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律）

- ◆ 平成24年度まで・・・75（評価指標：WECPNL）
- ◆ 平成25年度から・・・62dB(デシベル)(評価指標：Lden)

2 評価指標について

- ◆ WECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)  
航空機の最大騒音レベルと航空機の機数(発生回数)を基に評価値を求める。  
※ 単位はない。(平成24年度まで)
- ◆ Lden(時間帯補正等価騒音レベル)  
個々の航空機からの人が受ける騒音エネルギーについて、聞こえ始めから聞こえ終わりまでを測定する。  
※ 単位はデシベル(dB)で表す。(平成25年度から)

3 「環境基準」について(参考)

航空機騒音に係る環境基準は下表のとおりであるが、栃木県においては下表の類型（Ⅰ又はⅡ）をあてはめる地域が指定されていない。(環境基準は適用されない。)

地域の類型	基準値(Lden)	旧基準値(WECPNL)
Ⅰ(専ら住居の用に供される地域)	57デシベル以下	70以下
Ⅱ(Ⅰ以外で通常の生活を保全する必要がある地域)	62デシベル以下	75以下

5-3 航空機騒音測定結果

デシベル  
評価指標:Lden(単位:dB)

測定場所 測定期間	住宅防音工事対象区域内				住宅防音工事対象区域外								
	①	②	③	④	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
	若松原1丁目 第1種 住居地域	江曾島町 第1種 住居地域	若松原1丁目 第1種 中高層住居 専用地域	江曾島町 第1種 住居地域	江曾島本町 第1種 住居地域	陽南3丁目 第1種 住居地域	若松原2丁目 第1種 住居地域	雀の宮4丁目 第1種 中高層住居 専用地域	若松原2丁目 第1種 中高層住居 専用地域	陽南2丁目 準工業地域	陽南2丁目 準工業地域	若松原2丁目 第1種 中高層住居 専用地域	
平成26年4月17日～ 5月14日	平成12年 5月から 常時監視	平成15年 6月から 常時監視	52.6	55.4									
平成26年5月16日～ 5月29日											51.1	51.5	
平成26年7月10日～ 8月6日			54.6	55.4									
平成26年9月4日～ 9月17日										51.4	55.2		
平成26年10月2日～ 10月29日			52.9	53.3									
平成26年10月31日～ 11月13日							47.6						
平成26年11月27日～ 12月10日										53.5			
平成27年1月8日～ 2月4日			53.9	53.3									
平成27年2月6日～ 2月19日								46.2	46.5				
年平均			56.2	56.1	53.5	54.4	47.6	46.2	46.5	53.5	51.4	55.2	51.1

### 6-1 自動車騒音環境基準達成率の経年変化

単位:(%)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	全国平均
環境基準達成率	84	85	86	88	87	87	87	93	85	96	92.9 (H25)

### 6-2 自動車騒音環境基準達成状況の評価結果（道路種別別）

	評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	評価結果(全体)					環境基準達成率 (%)	
			住居等戸数 ①+②+③+④ (戸)	昼夜とも基準値以下 ① (戸)	昼のみ基準値以下 ② (戸)	夜のみ基準値以下 ③ (戸)	昼夜とも基準値超過 ④ (戸)		
全体（住居等戸数）	376.9	148	34,942	33,642	379	61	860	96.3	
道路種別	高速自動車国道	25.5	5	329	310	4	15		0
	一般国道	130.8	48	11,304	10,564	273	3		464
	都道府県道	208.7	87	19,382	18,950	101	43		288
	4車線以上の市町村道	11.9	8	3,927	3,818	1	0		108

### 7 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設の設置状況

悪臭に係る特定施設	施設数
飼料又は肥料製造施設	13
豚飼養施設	7
鶏飼養施設	17
動物性油脂又はゼラチン製造施設	14
鶏ふん乾燥施設	12
医薬品製造施設	4
合計	67
工場・事業場数	23

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

#### 【参考】化学物質環境実態調査結果（河川水・河川底質）

環境省で田川の化学物質環境実態調査を実施しております。詳細は下記のホームページをご参照ください。

（環境省ホームページ「平成24年度版 化学物質と環境」）

[http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/2012/tiikibetu\\_11.html](http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/2012/tiikibetu_11.html)

※ 過年度の調査結果について

<http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html>



## 8 公害等に係る苦情処理件数の経年変化

	公 害 関 係							合 計	その他
	騒 音	振 動	悪 臭	ばい煙	粉じん	汚 水	その他		空き地の 適正管理
H17	55	0	18	47	6	12	0	138	206
H18	41	2	21	16	8	9	0	97	224
H19	24	3	34	14	2	6	0	83	522
H20	31	3	24	22	4	4	0	88	501
H21	34	4	20	15	3	7	0	83	421
H22	39	1	16	12	3	4	0	75	435
H23	23	2	19	6	0	4	0	54	440
H24	26	0	24	0	6	4	0	60	474
H25	30	5	17	0	5	2	0	59	439
H26	32	4	16	2	3	2	0	59	567

※ 空き地の適正管理のうち、平成17・18年度分は、旧上河内町と旧河内町を含まず(網掛け部分)。

## 4. 廃棄物関係

### 1 本市のごみ排出量の推移

年次	ごみ量(t/年)		排出量(総量) (t/年)	1人1日あたり (g/人日)
	資源物以外	資源物		資源物以外
平成17年度 (2005)	188,128.71	38,582.28	226,710.99	1,025
平成18年度 (2006)	184,937.56	41,584.05	226,521.61	1,003
平成19年度 (2007)	173,080.12	37,443.63	210,523.75	935
平成20年度 (2008)	168,257.89	33,357.24	201,615.13	905
平成21年度 (2009)	164,308.05	31,957.33	196,265.38	883
平成22年度 (2010)	146,944.95	37,705.12	184,650.07	788
平成23年度 (2011)	150,982.91	36,671.34	187,654.25	806
平成24年度 (2012)	150,964.87	35,968.43	186,933.30	803
平成25年度 (2013)	152,068.58	36,299.77	188,368.35	807
平成26年度 (2014)	149,174.35	35,077.76	184,252.11	789

資料(ごみ減量課)

### 2 本市のリサイクル率・最終処分量の推移

年次	資源化量 (t/年)	リサイクル率 (%)	最終処分量 (t/年)	最終処分率 (%)
平成17年度 (2005)	35,268.24	15.6	27,574.06	12.2
平成18年度 (2006)	38,488.80	17.0	27,935.28	12.3
平成19年度 (2007)	34,667.47	16.5	26,096.56	12.4
平成20年度 (2008)	29,815.25	14.8	24,487.47	12.1
平成21年度 (2009)	29,699.10	15.1	22,446.87	11.4
平成22年度 (2010)	35,532.10	19.5	19,283.64	10.4
平成23年度 (2011)	33,843.05	18.0	22,386.00	11.9
平成24年度 (2012)	33,918.80	18.1	21,133.62	11.3
平成25年度 (2013)	35,991.45	19.1	19,251.21	10.2
平成26年度 (2014)	33,561.29	18.2	20,445.47	11.1

資料(ごみ減量課)

#### 【参考】全国状況

年次	排出量(総量) (t/年)	1人1日あたり (g/人日)	資源化量 (t/年)	リサイクル率 (%)	最終処分量 (t/年)	最終処分率 (%)
平成17年度 (2005)	52,730,000	1,131	10,018,700	19.0	7,332,000	13.9
平成18年度 (2006)	52,020,000	1,115	10,210,000	19.6	6,800,000	13.1
平成19年度 (2007)	50,820,000	1,089	10,300,000	20.3	6,350,000	12.5
平成20年度 (2008)	48,106,000	1,033	9,776,000	20.3	5,531,000	11.5
平成21年度 (2009)	46,252,000	994	9,502,000	20.5	5,072,000	11.0
平成22年度 (2010)	45,359,000	976	9,446,000	20.8	4,837,000	10.7
平成23年度 (2011)	45,390,000	975	9,300,000	20.4	4,820,000	10.6
平成24年度 (2012)	未公開	未公開	未公開	未公開	未公開	未公開

資料(環境省)

## 5. その他

### 1 本市の農業の推移

【旧宇都宮市】

面積単位:ha

	農家戸数 (専業, 兼業)	農家人口	経営耕地面積 (田, 畑, 樹園地)	1戸あたり 耕地面積
平成 2年 (1990)	6,450	31,984	8,981	1.39
平成 7年 (1995)	6,040	29,101	8,516	1.41
平成12年 (2000)	5,427	25,935	7,888	1.45
平成17年 (2005)	4,948	18,284	7,155	1.45
平成22年 (2010)	4,524	15,105	6,941	1.53

資料(農林業センサス)

【旧上河内町】

面積単位:a

	農家戸数 (専業, 兼業)	農家人口	経営耕地面積 (田, 畑, 樹園地)	1戸あたり 耕地面積
平成 2年 (1990)	1,121	5,466	1,931	1.72
平成 7年 (1995)	1,041	4,917	1,888	1.81
平成12年 (2000)	959	4,523	1,855	1.93
平成17年 (2005)	908	3,454	1,801	1.98
平成22年 (2010)	833	2,817	1,746	2.10

資料(農林業センサス)

【旧河内町】

面積単位:a

	農家戸数 (専業, 兼業)	農家人口	経営耕地面積 (田, 畑, 樹園地)	1戸あたり 耕地面積
平成 2年 (1990)	1,076	5,411	2,035	1.89
平成 7年 (1995)	1,011	4,896	2,012	1.99
平成12年 (2000)	916	4,457	1,898	2.07
平成17年 (2005)	840	3,222	1,820	2.17
平成22年 (2010)	784	2,701	1,783	2.27

資料(農林業センサス)



## 2 本市の河川の概要

一級河川

単位：km

河川名	延長	河川名	延長	河川名	延長	河川名	延長
エガワ モオカ 江川(真岡)	12.10	ゴ ヨウ カワ 御用川	5.30	アカホリ ガワ 赤堀川	17.60	シン カワ 新川	3.20
キヌガワ 鬼怒川	124.80	ヤマダガワ 山田川	18.00	エ ガワ 江川	30.57	タケンガワ 武子川	20.90
タ ガワ 田川	77.85	マエ カワ 前川	3.20	エガワハウスイロ 江川放水路	2.60	アカ ガワ 赤川	8.00
カマ ガワ 釜川	7.28	サカサ ガワ 逆川	6.30	ニシキヌガワ 西鬼怒川	13.80	ナツボガワ 奈坪川	9.15
カマガワハウスイロ 釜川放水路	1.60	トラミガワ 寅巳川	2.40	スガタ ガワ 姿川	40.20	イシ ガワ 石川	6.22
ヤタガワ 谷田川	1.23						

準用河川

河川名	延長	河川名	延長	河川名	延長	河川名	延長
シン カワ 新川	16.77	アサリガワシセン 求喰川支川	0.95	タツ ミ ガワ 辰巳川	0.74	ナガレガワ 流川	1.62
コエド ガワ 越戸川	9.50	イサムライガワ 一侍川	1.286	ヒガシ カマ ガワ 東釜川	0.87	オオクボヤチガワ 大久保谷地川	1.26
ヒョウゴガワ 兵庫川	3.40	アイ タガワ 合の田川	1.83	ヤマシタ ガワ 山下川	4.50	ニシカワダガワ 西川田川	4.19
シンボリガワ 新堀川	1.54	ウエ タケ ガワ 植竹川	1.30	ツル タ ガワ 鶴田川	4.75	コマ ニュウ ガワ 駒生川	2.735
ムカイガワ 向川	3.011	ウルワ カワ 美しの川	0.342	アサリ ガワ 求喰川	0.785	ヨロイガワ 鎧川	3.90
ニシ カワ 西川	1.81						

河川の種類と管理

種類	管理
一級河川	私たちの国土を守り、産業を発展させるうえで重要な河川で、国土交通大臣及び都道府県知事が管理している河川です。 (河川課では、一級河川の一部(釜川・御用川・奈坪川)の改修と維持管理を行なっています)
二級河川	一級河川以外の比較的流域面積が小さい河川で、都道府県知事が管理している河川です。(市内にはありません)
準用河川	一級河川及び二級河川以外の河川で、市民生活上、重要な河川を市町村長が指定し管理している河川です。 (河川課では、改修と維持・財産管理を行なっています)
普通河川	一級河川、二級河川及び準用河川以外の小さな河川で、市町村が機能及び維持・財産管理している河川です。 (河川課では、維持管理を行なっています)

## 第4部 資料編

---

# 1. 環境行政のあゆみ

年次	宇都宮市	国・県・その他
昭和 6		「国立公園法」制定
2 9	「公園条例」制定	「清掃法」制定
3 1	「文化財保護条例」制定	
3 2		「自然公園法」制定
3 3		「下水道法」制定 「公共用水域の水質保全に関する法律」制定 「工場排水等の規制に関する法律」制定
3 5	「西ごみ焼却場（下荒針清掃工場）」完成	
3 7		「ばい煙の排出の規制等に関する法律」制定
3 8	ごみ定時容器収集開始	
4 0	「下水道条例」制定	
4 1		「栃木県公害防止条例」制定
4 2		「公害対策基本法」制定
4 3	「屋根清掃工場」完成	「大気汚染防止法」、「騒音規制法」制定
4 4	ごみ収集運搬業務の一部民間委託開始	
4 5	「河川愛護会」発足	「水質汚濁防止法」制定
4 6	「公害対策審議会」設置	「悪臭防止法」制定 「環境庁」設置 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
4 7	「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 下河原町に「公害研究所」を開設	「栃木県公害防止条例」制定 「国連人間環境会議」開催（ストックホルム） 「自然環境保全法」制定
4 8		「公害健康被害補償法」制定 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」制定 県下で初の光化学スモッグ被害発生（佐野，栃木，小山）
4 9		「国土利用計画法」制定 「栃木県酸性雨等に係る緊急措置暫定要綱」制定
5 1		「振動規制法」制定
5 2	「環境保全協定」締結	
5 5	「河内清掃工場」稼働開始 「環境保全条例」制定	
5 6	「緑の相談所」オープン	
5 7	小学校4年生社会科補助教材発行	
5 8	長岡最終処分場埋立開始	「浄化槽法」制定
5 9	「都市緑化基金」創立	
6 0	「東横田清掃工場し尿処理施設」竣工	
6 3	「新屋根清掃工場」稼働開始	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」制定 「第1回気候変動に関する政府間パネル」開催（ジュネーブ）
平成元	「生活排水処理計画」策定	
平成2		「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」制定 「地球温暖化防止行動計画」策定
平成3	「（財）グリーントラストうつのみや」設立 「都市景観基本計画」策定 「一般廃棄物処理基本計画」策定 「上水道基本計画」策定 「自然環境基礎調査」実施（～4年度）	「再生資源の利用の促進に関する法律」制定

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他
平成 4	4		「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」開催（リオデジャネイロ） 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOX法）」制定 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」制定
平成 5	11		「環境基本法」制定
	12		「アジェンダ 21 行動計画」策定
平成 6	12		「環境基本計画（国）」策定
平成 7	3	「公害対策審議会」廃止，「環境審議会」設置 「環境管理計画」策定	
	4	平成のごみ改革 （5種9分別，半透明ごみ袋使用，粗大ごみ個別有料収集開始） 「大規模建築物等景観形成届出要綱」策定	
	6		「こどもエコクラブ」発足 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定
	12		「屋外広告物条例」制定
平成 8	3	「騒音規制法」，「振動規制法」，「悪臭防止法」， 「栃木県公害防止条例」に係る規制指定 「一般廃棄物処理基本計画」改訂	「栃木県環境基本条例」制定
	4	産業廃棄物に関する事務開始	
平成 9	3	「環境モニター」制度創設 「環境活動推進協議会」設置	
	4	「空き缶等の散乱防止に関する条例」施行 「一般家庭用機械式生ごみ処理機購入補助制度」開始	
	6		「環境影響評価法」制定
	8	「環境配慮指針」策定	
	11	「第4次総合計画」策定	
	12	「栃木県央都市圏空き缶等散乱防止対策協議会」設置	「気候変動枠組条約第3回締約国会議」開催（京都） 京都議定書採択
平成 1 0	4	「農業振興地域整備計画」策定	
	10		「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
	11		「気候変動枠組条約第4回締約国会議」開催（ブエノスアイレス）
平成 1 1	3	西清掃事業所廃止 「中心市街地活性化基本計画」策定	「栃木県環境基本計画」策定 「栃木県環境影響評価条例」制定
	4	「自然環境基礎調査」実施（～12年度） 「森林整備計画」策定	
	6	「市内環境配慮行動計画」策定	
	7		「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」制定
	10		「気候変動枠組条約第5回締約国会議」開催（ボン）
	12	「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定	
平成 1 2	3	「緑の基本計画」策定	

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他	
平成12	4		「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律（容器包装リサイクル法）」完全施行	
	6	下荒針清掃工場稼働停止	「循環型社会形成推進基本法」制定	
	11		「気候変動枠組条約第6回締約国会議」開催（ハーグ）	
	12	「都市マスタープラン」策定	「環境基本計画（国）」策定（改訂）	
平成13	1		「環境省」発足	
	3	「新生活排水処理計画」策定 「住宅基本計画」策定 「一般廃棄物処理基本計画」改訂 公衆便所のバリアフリー化実施 クリーンパーク茂原（焼却ごみ処理施設、リサイクルプラザ）本格稼働	「栃木県地域新エネルギービジョン」策定 「栃木県環境学習指針」策定	
	4	クリーンパーク茂原内に環境学習センターオープン ペットボトル分別収集（5種10分別）開始	「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」完全施行 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」完全施行	
	5		「食品循環資源の再生利用等に関する法律（食品リサイクル法）」完全施行	
	6	全市立小中学校の給食用牛乳パック回収実施	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOX・PM法）」制定	
	9	「環境保全条例」廃止、「環境基本条例」制定 「空き地の適正管理に関する指導要綱」制定		
	10		「気候変動枠組条約第7回締約国会議」開催（マラケシュ）	
	12	本庁舎においてISO14001認証取得 「第2次生涯学習推進計画」策定 「都市景観ガイドライン」策定		
	平成14	2	「地域新エネルギービジョン」策定	
		3	「野外環境学習活動実行計画」策定 「生ごみ等減量化・資源化計画」策定	「地球温暖化対策推進大綱」策定
4		機構改革により、環境部が、環境企画課、環境保全課、資源循環推進課、廃棄物対策課、クリーンセンターに再編		
5			「土壌汚染対策法」制定 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」完全施行	
7			「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」制定	
8		「都心部グランドデザイン」策定		
11		「リサイクル推進員制度」創設	「気候変動枠組条約第8回締約国会議」開催（ニューデリー）	
12		全地区市民センターにおいてISO14001認証取得	「自然再生推進法」制定	
平成15	2	「環境基本計画」策定 「農業振興地域整備計画」改訂 「行政経営指針」策定 「うつのみや百景」決定		
	3	「第4次総合計画改訂基本計画」策定 「環境学習基本指針」策定	「循環型社会形成推進基本計画（国）」策定 「栃木県エコスラグ有効利用促進指針」策定	

年	月	宇都宮市	国・県・その他
平成15	4	「家庭版環境ISO認定制度」スタート	
		「学校版環境ISO認定制度」スタート	
		「市民活動助成基金制度」創設	
		「市民ボランティア活動保険制度」創設	
	5	「自転車利用活用基本計画」策定	
	10	「身近な生活圏の公園づくり指針」策定 「緑地保全及び都市緑化推進の仕組みづくり」策定	「環境の保全の為の意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行
平成16	11	「資源物持ち去り防止要綱」制定	
		クリーンパーク茂原等7施設においてISO14001認証取得	「気候変動枠組条約第9回締約国会議」開催（ミラノ）
	3	「食料・農業・農村基本計画」策定	「栃木県水環境保全計画」策定
		「都市観光推進プラン」策定	
		「大谷観光推進基本計画」策定	
	6	「下水道事業基本計画」策定	
6	「うつのみや環境行動フォーラム」設立	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」の公布	
8		「栃木県レッドデータリスト」公表	
10		「栃木県生活環境の保全等に関する条例」公布	
平成17	11	「市民協働指針」策定	
		「地区行政の推進に係る大綱」策定	
	12	「エコパーク板戸」稼働	「気候変動枠組条約第10回締約国会議」開催（プエノスアイレス）
	2		「京都議定書」発効
	3	「飛山城史跡公園」オープン	
	4		「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」施行 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」施行（一部10月1日施行）
平成18	6	「事業所版環境ISO～ECOうつのみや21～」創設	
	9	「うつのみや人づくりビジョン」策定	
	12		「気候変動枠組条約第11回締約国会議」開催（モントリオール）
	1		「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ第1回閣僚会議」開催（シドニー）
	2		「石綿による健康被害の救済に関する法律（アスベスト救済法）」制定
	3	「一般廃棄物処理基本計画」策定 「生活排水処理基本計画」策定	「改正・大気汚染防止法（アスベスト飛散防止強化）」施行 「栃木県環境基本計画」改定 「栃木県地球温暖化対策地域推進計画」改定
平成19	4	「文化振興基本計画」策定	「改正・大気汚染防止法（揮発性有機化合物（VOC）排出規制）」施行
		「生活交通確保プラン」策定	「第三次環境基本計画（国）」策定
	4	機構改革により、環境企画課が環境政策課、資源循環推進課がごみ減量課に変更	「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」施行
	5	「地区行政推進計画」策定	「新・国家エネルギー戦略」策定
	7	「大谷の奇岩群」名勝指定	
	9	「市民協働推進計画」策定	
11	「不法投棄未然防止推進計画」策定	「気候変動枠組条約第12回締約国会議」開催（ケニア・ナイロビ）	

年	月	宇都宮市	国・県・その他	
平成19	2	「地球温暖化対策地域推進計画」策定 「宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化プラン”」策定（旧庁内環境配慮行動計画） 「グリーン調達推進方針」策定		
		「食育推進計画」策定 「宇都宮城址公園」オープン		
			「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」施行	
	5		「21世紀環境立国戦略」策定	
	6			
	8	「第1回もったいない全国大会」開催		
	9	「景観計画」策定		
	10		「改正特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン破壊・回収法）」施行	
	11		「第3次生物多様性国家戦略」策定	
	12		「気候変動枠組条約第13回締約国会議」開催（バリ）	
	平成20	3	「第5次総合計画基本計画」策定 「ごみ処理基本計画」改訂 「住生活基本計画」策定 「地域教育推進計画（第3次宇都宮市生涯学習推進計画）」策定	「京都議定書目標達成計画」改定 「第2次循環型社会形成推進基本計画」策定 「栃木県環境学習・環境保全活動推進指針」策定 「とちぎの元気な森づくり憲章」制定
			「環境基本計画（改訂版）」策定 機構改革により、クリーンセンターが廃棄物施設課に変更	「とちぎの元気な森づくり県民税」創設 「エコツーリズム推進法」施行
「宇都宮市環境協定」締結			「エネルギー使用の合理化に関する法律」改正	
4				
5				
6		「第2回もったいない全国大会」開催 「日本カーボンアクションプラットフォーム（JCAP）への参加	「生物多様性基本法」制定 「日本カーボンアクションプラットフォーム（JCAP）の設立	
7		「みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」施行 「路上喫煙等による被害の防止に関する条例」施行	北海道洞爺湖サミット開催 「低炭素社会づくり行動計画」策定	
8		「スイッチオフday」試行開始		
10		「エコ通勤推進デー」施行	「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（農林漁業バイオ燃料法）」施行	
12		「低炭素都市推進協議会」参加	「改正地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 「気候変動枠組条約第14回締約国会議」開催（ポーランド） 「低炭素都市推進協議会」設立	
平成21		3	「もったいない運動市民会議」設立 「生活環境保全推進計画」策定 「生活排水処理基本計画」改定 「バイオマスタウン構想」策定	「環境情報戦略」策定
			「低炭素型地域活力創造事業」創設	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」施行
	「もったいないフェア」開催 「宇都宮都市交通戦略」策定			
	11		「とちぎ環境立県戦略」策定	
	12		「気候変動枠組条約第15回締約国会議」開催COP15（デンマーク）	
	平成22	3		「生物多様性国家戦略2010」策定



年	月	宇都宮市	国・県・その他
平成22	4	プラスチック製容器包装・紙パック・白色トレイ収集（5種13分別）開始 「第2次都市計画マスタープラン」策定	
	5		「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布
	9	「もったいないフェア」開催	「生物多様性とちぎ戦略」の策定
	10		「地球温暖化対策基本法案」閣議決定 生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）
	11		気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）
	12	「自転車のまち推進計画」策定	栃木県が「EV・PHVタウン」に選定
平成23	2		「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（グリーン購入法基本方針）変更閣議決定
	3	「第2次環境基本計画」の策定 「第2次緑の基本計画」の策定 「文化振興基本計画」の改訂	「栃木県版レッドリスト」の改訂 「栃木県環境基本計画」の策定 「栃木県地球温暖化対策実行計画」の策定 「栃木県廃棄物処理計画」の策定 「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン2011」の策定 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」の一部改正
	4		「環境影響評価法の一部を改正する法律」公布
	6		「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布
	8		「再生エネルギー特措法」公布 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」施行 「放射性物質汚染対処特措法」公布及び一部施行
	9	「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の策定 「もったいないフェア」開催	
	11		気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17） 「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針」閣議決定
	12		栃木県が「再生可能エネルギービジネスモデル創造特区」に選定
平成24	3	「うつのみや産業振興ビジョン」の策定 「みんなでまちづくりプラン（第2次市民協働推進計画）」の策定 「第2次宇都宮市地区行政推進計画」の策定 「宇都宮市景観推進プラン」の策定	
	4		「第4次環境基本計画」の策定 「環境影響評価法の一部を改正する法律」施行
	6		国連持続可能な開発会議（リオ+20）
	8		「小型家電リサイクル法」公布
	9	「もったいないフェア」開催	
	11		気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）
平成25	3	「宇都宮市一般廃棄物処理施設基本構想」の策定 「宇都宮市上下水道基本計画改定計画」を策定 「太陽光発電向け市有財産貸出事業」を実施	
	5		地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正
	6		「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」を改正
	9	「もったいないフェア」開催	
	11		気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP19）
	11		地球温暖化対策推進本部が、2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8%減を提示



年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他
平成26	6		「土壤汚染対策法」改正
	8	国の「J-クレジット制度」において、「みやCO2パイパイプロジェクト」が認定	
	9	「もったいないフェア」開催	
平成27	4		フロン回収・破壊法が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称「フロン排出抑制法」）が施行。
	6		国が2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で26%削減（案）を表明
	9	「もったいないフェア」開催	

## 2. 宇都宮市環境基本条例

平成13年9月28日

条例第32号

宇都宮市は、遠く日光連山を望み、北西部の緑豊かな丘陵地、南東部の広大な平野及び鬼怒川、田川、姿川の清流が織りなす自然の恵みを受け、多くの先人たちのたゆみない歴史と文化の積み重ねにより、二荒の森を中心にして発展を遂げてきた。

しかし、今日、都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、環境への負荷は高まり、都市型公害や生活型公害が顕在化している。また、人の活動により身近な自然が減少し、廃棄物の発生量の増大などが引き起こされ、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊などの問題が地球的規模で広がりを見せ、人類を含むすべての生物の生存基盤そのものを脅かすに至っている。

こうした環境に関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムやそれを支えている私たちのライフスタイルに根ざしており、その解決のためには、一人ひとりが日常生活の在り方を見直すとともに、環境をより良くするための行動を自ら実践することが必要となっている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、等しく健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、人類の存続の基盤である環境を将来にわたって守り、育み、引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識の下、私たちは、「環境都市」の実現を目指し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代にその環境を継承することができるよう環境の保全及び創造に関する基本的事項を定め、地域の自然的社会的条件に応じた施策を推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民による役割分担と相互協力の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、限りある資源を循環できる持続可能な社会への転換を図るとともに、自然環境を保全し、人と自然とが共生する都市を形成するよう適切に行わなければならない。

2 環境都市の実現に向けた前項の目標を推進するに当たっては、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、野生生物種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対し、その支障の原因となるおそれのあるものを取り除き、又は改善する措置を講ずる等の環境の保全に貢献することを基本として行わなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造について、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策

を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、積極的に環境への負荷の低減及び地域の緑化の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、ばい煙、汚水その他排出物等を適正に処理し、これらによる公害の発生を防止するとともに、廃棄物及び温室効果ガスの排出を抑制するほか、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動において、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等を積極的に利用するとともに、利用した製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 事業者は、その事業を行う区域内に緑地を確保するとともに、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

- 4 事業者は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、焼却煙及び騒音の発生の防止、廃棄物及び温室効果ガスの排出の抑制、資源及びエネルギーの節減その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

- 3 市民は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への負荷を低減するための措置)

第7条 市は、事業者による事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止し、及び温室効果ガスの排出を抑制するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用のための措置)

第8条 市は、廃棄物の発生抑制、製品の再資源化並びに資源及びエネルギーの有効利用が図られるとともに、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう資源の循環的利用のために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全及び生物の多様性確保のための措置)

第9条 市は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、野生動植物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人と自然とが共生する都市を形成するための措置)

第10条 市は、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に位置付けられ、それぞれが相互に関わりあい、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう人と自然との共生が図られる都市の形成に必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 環境の保全及び創造に関する施策の推進

#### (環境基本計画)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向性

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ宇都宮市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### (環境管理)

第12条 市長は、第2章の施策を実施するに当たっては、環境への負荷を低減し、環境の保全及び創造に資するため、環境を管理する制度を用いるとともに、事業者その他の者がその制度を導入できるよう促進に努めるものとする。

#### (環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するよう努めるものとする。

#### (監視等の体制の整備)

第14条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

#### (環境に関する教育の充実及び環境学習の推進)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう環境に関する教育の充実及び環境学習の推進に努めるものとする。

#### (情報の提供)

第16条 市は、市民及び事業者が行う地域の緑化、再生資源の回収その他の環境の保全及び創造に関する自主的な活動を促進するため、情報の提供に努めるものとする。

#### (施策の総合的な調整及び効果的な推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第18条 市は、環境の保全及び創造を図るための施策のうち、広域的な取組みを必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境の状況等の報告)

第19条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

#### 第4章 環境審議会

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、宇都宮市環境審議会（以下「環境審議会」という。）を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 環境基本計画について、第11条第3項の規定に基づき意見を述べること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。

3 環境審議会は、委員20人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(宇都宮市環境保全条例の廃止)

2 宇都宮市環境保全条例（昭和55年条例第42号）は、廃止する。

宇都宮の環境（平成26年度環境状況報告書）

発行年月 平成28年 1月  
発行 〒320-8540  
宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市 環境部 環境政策課  
電話 028-632-2403  
fax 028-632-3316